

に約三反歩の大池を生じ、降雨の都度下流に流出し、且つ龜裂個處は雨水浸入のため漸次崩壊を擴大せしめた。前記の池は、地元部落に於て大震池と稱し、堰水は堆積せられたる土石の間隙を流出しつゝあるも、一朝土石の破壊せらるゝことあらば、下方部落は又、前記根府川部落と同一轍を踏むの恐れあらしめたので、復舊に頭を悩まさしめた。

吉濱・岩村方面に於ては被害輕微なるも、崩壊面積五十町步餘に達した。此方面は元來石切場で、それを京濱地方に搬出して生活せるものが多い。其産額尠からざるも、石切丁場の多きため、特に崩壊を大ならしめたるやうである。

此外點綴崩壊又は山腹山脊で、縦横に龜裂するもの亦枚舉に遑あらざるほどである。降雨の度に是等の間隙より雨水浸入し、漸次崩壊面積を擴大して崩壊を増加せしめた。

(7) 其 他

鎌倉・三浦・橋樹・高座等の各郡の如き丘陵地に於ては、田・畑・宅地等の被害に止り、山林として崩壊被害の如きは輕微いふに足らず、例示するが如きものもない。單に部分的で、自然傾斜面に人工を加へ、山脚を切り取りたる箇所多きを見るのみである。今、其面積を擧ぐれば左の如くである。

鎌倉郡	二十町
三浦郡	十町

橋樹郡

二十町

第二章 警備と救護

第一概 説

史乘未曾有の大震の齎した惨害は、實に縣下全般に亘り、家屋の倒潰、交通設備の破壊、通信機關の杜絶に加ふるに劫火並に起り、海嘯襲來して縣下各地を破壊し盡し、凄絶慘絶の光景を現出し、爲に人心は異常の不安に陥り、横濱市の如きは全市灰燼に歸し、一朝にして糧食絶無となり、水道も亦破壊して飲料水を得るに由なく、罹災者は疲勞困憊飢渴の裡に在りて、然も骨肉の生死を尋ねて死屍の間を彷徨し、死兒を抱擁して焦土の街衢に泣き、行人は袖を斷ち、裾を焼き、跣足餘燼を踏んで足爲めに傷き、不安絶望の人ならずば、殺氣横溢したる人のみ歩行するが如き状態を呈した。而して、各地は、警察官も亦齊しく此慘禍を蒙りたるにも不拘、自家を顧みずして人命の救助・災害の防止・傷者の救護・糧食の配給並に警備の任に膺りたるも、警察廳舎の焼失又は倒潰に依り、巡查の集合・指揮・統率等に多大の困難を感じ、然も警察官の大半は帽子飛び、被服焼け、帯剣折れ、完全なる制服を纏ふ者とは皆無の状態であつた。剩へ人心は時々刻々に恐怖に襲はれ、寸前も逆踏すること能はざるの状態に立至つてゐる。縣廳の諸幹部は、幸にして死傷者少なく、震後直に救護本部を横濱公園に設けて救護に盡したるも、市内數十箇所より發したる火は、全市を燒燼して、救護本部は猛火に包圍せられ、各警察署との聯絡は遂に絶たるゝに至つたので、

諸幹部は焦慮裡に夜を徹するの止むなきに至つた。此間に處し、森岡警察部長は死地に瀕する多数の避難民を指導しつゝ新港岸壁に通れ、身をコレヤ丸に投じて無線電信を以て船橋無線電信所に報じ、之れに内務省への急報を托したるも、遂に同所より傳送に方法なき旨の無電に接し、已むなく急を大阪・兵庫の兩知事に傳へて最大の急接を求め、二日未明、餘燼尙ほ未だ熄まざるに横濱公園を脱出したる野口警務・西坂高等の兩課長を東京に急派し、内務省に報告を爲し、且救援を求むると共に、第一師團長に對し出兵の要求を爲さしめ、一面僅かに焼失を免れたる唯一の残存家屋、櫻木町の海外渡航検査所に縣廳の假事務所を設け、廳員を督勵して食糧の徵發、警備並に救護に關する方策を樹て、死傷を免れたる警察官を督勵して治安の維持に任ぜしめ、他面警視・警部を市の内外に急派して監察巡邏の方法を執り、秩序の維持に努めたけれども、鮮人暴行の流言蜚語は盛に行はれ、事態急迫を告げ、而も縣下郡部の情報は頻々として疎り、何れも震災の慘狀、海嘯・山津浪等の激甚なるを以てした。然るに三日午前三時に至り、上京中の野口・西坂の兩課長は、徹宵して歸廳し、歩騎兵出動の快諾と糧食分配の諒解を得たるのみならず、目下之が準備中なる旨の報を齎した。茲に於て、三日早朝市内各所に陸兵出動中なるのみならず、陸軍及大阪・兵庫兩府縣知事より多量の糧食を積出したる旨の報を得て、之を宣傳し、仍りて以て人心の安定に努めた。

九月三日午前十一時、大麻内務事務官は驅逐艦に依り、歩兵百二十餘名と共に横濱港に入港したるも、棧橋は破壊燒燼して残火尙滅せず、已むなく新山下橋々畔より上陸し、一方騎兵の若干は陸路鐵路を横濱市に踏み入れた。是より先、壽警察署員の救護要求に依り、軍艦五十餘の麾下に屬する驅逐艦初霜・霞の二艦は、三日未明横濱港に先着し、早朝一部の陸戰隊を磯子方面に上陸せしめ、警察官と相俟つて警備に任じたけれども、糧食の缺乏と、死傷

者の續出と、流言蜚語の傳播とは、人心をして益々惡化せしむるのみであつた。然るに四日朝に至り、事態の重大なるに鑑み、奥平少將は歩騎兵各一個聯隊・工兵一個大隊・衛生部隊若干を率ゐて來着したるが、是より先、當局は事態の急迫なるを看取し、九月二日緊急勅令を以て戒嚴令中一部施行に關する件を制定公布し、東京府下八王子市・三多摩郡及島嶼を除く地域に適用したる戒嚴令は、神奈川縣下にも三日より施行せらるゝこととなり、横須賀市及三浦郡は、横須賀鎮守府司令長官の令下に、其他の地域は關東戒嚴司令官の令下に入り、警備の嚴なることを得たが、震災地域は關東一帯の地に互り、殊に京濱兩都市の潰滅を知るや、民心爲めに異常の驚怖に襲はれ、衣食住に窮して街衢を彷徨し、又は難を他郷に避けむと欲して移動するもの絡繹として絶へなかつた。其間、流言蜚語は各地に瀰漫し、特に或は掠奪行爲はれ、山間僻陬の地と雖も驚怖に襲はれ、街頭刀劍・竹槍を持して歩行する者、部落に屯して不逞者の來襲に備ふる者等續出し、人心の歸嚮に多大の支障を與へたが、横濱市内に於ける残存外米と、大阪府・兵庫縣よりの救援糧食の輸送頗る敏速なりしとの結果、秩序の維持に大なる効果を收め得た。此間に處し警察部長は自ら市内を巡察して以て治安維持に任ずるの外、警備軍司令官並に幕僚及震災救護事務局より派遣せられたる神奈川支部事務官と、常に隔意なき協議を遂げ、仍りて以て救護並に警備の萬全を期し、一般罹災民の保護・民心の安定・秩序の恢復に最善の努力を傾注したのであつた。

第二 戒嚴令の施行

關東一帯の地に大震大火災起り、帝都の大半燒亡して事態急迫を告ぐるや、九月二日勅令第三九八號を以て、「一定の地域を限り別に勅令の定むる所に依り戒嚴令中必要の規定を適用することを得」る旨の勅令を發布せられ、同

日勅令第三九九號を以て戒嚴令第九條及第十四條の規定を東京市・荏原郡・豊多摩郡・南足立郡・南葛飾郡に適用し、同條中司令官の職務は東京衛戍司令官之を行ふ旨發布せられたるが、神奈川縣下の震災の被害も頗る激甚にして事態急なるものありしを以て、翌三日勅令第四〇一號を以て神奈川縣下にも戒嚴令を施行することとなり、施行區域を「東京府・神奈川縣」に改め、縣下横須賀市及三浦郡に在りては、横須賀鎮守府司令長官、其他に在りては關東戒嚴司令官の令下に入り、九月三日午前十一時には驅逐艇に依り、赤坂歩兵第一聯隊中隊長正木雪儀少佐の率ゆる歩兵百十名（外に鳩班二名鳩二十羽）が、横濱港に上陸したるを首とし、同日午後二時四十分習志野騎兵第十五聯隊長丸野尾順太郎大佐の率ゆる騎兵約二百五十名は、陸路横濱に到着、午後三時には軍艦山城より陸戰隊二小隊上陸、是等の軍隊は食料及飲料水の配給所、食料品倉庫現存家屋所在地並に罹災者の避難集團地に配備したるも、尙軍隊の配置十分なりと云ふことが出来ず、切に増兵の要求中、翌四日旅團長奥平少將は歩騎兵各一個聯隊、工兵一個大隊其他衛生部隊を率ひて陸續として來縣し、横濱を首とし、縣下樞要の地點に配備を了し、以て治安の維持に當られた。其他工兵隊は交通上最も緊要なる市内焼失橋梁の架設及警備電話の急設並に電車線路の修理等各種の方面に活動し、海軍及工兵隊は夜間横濱の海陸兩方面より間斷なく照明燈を照して、以て暗黒なる市街に照明を與ふる等、其活動頗る刮目に値するものがあつた。一時は秩序紊れ、人心の歸趨も亦之を逆睹すること能はざりし状態に陥つたが、軍隊の活動は警察及憲兵隊の共力と相俟つて秩序恢復に努め、九月下旬には民心大に鎮靜に歸し、十一月十五日遂に之を撤廢するに至つた。然し之と同時に新に東京警備隊司令部設置せられ、已に増員せる警察官と相俟つて京濱地方警備の任に當つた爲め、越年前に於て縣下各地は殆ど平靜に歸し、住民は堵に安じ、當局官憲の復興事業

と相俟つて、罹災民は何れも銳意自家の復興に營々たるの状態を呈するに至つた。

第三 臨時震災救護事務局神奈川縣支部の設置

大震災の突發と共に、政府は九月二日臨時震災救護事務局を設置し、震災救護に關する對策を樹立し、直に震災地救護の重要事務に従事したるが、神奈川縣下一帯の地の惨狀頗る激甚にして事態急迫を告ぐるを知るや、横濱市にも支部を設置するの緊要なるを認め、九月四日神奈川縣支部を設置し、翌五日には三矢内務監察官は陸路先着し、各部の事務官は書記と共に軍艦にて横濱港に着し、直に縣廳假事務所内に事務を開始するに至つたが、救護事務の統一と實效とを期し、兼て渉外事務の敏活と圓滿を圖るが爲め、本省より派遣の事務官は、本縣の部課長・市役所高級職員と共に、一團となりて事務の分擔を定め、部署を整へ、眞に衣帶を解く暇もなく、不眠不休の間に相戮力して、以て救護事務に執掌することとなつた。

(1) 各部擔任事項要目

總務部	會議ニ關スル事項、人事ニ關スル事項
	文書收發ニ關スル事項、部内警備ニ關スル事項
	徵發ニ關スル事項、他部ニ屬セザル事項
	記録ニ關スル事項、被難民海上輸送ニ關スル事項
食糧部	食糧輸入ニ關スル事項、食糧配給ニ關スル事項

警備部

一般警備ニ關スル事項、外人及鮮人ニ關スル事項
交通整理ニ關スル事項、電氣瓦斯事業ニ關スル事項
被害調査ニ關スル事項

運輸交通通信連絡部

運輸交通々々連絡方法ニ關スル事項、道路水路復舊ニ關スル事項、海上交通整理ニ關スル事項
ガソリン管理ニ關スル事項

飲料水部

飲料水供給ニ關スル事項、水道復舊ニ關スル事項

收容設備部

罹災民收容ニ關スル事項、救急バラック設備ニ關スル事項

衛生醫療部

醫療ニ關スル事項、衛生ニ關スル事項、屍體處置ニ關スル事項

會計經理部

豫算經理ニ關スル事項、部内調度ニ關スル事項
使丁ニ關スル事項、部内炊出ニ關スル事項

情報部

情報ニ關スル事項

備考 一、權限ニ疑義ヲ生ジタルトキハ最高幹部ノ決定ニ依ルモノトス

二、分課ハ各部ニ於テ制定スルモノトス

(2)臨時震災救護事務局神奈川縣支部事務處理要項

文書取扱

- 一、支部名及支部内各擔當部名ヲ以テ發送スル文書ハ警備部ヲ除クノ外總テ總務部ヲ經由スルコト
- 二、發送文書ハ總テ擔任部ニ於テ起案淨寫シ秘密ニ屬スルモノハ封緘シ總務部ニ回付スルコト

三、支部及擔任部ニ宛テ外部ヨリ到來スル文書ハ親展文書及警備部宛文書ノ外總テ一旦總務部ニ於テ收受シ之ヲ帳簿ニ記載シタル上擔當各部ニ配布スルコト

四、總務部ニ於テハ收發件名簿ヲ備ヘ番號ヲ付シ之ヲ處理シ其回付先ヲ明ニスルコト

服務

一、横濱市外ニ出張セムトスルモノハ總務部ニ申出デ出張命令ヲ受クルコト(命令ヲ受ケザルモノニ對シテハ旅費ヲ支給セズ)

二、事務局派遣員及神奈川縣廳員ハ常分ノ内各二名宛(高等官及判任官各一名)宿直スルコト

宿直員氏名ハ總務部ヨリ順次之ヲ通知スルコト

三、警備部ニ於テハ前二項ニ依ラズ之ニ準ジ別ニ取扱フコト

徵發

一、徵發物件ノ品目・數量ノ決定及現在品所在調査各部ニ於テ行フコト

二、徵發書發付ノ手續ヲ求ムルモノハ徵發書記載ノ要件ヲ具シ總務部徵發係ニ申出ヅルコト

三、徵發物件ハ速ニ各部ニ引渡シ各部ニ於テ保管スルコト

四、徵發物件ノ品質・瑕疵等ニ付テハ徵發ノ際之ヲ確メ出來得レバ見込價格ヲ調査シ置クコト

五、徵發ヲ爲サムトスルトキハ一應會計經理部ニ合議スルコト

罹災民輸送

一、總務部ニ於テハ罹災民輸送ノ爲汽船便ヲ調査シ員數ニ應ジ乗込マシムルコト
 二、前項汽船便調査ノ上ハ其ノ都度直ニ市役所係員ニ於テ揭示ノ上一般ニ周知ノ方法ヲ講ズルコト

人 夫

一、人夫備上ニ付テハ各部ニ於テ募集ノ手續ヲ爲スコト
 二、人夫ヲ備上ガムトスルトキハ其ノ員數・賃金等ヲ具シ會計經理部ニ合議スルコト
 三、荷馬車・荷車・艇舟等備上ニ付テモ前同様ノコト

運輸交通通信

一、運輸・交通・通信聯絡方法ハ聯絡部ニ於テ策ヲ講ジ各部ニ周知セシムルコト
 二、艇舟・曳船等ニ依ル荷場ハ各部ニ於テ行フコト
 三、陸上運輸及通信ニ付テモ前同様

會 計

一、豫算ハ事務局ニ於テ計上シ令達セラルル管ナルヲ以テ支部ノ炊出其ノ他諸需要ハ凡テ會計經理部ニ於テ支辨スルコト
 二、自動車ハ從來縣ニ於テ徵發備上ゲタルモ凡テ之ヲ一旦會計經理部ニ移シ更ニ所要ニ應ジ各部ニ分屬セシムルコト
 三、會計經理部ノ自動車ヲ使用セムトスルモノハ行先所要時間等ヲ申出デ使用ノ承認ヲ受クルコト

四、ガソリン・蠟燭其ノ他部内需用品ハ會計經理部ニ用途・數量ヲ申出デ配給ヲ受クルコト

情 報

一、各部ニ於テ委員ノ決裁ヲ受ケ又ハ委員ニ供覽シタル事項ハ必要ニ應ジ總務部ヨリ情報部ニ回付スルコト
 二、情報部ハ直ニ各部ニ情報ノ要求ヲ爲スコトヲ得
 三、當分ノ間各部ニ於テ毎日一回其ノ日ノ施設狀況ヲ委員ニ報告スルコト
 口頭ニ依ル報告ニ對シテハ情報部員之レニ立會フコト

救 護 班

一、各地ヨリ來援スル救護班ノ配置及班員ノ待遇ハ衛生醫療部ニ於テ講ズルコト
 二、警備事務の分掌

大震の突發と共に、警察部員は平素に於ける事務の分掌に拘泥せず、全力を擧げて警備並に救護に従事せざるべからざるの場合に逢着せると共に、事態の重大なるに鑑み、特に重責を直感し、震後直に警備救護に専従したるが、又一面事務の進捗を期する上に於て最も緊要なるを認めたりと雖も、震災に依り負傷せる者又は、急遽震災用務の爲出張せる者若は疲弊困憊して出勤し能はざる者等ありし爲め、不取敢死傷を免れ、困苦缺乏に堪へ、元氣澄潤たる警察部員に於て、九月三日一先づ事務分掌を定めたりしも、九月五日より震災救護事務局神奈川縣支部に設置せられ、警備部として新に事務の分掌を定むるの必要を生じ、同月七日左の如く定めた。

係名

管掌事項

庶務係

傳令交通運輸、人事ニ關スル事項

各部トノ連絡交渉ニ關スル事項

他係ト屬セザル事項

警務係

警備ニ關スル事項

外國人保護ニ關スル事項

應援警察隊ニ關スル事項

調査情報係

震災調査ニ關スル事項

通報文書ニ關スル事項

高等係

各種要視察人取締ニ關スル事項

刑事事件ニ關スル事項

給與係

糧食配給ニ關スル事項

警察職員家族保護ニ關スル事項

二、郡部震災地の視察及警察の激勵

縣下郡部に於ける震災狀況は、交通・通信機關の破滅に依り、即日之を知るに由なかりしも、各警察署長よりの特使は、二日早朝より刻々に到着し、其の情報を得るに及んで、震災の慘害は縣下一圓に互れるのみならず、被

害の激甚なるに震駭せりと雖、殊に横濱市の慘狀は其の極に達し、全市潰滅して水糧食を得るに由なく、死傷も亦幾萬なるを知らず、街衢港灣河川には死屍累々として横はり、人心は異常の不安に陥り、寸前を逆踏し能はざるの狀態に在るを以て、九月六日警部・警部補又は巡查部長より成る自轉車隊を編成し、縣下を五區に分ち、調査の爲め出張せしめたり、森岡部長は各班の出發に先ち左の訓示を與へた。

「諸君ニ郡部震災地ノ實況調査トシテ急遽出張ヲ命ズルハ一ハ郡部震災地ニ對スル見舞ノ傳達ト一ハ署長以下署員ガ今回ノ震災ニ依リ或ハ傷キ或ハ倒レ或ハ家族中ニ慘死者ヲ出シ或ハ全燒全潰ノ災厄ヲ蒙リツツアルニモ不拘一身ヲ犠牲ニ供シ然モ困苦缺乏ニ耐ヘ不眠不休ノ激職ニ精勵シツツアルハ同情ト感謝トニ堪ヘズ然リト雖モ今回ノ震災タルヤ史乘未曾有ノ悲惨事ニシテ地方民衆は一ニ警察官ノ活動ト救護トニ信賴スルニアラズンバ身體・生命・財産ノ保護ノ完キヲ期スルコト能ハズト思惟セラレ又治安ノ維持ノ如キモ一ニ警察官ノ活動ニ俟タザルベカラザルノ現狀ニ在ルヲ以テ此ノ際粉骨碎身以テ縣民ノ期待ニ背カザラムコトヲ期スベキ旨ノ傳達ヲ望ム云々」而して其の調査區域・調査班並に調査事項を左の如く指示せるが、調査班員は縣下到處の道路・橋梁の破壊に遭遇し、自轉車の交通も亦意の如くならず、或は山岳・丘陵を迂回し、或は河川を徒涉し、飢渴を忍び、屋外に露營し、三日間にして相前後して使命を果し歸廳せるが、其勞苦は實に慘澹たるものであつた。

一、調査區域並ニ調査班

第一班 三浦半島

第二班 鎌倉・葉山、高座・久良岐ノ兩郡

第五篇 神奈川縣

第三班 足柄上下兩郡

第四班 中・愛甲兩郡

第五班 都筑・橋樹・津久井及高座郡の一部

二、調査事項

- (1) 震災ニ依リ倒潰シタル戸數・棟數ノ概數
- (2) 焼失・流失戸數並ニ棟數
- (3) 震災ニ依ル死者・傷者ノ概數
- (4) 海嘯・山津浪又は崖崩ノ有無及其ノ慘狀
- (5) 貴賓知名ノ士ノ死者及ビ之ガ應急的救護並ニ警備狀況
- (6) 御用邸・御別荘損害ノ有無及程度
- (7) 重ナル官公署・學校・社寺及其ノ他特別ノ建物ニ對スル被害狀況
- (8) 死傷者ノ救護方法
- (9) 罹災民ノ救濟狀況
- (10) 民心ノ變動及之ガ歸趨
- (11) 糧食ノ現在狀態及將來配給ヲ要スベキ計劃ノ大要
- (12) 警察官及家族ノ死傷並ニ救濟狀況

- (13) 官公署員ノ死傷及救護事務ニ及ボス影響
- (14) 警察官中特殊ノ活動狀況及激賞ニ値スル者ノ活動概況
- (15) 徵發ニ關スル概況殊ニ民心ニ與フル反響
- (16) 罹災民集散ノ狀況及其適否並ニ之ニ對スル所遇狀況
- (17) 鮮人暴行ノ眞否及其ノ動靜並ニ民心ノ反動
- (18) 其他警察上參考トナルベキ事項並ニ美譚等

以上は震災直後最初の郡部調査なるが、横濱市内の秩序の恢復と、専任監察官の増員配置とに依り、此等警視・警部を随時派遣するの外、森岡警察部長は自ら郡部震災地を視察し、署員を弔問し、又は慰撫激勵して、震災救護並に警備上に最善の努力を盡した。

三、市内署長會議其の他各種の會議

震災に依り、縣廳の焼失は勿論市内各警察署は大破し、僅に焼失を免れたる神奈川警察署を除くの外、加賀町・伊勢佐木町・壽・山手本町・戸部・横濱水上の六警察署は全潰又は半潰後に於て悉く焼失し、派出所の如きも焼失を免れたるは十中の一二に止まりたるを以て、已むなく僅に倒潰を免れたる學校又は民家に警察署を開設し、派出所の如きは假に焼トタン板を以て圍繞し、詰所に代用して以て警備に任ずるが如き状態なるのみならず、署長以下署員は不眠不休の間に在りて、市内の救護・治安の維持に任じ、一刻も猶豫すること能はず、從て警察署に對する命令の如きも、森岡警察部長又は各課長は、自ら市内各署を巡視して、以て臨機應變の指揮を爲し、適切なる處

置を執るの止むなかりしも、又一面各警察署長を召集して、一定したる救護及警備方針の下に活動せしむるの要あり、又各種の打合をも爲すの必要を生じたるを以て、九月六日市内署長を縣廳假事務所樓上に召集し、救護・警備の打合を爲すと共に、大要左の訓示を爲した。

今回ノ震災ニ就テハ諸君ノ奮闘頗ル大ナルモノアリ然モ諸君ハ自ラ傷キ又ハ家族ニ死傷者ヲ出シ殆ンド全焼ノ災厄ヲ蒙リ寢ルニ家ナク喰フニ食ナキノ間ニ處シ不眠不休ノ苦闘ヲ續行シツツアルニ際シ今又尙一層ノ努力ト奮闘トヲ希望スル所以ノモノハ蓋シ吾々警察官ノ活動ト努力トニ待ツニアラザレバ罹災民ヲ救護シ治安ノ維持ニ任スル者ナキノ秋ナルヲ以テナリ諸君及諸君ノ部下ハ古今未嘗有ノ災害ニ方リ一身ヲ犠牲ニ供シ此ノ非常時ニ處シ濟生救民ノ目的ヲ達スル爲ニ最善ノ奮闘努力ヲ盡サレンコトヲ希望シテ已マズ而シテ今回ノ大震大火ニ對スル目下ノ警備方針ハ

一、分散主義ノ獎勵

罹災民ヲ各地ニ分散セシムルハ罹災地ノ整理・糧食ノ供給・治安ノ維持上最モ機宜ノ處置ト認ムルヲ以テ災害地退散ノ有利ナルヲ説キ之カ宣傳ニ努メ分散狀況ハ時々報告セラルベシ

二、死傷者ノ手當及救護

大震災ニ際シ萬死ニ一生ヲ得タル傷者モ醫藥ナキガ爲ニ一命ヲ損スルガ如キコト無之ヲ保シ難キモ如斯ハ人道スヨリスルモ救護ノ精神ヨリスルモ最モ留意ヲ要スル事項ナルヲ以テ縣警察部ノ醫師及赤十字社支部陸軍等ノ醫師ヲ以テ臨時救療部ヲ急設シツツアルガ尙市内ニ於テ設置シ得ベキモノハ醫師ヲ督勵シテ之ヲ設置セシメ又一面他

府縣ヨリノ來援救護班及醫藥材料ノ到着ト共ニ敏速之レヲ設置スルヲ以テ各署ニ於テモ之等救護機關ト協力シ罹災者救護ニ萬遺策ナキ期ヲセラルベシ

三、民心ノ安定

糧食ノ配給ニ依リ民心稍安定セルガ如シト雖糧食及水ノ配分給與ハ尙未ダ全ク公平均等ヲ得ル能ハザルモノアリテ前途尙幾分ノ暗雲低迷スルモノアルヲ免レズ故ニ此ノ際糧食及水ノ配給ニ對シテハ特ニ留意スルト共ニ一面流言蜚語ヲ禁遏シ一日モ速ニ民心ヲ安定セシムルニ最善ノ努力ヲ盡サレムコトヲ望ム

四、死傷者ノ概況

死傷者ノ概數ヲ知ルハ救護及災害調査ノ基礎トナルベキヲ以テ可成速ニ正確ナル數ヲ調査シ報告セラルベシ

五、軍隊トノ連絡

戒嚴令ノ實施ニ依リ軍隊ノ配備繁カラムトスルヲ以テ之レカ連絡上十分ナル注意ヲ拂ハルベシ

六、朝鮮人ノ保護

朝鮮人中ニハ暴行凌虐ヲ爲ス不逞ノ徒輩一・二ナキニアラザルベキモ之レヲ以テ朝鮮人悉クガ不逞ナリト推斷スルハ頗ル早計タルヲ免レズ然モ途上ノ風説蜚語ニ迷ハサレテ鮮人ニ對シ邦人カ暴行ヲ加フルカ如キコトアランカ日鮮融和ノ上ヨリ觀ルモ將又人道スヨリスルモ默過スベカラザル次第ニ付流言蜚語ノ防止ニ努ムルト共ニ鮮人保護上方遺憾ナカランコトヲ期スベシ

七、警察官ノ身分保證其他

震災ニ依リ市民ノ減少ト共ニ早クモ警察官ノ淘汰時期ノ到來ヲ危惧シツアルヤノ説アルモ如斯コトヲ危惧スルトキハ非常時ニ對スル保護取締モ遂ニ完全ヲ期シ能ハザルベシ諸君ハ部下ニ對シ不安ノ念ヲ抱懷スベカラザル旨ヲ特ニ訓達セラルベシ而シテ此ノ言ハ本官ノ責任ヲ以テ言明スル所ナリ又警察官中被服燒燼シテ制規ノ服裝ヲ着用シ能ハザル者多數アリ之レニ對シテハ目下大阪府警察部長ニ依頼シ急速調製中ナルヲ以テ近日着荷スルコトト思料セラルルヲ以テ之レヲ諒トセラルベク又警察官家族ノ歸郷旅費ニモ何レモ困難スルモノト思料シ一時之レヲ借用流通スベク目下其筋ニ内申中ニ付之レ又安堵セラルベシ

八、暴利取締

戒嚴令ノ施行ト井ニ本月二日非常徵發令ヲ發布セラレタルヲ以テ必要ニ應ジ縣廳ニ於テ之レガ徵發ヲ爲シ以テ罹災民ノ救済ヲ爲サムトス尙大震災ト共ニ濫リニ物資ノ高騰ヲ圖ル者無之ヲ保シ難キヲ以テ此點ニ對シテモ十分留意セラルベシ

九月九日午後五時より再び市内各警察署長を召集し大略左記事項を訓示した。

一、不逞者犯罪者ノ檢舉方針

震災當時ニ於テハ人心頗ル昂奮シ食糧ノ配給完カラザリシヲ以テ人心不安ノ極ニ在リシト人命救護ノ急ナルト市内各署ハ神奈川署ヲ除クノ外何レモ燒失シ殘存警察署ハ鮮人ノ保護收容上餘力ナカリシトヲ以テ不逞徒犯罪者ノ檢舉ニ幾分ノ手心ヲ加フルノ止ムナキ状態ニ在リシモ近時解放囚人又ハ不逞ノ徒ハ罹災地ニ跋扈シ被害尠ナカラザルモノアリ今日此儘ニ推移センカ治安維持上憂慮ニ堪ヘザルモノアルノミナラズ糧食ノ供給漸次普及シ人心モ

亦稍安定セムトスルノ状態ニ在ルヲ以テ爾今斷然犯人檢舉ノ主義ヲ執ルベク殊ニ流言浮説ヲ流布シテ暴行騷擾其他生命身體又ハ財産ニ危害ヲ及ボスベキ犯罪ヲ煽動スル者等ノ檢舉ハ特ニ最モ峻烈ヲ以テ之レニ臨マムト欲ス各署長ハ宜敷此ノ方針ヲ體シ檢舉ノ徹底ヲ期シ生命・身體・財産ノ保護上萬遺憾ナキヲ期セラルベシ

二、被害調査

調査事項別紙ノ如シ(郡部災害地調査事項ト略同一ニ付省略)

三、巡查ノ常務ト賞罰

震災直後今日迄ハ徹宵徹夜救護ニ從事シタルガ此ノ儘永ク之レヲ繼續センカ却テ巡查ノ能率ヲ減退スルニ至ルヘキヲ以テ今日以降警備上支障ナキ限り常務ニ服セシメ仍テ以テ勤務ニ精勵セシムベシ

尙警察官ハ非常ノ場合ニ於テハ特ニ其ノ行動模範のナラザルベカラズ然ルニ事變ニ際シ地方民心荒怠ノ兆アルニ際シ此ノ氣分ニ馴致サルル虞ナシトセズ故ニ之レヲ引締メ賞罰ヲ明ニシ職務ノ嚴正ヲ期スベシ

四、警察ノ勤怠及食糧ノ配給

警察官ノ勤務ハ常務ニ服スルト共ニ最モ正確ヲ期シ勤怠ヲ明ニシ後日ノ參考ニ資セラルベシ又警察官中日夜職務ニ精勵シ糧食ノ配給ヲ受クル能ハザルモノ有之ヤノ聞エアルモ如此ハ警察官ヲシテ後顧ノ憂ヒヲ抱カシメ警戒上遺憾少ナカラザルヲ以テ今後ハ警察部ヨリ直接配給スベキニ付此點ヲ説示シ安心セシメラルベシ

五、震災調査班ノ編成

這般ノ震災ハ史乘未曾有ノ大變事ニシテ救護又ハ警備上調査スベキ事項頗ル多キヲ以テ各署ニハ震災調査班ヲ設

ケ調査ノ徹底ヲ期セラルベシ
以上の外、其後に於て數回の召集訓示を爲したるも、之れを省略す。

軍隊配置表 第一表

隊名	期	間	聯	隊	大	隊	中	隊	小	隊	駐	區	在	城	又	所	備	考
小田原	自九月三日	至九月六日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月七日	至九月十日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月十一日	至九月十四日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月十五日	至九月十八日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月十九日	至九月廿二日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月廿三日	至九月廿六日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自九月廿七日	至九月三十日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月一日	至十月四日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月五日	至十月八日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月九日	至十月十二日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月十三日	至十月十六日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月十七日	至十月二十日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月廿一日	至十月廿四日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月廿五日	至十月廿八日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						
小田原	自十月廿九日	至十月三十一日	十步四兵	聯第三	三島大重砲	二箇大	一箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	小田原町	小田原	百五十人						

軍隊配置表 第二表

隊名	期	間	聯	隊	大	隊	中	隊	小	隊	駐	區	在	城	又	所	備	考
小田原	自九月三日	至九月六日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月七日	至九月十日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月十一日	至九月十四日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月十五日	至九月十八日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月十九日	至九月廿二日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月廿三日	至九月廿六日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自九月廿七日	至九月三十日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月一日	至十月四日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月五日	至十月八日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月九日	至十月十二日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月十三日	至十月十六日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月十七日	至十月二十日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月廿一日	至十月廿四日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月廿五日	至十月廿八日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					
小田原	自十月廿九日	至十月三十一日	十步四兵	聯第三	一	大隊	二箇中隊	一箇中隊	一箇小隊	一箇小隊	小田原	小田原	百二十五人					

第三章 縣下郡市町村の被害状況

第一 横須賀市

イ、被害状況と市役所の執りたる應急處置

横須賀市も亦震災凄絶悲絶を極めた区域であつた。市の總戸數一萬四千三百戸中、焼失戸數四千七百戸、倒潰一萬四千三百戸といふ數字を示し、完全を保つた家屋はたゞの一軒もなく、全市潰滅に歸し、死者六百八十四人、傷者八百九十七人を出した。地震直後發火したのは、稲岡・山王の二箇所、發火時間は激震直後であつた。折柄南風十五米八分の風力凄じく、水道の消火栓破壊して防火の術なき衝を、烈火は見る見る風の方向に任せて延びて行つたのである。加ふるに全市の建物は、大部分木造日本建築であつて、激震に倒潰したる状態は火を導く事早く、延焼・飛火は思ふが儘に、市内若松・大瀧・山王・楠ヶ浦・稲岡五ヶ町の大部分、小川・深田・觀念寺全部、此焼失面積六萬五千坪の區域と、市内深田の内深田の大部分、佐野・中里の一部、此焼失面積千二百坪の區域及び横須賀停車場、逸見二番地の一部約五十坪の區域を焼失して、翌二日の午前五時漸く鎮火したのであつた。これより先、地震のためには管崎重油槽は破壊と共に火が移り、貯藏中の重油八萬噸は、一時に火焰を揚げつゝ、猛然として第二區港外に浮流し、海上一面は忽ち火の海と化したので、碇泊中の各艦船は急據港外に避難したが、火の海は約四時間に互つて延焼を續け、タンク重油は十數日間盛んに黒煙を吐き、房總地方より之を望むに、横須賀に噴火山出來を思はせて、忽ち其噂を傳へしめたほどである。

かくて、全市民恐怖のうちに震災第一日は刻々として過ぎて行つた。午後一時南風十三米五分に下つた風力は、二時に南に方面を轉じ、十二米の風力となり、三時同十二米六分、四時には十二米八分、五時に十一米七分となつたが、蜿々たる火の手は海陸兩面を甜め盡さんず有様に見られた。工廠前海岸良長院其他に簞笥・行李等を抱へた避難民は、群を成して日の暮れるのを待つ折柄、海嘯が押し寄せるとの警報は傳へられたのである。大震・大火に僅に身を以て災を遁れた市民は、三度海嘯襲來の報に今ははや力も盡き果て、根も疲れ果て、折角運んだ荷物も其儘に、足引摺りながら、高臺へ高臺へと押し流されて行つた。黄昏の空は刻々と迫り、顧る衝は火焰物凄く闇を照す中に、在港の海軍兵や重砲隊の兵員が防火に努めてゐる。横須賀市は海軍鎮守府所在地なる爲め、激震後約一時間位にして所屬兵員の出勤活躍を見たのであつたが、全市消火栓の破壊は水道を利用する事能はず、極力破壊消防に盡力する外はなかつた。然るに幸にして海嘯の虞もなく、風力も漸次微力となり、地勢に阻められて火勢も弱つて來た。當市の地勢は全般殆んど山嶺で、中央にある一帯の山脈を堺とし、下を俗に下町と稱し、上を上町と云ひ、火災は上町・下町の兩方面に發火延焼したのであつたが、各二方面共、二日の朝方、風の方向と地勢との關係が、幸にして自然的鎮火の傾向に向つた頃、海陸軍人及警察官・消防等の手配整備し、兩々相俟つて午前五時過漸く鎮火したのであつた。

當時、市廳舎は、激震一瞬にして全潰し、剩へ水道課廳舎は焼失し、吏員二名の壓死者、多數の負傷者を出したが、幹部の指導宜しきを得て吏員一同意氣沮喪せず、壓死者の搬出・負傷者の救出に努むると共に、會計其他重要

書類を搬出し、幹部は附近八幡山高小學校に詰め、徹宵諸般の應急対策を講じ、警察官・消防組員・横須賀市自衛團員等と聯絡して、極力火災の鎮火・警備・救護の爲に盡した。其間、刻々海陸軍の兵員も増加し、鎮火に至りたる後も、引続き軍隊は警察と協力して盗難・火災等の警備に努め、晝夜兼行して市内保安維持に當り、引続き戒嚴令の施行を見、最も完全なる警備を見るに至つた。

□、横須賀鎮守府の執りたる應急處置

これより先、震災被害の大なるを見た野間口鎮守府長官は、無線電信が破壊したので、折柄碇泊中の軍艦阿蘇に急使を馳せ、取敢へず吳・佐世保兩鎮守府に向つて、糧食・醫療藥品の救援を請ふたのであつたが、糧食問題は市に於ても緊急を要したので、二日早朝市役所本部を鎮守府構内に移すと同時に、陸海軍・警察官憲を參集し、先づ食糧管理として、協力米穀類の強制徴収を斷行し、市長職務管掌以下幹部は、野天にて徹宵指揮をなし、三日朝より市内二十餘箇所を炊出を始め、罹災者の救護に努めた。然し徴發の米穀は、僅に市民が一兩日を支ふるに足らない状態であつたので、海軍はパン・罐詰等の貯蔵品を提供し、尙二日入港の特務艦神威を、食糧品買入のため直に伊勢灣に出動せしめ、續いて關東其他の艦船も出動した。

三日より戒嚴令施行せらるゝに及び、市は、六日戒嚴司令部と協商し、連絡を保持する必要上、救護事務分掌を左の如く設定し、十日、市會議員九名を以て救護委員を組織し、二十三日議員全員に増員し、市内各部會長の應援を得て萬端の應急措置をなし、職員一同各部署に就き、晝夜不眠不休、自家を省る暇もなく、交通・通信杜絶、物資缺乏の際、食糧・被服・建築・衛生諸材料の配給に、交通整理に、屍體の發掘運搬に、罹災死傷者の救護に、全力

を盡して組織的に活動を開始した。

事務分掌

○總務部

- 一、各部事務の連絡統一
- 一、文書の發受
- 一、各部取扱事項の報告蒐集
- 一、罹災其他諸證明
- 一、施米に關する事項
- 一、罹災調査

○食糧部

- 一、食糧の徴收並に分配及調節
- 一、食糧品實狀調査
- 一、需給狀況調査

○建築部

- 一、建築物及其材料の徴收並に分配
- 一、家屋の實狀調査

一、假居住の分配調節

- 一、倒塌家屋に對する應急修理法の研究
- 一、建築材料の徴收並に分配及價格の調定

○衛生部

- 一、衛生材料の徴收並に分配
- 一、市内衛生材料實狀調査
- 一、罹災民傷病者の救護

○被服部

- 一、被服の徴收並に分配
- 一、罹災者の實狀調査

○燃料部

- 一、燃料の徴收並に分配
- 一、家庭用燃料（蠟燭・石油・薪等）の徴收並に分配
- 一、住民の家庭用燃料の現狀調査並に調節
- 一、住民の點照用諸件の研究並に實施

○運輸交通部

- 一、運搬具其他の物件の徴收並に分配
- 一、汽船便乗者の斡旋
- 一、崩壊土砂の運搬、市内燒跡道路整理、下水埋没土の取片付
- 一、市區改正調査

○勞務部

- 一、勞務の徴收並に分配
- 一、勞銀調査

○其他一般部

- 一、各部に屬せざる諸般の事務

今、市の報告により、各部に分ちて其狀況を記述すれば次の通りである。

總 務 部

- 一、九月四日より市内十九ヶ所に炊出場を設け、部會長の斡旋にて罹災民に炊出を爲す。
- 一、九月十七日より部會長の證明に依り施米券を交付す。十月二十日迄の救助延人員二十三萬千百九十八人、一人一日三合宛。

食 糧 部

- 一、九月二日・三日の兩日に互り應急措置として陸海軍・警察官と協力、市内販賣者在庫米全部を強制徴發す。

一、徴發米並に各地方・陸海軍よりの供給並に寄贈外内米を以て施米を續行し、九月十七日より一般施米を廢し、市より商人に有償交附し、販賣價格を指定し販賣せしむ。
米の取扱數量左の如し。

自九月三日(救助米)
至九月十六日(一、七七九石二)
自九月十七日(施米)
至十月二十日(六九三石五七)
自九月十三日(販賣)
至十月二十日(三七、七五〇石四三)

建築部

一、避難民收容バラック四十九棟二百九十四戸を建設收容す。
一、傳染病院の修繕、倒壊學校・市廳舎の取片付整理をなす。
一、市内不入斗聯隊内兵舎及倉庫に修繕を加へ、便所廊下を取設け、市立學校生徒三學年以上を收容す。
一、大瀧海岸埋立地に百十坪の倉庫を建設し、糧食格納に使せしむ。

衛生部

一、死傷者の保護及收容 市醫をして巡回治療に當らしむると共に、人夫をして救出收容をなし、負傷者は最

寄醫師又は救護所に送り、死亡者の身元判明せざるものは之を遺族に引渡し、其他は假埋葬に附す。埋火葬に附したる罹災死亡者五百四十九名、内身元判明せるもの四百五名、住所氏名の判明せざるもの、漂着三十五名發掘九名。

一、治療所開設 九月三日横須賀衛戍病院構内に市の臨時治療所を開設す。之れより先き同病院には已に七十餘名の重輕病者を各方面より收容治療しつゝあり、同日迄に四百五十餘名の治療を受くるものあり、尙續々來るもの多きを以て之が重輕症者全部を引繼ぎ、其他外來患者の治療に當る、同所治療延人員左の如し。

一、震災に因る外傷患者 二五三人
一、内科患者 六七〇人
一、外科患者 二二二人
計 一、一四五人

一、防疫 震災後に於ける傳染病は著しき傳播を見ざるも、飲料水の粗悪・天候の不良其他環境の激變に依る非衛生的生活の結果、傳染病市内に散發し、日々檢病的調査を爲し、患者の早期發見に努め、患家井戸・下水の消毒、汚物の除去・蠅の驅除を勵行す。

傳染病患者發生數

腸チフス 七七人
バラチフス 八人

赤痢(疑似症を含む)
流行性脳脊髄膜炎

六一人
一人
一四七人

計

一、鮮人の診療 市内不入斗陸軍練兵場内砲廠收容鮮人二百五十五名に對し、健康診断の結果、震災に因る外傷患者二十八名、内外科患者四十名を出したるを以て、市醫及助手各一名、看護婦三名を派し、砲廠内に鮮人治療所を開設し、爾來診療を續行し來りしが、歸國又は他地方に移轉するものあり、患者も漸次減少したるを以て、治療所を閉鎖し、時々回診の方針をとることとす。

被服部

一、毛布の配給 縣廳並に海軍々需部より配給を受けたる毛布四千枚を家族三名に付一枚の標準を以て全燒者に有料配給し、少許貧困者に無料施與す。

一、被服の配給 全燒罹災者に配給したる度數三回、全潰者に一回、一般貧困者に一回。

件數	人員	點數
全燒者	七、二二七	三一、五八九
全潰者	一、二五九	一八七、〇六九
貧困者	一、一一七	五、六〇三
		三四、七八二
		五、六四二
		二九、八九五

右は何れも部會長の證明に依り公平に配給す。尙衣類の撰別をなすため市立學校女教員の應援を受く。

燃料部

一、震災直後全市暗黒となりたるを以て、九月七日海軍側と協商、市内各店舗に於ける一般家庭用燃料現在品を調査し、應急施設資料とし、一策として海軍々需部より洋燈を借り受け、部會事務所・罹災民避難所及主要街燈用として貸付し、以て本縣の配給品並に各地よりの寄贈に係る蠟燭・薪炭・マツチ等を夫々配給す。内蠟燭の殘品は廉價を以て市内當業者に拂下ぐ。

運輸交通部

一、燒跡區域内道路面へ堆積したる石材・煉瓦・電線等の取片付をなし、燒失を免れたる區域に於ては、道路上に倒壊せる家屋の應急取片付をなし通路を開く。

一、崖地崩壊のため道路を埋没し、人畜に死傷を及ぼしたる箇所並に道路缺潰したるため、家屋を倒壊し人畜に死傷を及ぼしたる箇所の土砂取片付をなす。

一、山林宅地の崩壊又は道路の缺潰に依り下水を埋没せしめたる箇所に對し、洪水氾濫を豫防するため應急疏水工事を施す。

勞務部

一、食糧・被服・建築材料等罹災必要品輸送のため、市内有力なる當業者と協定し、或は船舶を提供せしめ、或は各種勞役人の充實を計り、動もすれば諸般勞力の需給關係の調節を失するが如き嫌あるが故に、可成災後失職せる市内壯丁を以て之を補給せしめ、一面勞銀の統制を圖る。

尙本市に於て配給せる建築諸材料左の如し。

- 一、鐵板 一五、二二三枚 市に於て罹災民に直賣す。
- 一、亞鉛板 四八、四四二枚
- 一、木材 一二、五〇〇石 材木商をして販賣せしむ。

其他一般部

- 一、罹災安否問合の調査回答。
- 一、其他水道復舊工事に従事し、災後水道管路の破壊のため飲料水缺乏したるを以て、走水貯水池より船廻して以て應急給水し、爾來徹宵復舊工事に従事す。

ハ、土木建築方面

震災後に於ける海面の干満平均水位が、震災前に於ける同水位より、約三尺三寸の低下を示せる事より見て、一般に土地の隆起した事が察せられる。高地の崩壊は、軟弱なる土質が動搖に堪へずして部分的に離落したに過ぎず、平地の陥落したのは、埋立地中の土砂沈着低下に因るもので、地盤の硬軟は地震の強弱に影響したことであるが、然も土地の隆起が示す地勢の變化は、如何に地震の激烈であつたかを證するものである。丘と丘との間に出來てゐる此横須賀の市街は、かくて地震と同時に其數多い丘が崩壊した爲め、道路も家屋も其崩土の下に埋没した。特に悲惨を極めたのは港町通り山崖の崩壊で、全長約七丁餘、通行中の約七十名は全部壓死を遂げたのであつた。其他土木建築方面の損害は表示の如き多額に上り、之に他の燒失動産の損害、全潰破壊動産の損害を加へたら莫大なる

價格に上るのである。例へば、一機關車工場が崖崩れのために押潰されたので、機關車の損害のみでも輕少のものではなかつた。これらの損害を一々數字に示すことは、火災の伴つた横須賀市としては容易ならぬことであるので、次には、單に土木建築方面の損害を表示するに止める。

二、土木建築方面の損害

土木の部	道路損害
一金四拾六萬貳千五百圓	同崩土取片付
一金參拾四萬七千六百圓	灰燼取片付
一金九萬圓	橋梁(木造)損害
一金壹萬五千圓	海岸壁損害
一金參拾六萬八千四百圓	用惡水路損害
一金拾貳萬七千圓	同溜池損害
一金壹萬貳千五百圓	
計金百四拾貳萬參千圓	

建物の部
全燒の分

構造別	住家		非住家	計
	坪	積額		
木造	三三、〇八七・五〇	三、四七四、一八七・五〇	一、七四一・四四	一三〇、六〇八・〇〇
煉瓦造	二四七・三六	七四、二〇八・〇〇	二七・四八	八、二四四・〇〇
石蔵造	二、四九一・五四	六七二、七一五・八〇	二七六・八三	七四、七四四・一〇
土蔵造	一、一四〇・一七	二五六、五三八・二五	一二六・六八	二八、五〇三・〇〇
計	三六、九六六・五七	四、四七七、六四九・五五	二、一七二・四三	二四二、〇九九・一〇

全潰の分

構造別	住家		非住家	計
	坪	積額		
木造	二三、五三一・七九	二、四七〇、八三七・九五	一、二三八・五一	九二、八八八・二五
煉瓦造	一二七・二六	三八、一七八・〇〇	一四・一三	四、二三九・〇〇
石蔵造	一、四六二・三九	三九四、八四五・三〇	一六二・四八	四三、八六九・六〇
土蔵造	五〇七・二八	一一四、一三八・〇〇	五六・三六	一二、六八一・〇〇
計	二五、六二八・七二	三、〇一七、九九九・二五	一、四七一・四八	一五三、六七七・八五

大破損の分

構造別	住家		非住家	計
	坪	積額		
木造	八六、七六一・七〇	二、六〇二、八五一・〇〇	一	九、〇〇〇・〇〇
煉瓦造	七四一・〇〇	一四八、二〇〇・〇〇	一	九、〇〇〇・〇〇
石蔵造	二、五〇〇・〇〇	三七五、〇〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇
土蔵造	五五〇・九九	五四、九九九・〇〇	五〇〇・〇〇	一四、〇〇〇・〇〇
計	九〇、五五二・六九	三、一八一、〇五〇・〇〇	一一〇〇〇	四〇九、七七六・九五

其他、海上方面の損害に就ては、折柄工廠ドックに入渠中であつた潜水艇十號・十四號の兩艇は、最初の激震で支柱が外れて忽ち船臺から石疊の上へ投げ出されて大破し、建造中の航空母艦天城も舳からぬ損害を蒙つた。港内碇泊中の艦船には大した損害はなかつたが、問題になつてゐた軍艦三笠は、激動のため艦底の一部が海底の岩礁に衝撃損害を蒙り、浸水甚だしく、其儘にして置けば顛覆沈没は免れないので、一時港外の機關學校海岸まで曳船し、一先づ浅瀬の磐石上に沈礎せしめた。其他海軍の損害のみにて概算約七千萬圓に達する。

水、産業方面の損害

(1) 商工業方面 (商業)市内に於ける重要な商業地帯は殆んど焦土と化したので、之が損害高は亦他の方面に比べて頗る甚大である。建物及其他の動産損害見積高約五十萬圓に達する。(工業)市内に多数の民設工場を有さな

い本市に於て、工業者と稱するものは、官業と職工を主とする小工業者及小数の工場を謂ひ、其損害見積高約六百八十四萬圓を算する。

而して、工業者は、將來各方面の新興事業と共に、直接自己の復舊をして速かならしむるに至便なるものがあつたが、商業方面にありては一般に資金は涸渇し、金融は梗塞せるにも拘はらず、新營業所の建築、問屋側に對する災前債務の償還、災後新取引支拂期日の短縮等、一として營業難を嗟嘆せしめざるはなく、困憊其極にあらしめた。

(2) 農業方面 農家は悉く焼失區域外に散在してゐて、其被害は、耕地の潰裂・建物の破損・作物の被害及び其他を合せて約五十一萬圓に達する。

(3) 漁業方面 建物・船舶及其他を合せて約三萬七千圓に及んでゐる。

第二 久良岐郡

イ、被害状況と郡の執りたる應急措置

其日は、未明から南西の風強く、暴氣味の天候に驟雨をさへ伴つたが、十時頃には全く霽れて、温度は俄に昇騰したので、稍と不快の感を覺えた傾はあつたが、何等地異天變の起るらしい兆候と思れるやうな現象の目撃さるゝものはなかつた。

それに、あの突如として起つた大震第一次の地下鳴動さへ、郡が、北に横濱港、南に横須賀軍港を以て挟れてゐた地域にあつた關係上、平素殷々たる砲聲を聞き慣れ、且は、郡内金澤灣頭夏島附近の岩石爆破の響音を聞くこと

殆んど日常事に屬するのであつたから、一日地震の地下鳴動も、始め何人も意に介しない状態であつた。地震に對する驚駭は、本郡に於ては、多く鳴動に次で忽ち來つた激震に始まつたと言つてよい。

その第一乃至第三回の激震に、住家非住家の大部分は潰倒し、同時に人畜の死傷算ふるに暇なき慘狀を現出したほど、其日最初の震動は激烈であつた。

日下村所在の郡役所は、幸に倒潰を免れたが、勤務中避難に際し、郡書記一名、屋上から落下した瓦其他の爲に約十日間疾病休業を要する負傷を爲し、郡書記一名・郡視學一名は、横濱市居住者であつた爲め、何れも勤務中家財全部類焼の厄に罹り、尙一名は、住家殆んど全潰に近い慘害を被つたけれど、いづれも家事を顧みず郡下救援の事に盡力した。先づ震動の稍と鎮まるを待ちて、郡長は部下を手配して郡内各方面の實況を視察せしめ、折柄火を失した日下村役場（發火時間地震直後、鎮火時間午後四時、焼失坪數七十坪）の消防に力を竭し、又罹災郡民の慰藉・救護に盡した。尋で、屏風浦・金澤及六浦莊歴巡の結果、其被害頗る甚大である事を察知し、直に在郷軍人・消防組員・青年會員等の活動を促して、死傷者の手當・食糧品の供給・倒潰家屋の取片付に努力すべく激勵し、急速之に着手せしめた。無論、町村役場の被害も亦輕くなかつた。郡内役場五戸の内、日下村役場は全焼し、大岡川村役場は全潰し、金澤村役場も殆んど全潰に近い大破損を被つて、五萬餘圓の見積損害額を算せられたが、應急假事務所は急設されて、罹災善後の重要事務を澁滞せしむる事なく、行政機關の杜絶せられたものはなかつた。然し、一時補給した各村内の食糧は、忽ち缺乏を告ぐるの状態であつたから、三日各村長を急遽郡に招集して、救護上の打合せを遂げ、一層各村自警團（在郷軍人・消防組員・青年會員等より成る）を活動せしめ、郡長之を指揮して、應急救

護に盡瘁し、一方縣廳に出張して、食糧供給の方法を講じ、其援助によつて、一時的焦眉の急務を救ひ得たのである。

之より先き、二日の午後から不逞鮮人來襲の流言廣まり、掠奪・凌辱・殺傷等の暴虐行爲各所に行はると、甲唱へ乙傳へて、俄に郡民に一大恐怖心を起さしめた。戦々兢兢々、人々は不安の極度に陥つたので、郡は各村自警團を督して、約二箇所に互り、晝夜警備の方法を講ぜしめた。爾來、軍隊用徴發、食糧・慰問品の配給若くは建築材料幹旋の爲め、九月から十一月末まで、約三箇月間、殆んど救急事業に没頭し、晝夜不定の勤務に、上下協力して、郡内在住者及各地の避難者等をして、漸くその堵に安んずるを得せしめた。

ロ、罹災住屋並非住屋の損害

本郡で損害の最も甚大であつたのは金澤村で、特に、同村洲崎は、一小市街を形成し、道路廣く、屈指の場所であつたが、その沿道楯比の住屋・非住屋は、大部分全潰した。之に次いで被害の甚だしかつたは、横濱市近接の大岡川村で、それらの被害状況は、大體表示の如くである。

第一表 全潰又は全燒

町村名	住家の全潰又は全燒戸數	同上坪數	同上損害見積價格	非住家の全潰又は全燒の戸數	同上坪數	同上損害見積價格	損害見積合計	摘要
屏風浦村	103戸	1,110坪	125,600円	12戸	2,879坪	70,300円	195,900円	木造草葺屋根

大岡川村	日下村	金澤村	六浦村	合計
363戸	151戸	336戸	171戸	1,021戸
3,500坪	1,910坪	3,969坪	2,595坪	13,100坪
175,000円	166,000円	422,800円	311,400円	1,075,200円
121戸	127戸	100戸	141戸	489戸
5,250坪	4,600坪	1,600坪	810坪	13,260坪
131,300円	127,000円	133,100円	142,600円	534,000円
306,250円	293,000円	555,900円	454,000円	1,610,150円
非住家二石造一棟瓦葺又は板葺屋根	木造草葺屋根	木造草葺屋根	木造草葺屋根	木造草葺屋根

備考 管轄内に於ける火災は、日下村役場一箇所のみであつた。

第二表 半潰又は大破損

村名種類	住家大破戸數	同上坪數	同上損害見積價格	非住家大破戸數	同上坪數	同上損害見積價格	損害見積合計	摘要
屏風浦村	19戸	3,100坪	366,000円	127戸	2,500坪	313,300円	679,300円	
大岡川村	221戸	6,760坪	1,391,000円	237戸	5,150坪	642,000円	2,424,000円	
日下村	220戸	7,500坪	3,350,000円	127戸	3,130坪	392,000円	7,232,000円	
金澤村	77戸	2,327坪	666,000円	100戸	1,600坪	198,000円	864,000円	
六浦村	20戸	4,600坪	336,000円	27戸	5,020坪	196,000円	532,000円	
合計	657戸	27,387坪	6,155,000円	612戸	17,300坪	2,151,300円	8,306,300円	

八、罹災人口と家畜の死傷

縣下十一郡中、罹災人口は、第八位に計上され、罹災者百に付死傷・行方不明の割合は、最下位に属するけれども、現在人口百に付罹災者の割合は、鎌倉・足柄下郡に次いでのパークセントを示す。
 其他、家畜に對する震災罹災者及郡内へ入込んだ避難者は、表示の如くである。

第三表

村名種類	人			計	死亡数	畜
	死亡者数	負傷者数	行方不明者数			
屏風浦村	八	一五二	二	一六二		
大岡川村	一一	一六三	一一	一八六		
日下川村	二五	一一二	三四	一八一		
金澤村	四三	二〇三	一一	二四六		
六浦村	一二	八五	一一	九七		
合計	九九	七二五	四八	八七二	一〇	

第四表 避難者調

(大正十二年九月十三日現在)

町村名	男	女	計
屏風浦村	八九八	九四五	一、八四三
大岡川村	八三五	八一三	一、六四八
日下川村	四二八	四六九	八九七
金澤村	三九五	四七三	八六八
六浦村	三五八	二九四	七五二
計	二、九一四	三、〇九四	六、〇〇八

第五表 震災前の戸數・人口

村名	戸數	男	女	計
屏風浦村	四七九	一、三四一	一、三〇三	二、六四四
大岡川村	五九九	一、五八八	一、五五六	三、一四四
日下川村	六三〇	一、九二六	一、九五二	三、八七八
金澤村	九一四	三、〇七一	二、四八〇	五、五五一
六浦村	七四五	二、一一四	二、〇一九	四、一三三
計	三、三六七	一〇、〇四〇	九、三一〇	一九、三五〇

二、土木建築方面の損害

本項中、町村役場・學校等の建築物は、別に記載しあるによりて之を除き、主として、道路・橋梁・堤塘に對する損害が多大的ものであつた。

道路に就ては、國道は横濱・横須賀間隧道全壞又は半壞、富岡・谷津間二十間山崩、金澤村・六浦莊間三四十間陥没、縣道に就ては、横濱・鎌倉間三十間陥没、杉田・戸塚間二十間陥没、村道は全部交通不能、橋梁全・半潰計七、橋・堤防・水路に就ても被害多く、概略次表の如き損害が概算される。

種別	被害概況	損害額	摘要
道 路	龜裂又は陥落等による破壞 延長五千二百一十一間	二二、〇三〇・〇〇	道路の陥落せしもの
地沼又は河川・堤塘 橋	損潰十七ヶ所 延長五百三十間 木橋大破二十七ヶ所	四、七〇〇・〇〇 二、〇〇〇・〇〇	一尺乃至三尺
計		二八、〇〇〇・〇〇	

木、産業方面の損害

(1) 商工業方面に就ては、郡内殆んど見るべきものは無いが、たゞ、大岡川村永田に小野煙火製造工場（打揚煙火・玩弄煙火其他附屬製造品の生産一箇年分約二萬五千圓）のあるのみで、他は殆んど小商業者若くは低級職工に過ぎなかつた。そして、其工場及一般小商工業者は、約一箇月間休業し、其後逐次復舊の緒に就いたと見るべきほど

の微々たる損害ではあるが、それでも、震災前の大半を損失したといつてよく、事實上の復舊は、少くとも二箇年の日時を要すると見られてゐる。

(2) 農業方面 田畑の隆起・龜裂、或は陥没の爲に、耕作は當分不能となり、又、耕作地は著しい損害を被つた。もと本郡は、米麥を産するも消費量に充たず、主なる農生産物は野菜及花卉等であつた。そして、その被害の状況を見るのに、山崩・陥没等に歸因する被害も相當にあつたことではあるが、それよりも大なる被害は、避難民に依る掠奪の爲に生じた。殊に、横濱市に接する大岡川村は、圃場野菜の全部、日下村・屏風浦村に於ては約三割を失つた。且つ、花卉類にあつては全く需要地を失ひ、賣却の見込立たず、其爲の損失も頗る大なるものがあつた。今、その著しい損害の見積額を概算表示すれば次の通りである。

第一表 農業方面損害高調

被害作物種類	段別	損害高	被害作物種類	段別	損害高
里芋	一二九、三三	九、七一六、〇〇	大豆	八五、〇〇	二、一一五、〇〇
甘藷	四一〇、三	一五、四七七、〇〇	蕎麥	一五、〇	四五〇、〇〇
胡蘿蔔	三一〇、〇	二、四八〇、〇〇	陸稻	一四、四	四五五、〇〇
葱	六八、〇	六、〇三〇、〇〇	其他	一一二、五	一二、三三八、〇〇
茄子	八、五	三一〇、〇〇	計	四五四、七	四九、三六一、〇〇

備考 本表は、震災の爲發育不良となつた耕地、又は避難者に奪取されたものについて調査したものである。

第二表 不作付損害高調

種別	段別	損害高	種別	段別	損害高
胡蘿蔔	一七二、三 ^段	一一、〇四〇、〇〇〇	其他	二一七、四 ^段	一〇、四二七、〇〇〇
蕎麥	一六〇、〇	九、一〇〇、〇〇〇			
秋蕎麥	五四、〇	三一五、〇〇〇	計	六〇二、七	三〇、八八二、〇〇〇

備考 本表は、震災の爲、作付を失したものである。

第三表 山林田畑損害高調

種別	箇所	数	段別	損害高
山林	畑	二七五	一六四、〇 ^段	一二、七七一、〇〇〇
		一七〇	八八、七	一三、六七〇、〇〇〇
		二二〇	九九、一	二四、二四一、〇〇〇
計		六六五	三五一、八	五〇、六八二、〇〇〇

備考 本表は、十坪以上の崩壊箇所について調査したものである。

(3) 蠶業方面 郡下に於て、蠶業は殆んど微々たるもので、僅に十八戸の養蠶家があるに過ぎない。それさへ、年々減退の傾向にあるは、畢竟本郡が、横須賀・横濱兩市に挟まれて、生活的競争の激甚なる結果、短時日に収益

多い他の職業を求めると、桑園地は、次第に、西洋種若くは在來種の花弁栽培や、半速成蔬菜類培養のために減されて、今又桑園地と見るべき畑地が無いためである。然も、昨秋僅に夏秋蠶を飼養した十八戸の如きも、全く之を取捨て、收穫皆無の姿となつたから、今後再び養蠶の望みを有するものはないであらうと思はれる。

(4) 漁業方面 震災に因りて、屏風浦村・金澤村及六浦莊村の沿海は、陸上より約二十町に亘りて、海底の隆起は三尺乃至五尺に及び、潮水の干満甚しく變化した爲め、關係漁村の損害は眞に多大で、介藻養殖の如きは、其收穫分震災前の三分の一に減するであらうと言はれてゐる。もと郡の漁業は、金澤村野島の釣漁業を最とし、同村及六浦莊村の牡蠣・浅鯛・海苔等の養殖之に次ぎ、其他、同村大字柴・洲崎並に屏風浦村の内、杉田・森中原・森等の漁村に於て收穫する海苔又は魚族の收穫を合算して、年額二十五萬圓を下る事がなかつた。然るに、今次の震災が廣した海底の隆起は、温度の激變と、潮水の變調とを養殖業に及ぼして、甚だしい損害を與へ、介藻養殖の如きは、夙くその三分の二の種苗を斃死せしめ、爾後の養殖事業に對して悲觀的狀態を示した。釣漁業の如きは、約一箇月休業後、相當收穫を見るやうにはなつたが、横須賀・横濱兩港から流失した重油は、魚族に甚だしい臭氣を包有せしめた爲め、需要者の嫌惡するところとなり、業務次第に荒廢するの止むなきに至つた。尤も、漸次良好の狀態に進み、客年十二月初旬に及んで常態に復したやうではあるが、此長期の損害は、數字の容易に計上すべき限りではない。唯、燒俵と思料せらるゝ點は、漁船・漁具等の損害が意外に少なかつたことである。

第一表

組	合	全燒	全壞	半壞	死亡	負傷	漁船喪失	資金	記	事
森	一			四						
森中原	一			四						
杉田	一			三						
富岡	一			〇						
柴島	一			二						
野島	五			七						
洲崎	七			〇						
三分	五			一						
合	一四		一四	三五	一〇	一				

第二表

低利資金を必要とする金額
 漁船・漁具の修繕並新調費
 住宅及附屬建物修繕費

第三表

組合員數	四五六
家族死亡者	一二
家族負傷者	一

附表

種	類	全	數	全	潰	半	潰	小	破	損喪見積價格
磯	船		二							六五〇
普通	船		三三九							二、〇〇〇
漁	具	打瀬網	八七		一〇					

へ、山林方面被害状況

金澤村及び六浦莊村は、その被害最も甚しかった。其大部分は横須賀・横濱間沿道の山林で、多くは崩壊であつた。其被害段別は約七十歩、損害一萬六五百十圓、倒潰樹木は、松杉の類で、何れも目通り三寸乃至一尺(直径)のものであつた。

教育方面の被害状況

郡内所在尋常高等小學校七校、尋常小學校一校、合計八校の中、全潰三校、半潰二校、其他の三校は大破して、殆んど全滅の姿に至つた。幸に兒童に一名の死傷者なく、教員も亦無事であつたので、教育其もの上よりも、人心安定の爲にも、一日も早く授業開始の必要を認めて、早きは九月中旬より、遅きも十月一日より、全潰小學校に於ては野外教授を、其他の學校に於ても應急施設教授を始めた。又、本郡が、横濱・横須賀二市の間に介在した關係上、兩市よりの避難兒童一時は三百名以上に達したが、各學校、何れも其入學手続きを簡易にして便宜入學せし

めて、其救養に盡力した。

第三 橋樹郡

イ、郡下の被害と郡の執りたる應急措置

將に正午に垂んとした時である。南西の方向から、異常の音響の起ると殆んど間髪を入れず、郡の廳舎は上下に大震動を來し、四壁一齊に墜落を初めた。廳員の大部分は、即刻玄關前の空地に避難したが、食堂内にあつた一部の者及び立後れた二三の廳員は、震動劇しくして歩行困難となり、已むなく机の下などにて激震の靜まるを待った。幸にして、廳舎は、南に傾くこと約二尺ばかりで、倒潰は免れたが、内部の壁は墜ち盡し、扉は折れ、殆んど使用し得ざるまでに破壊せられた。かつ、一步門外に出でて廳下を見るに、兩側の町家は、倒潰若くは半潰大破して、殆んど原形を止めない。遠く又横濱方面の空には、早くも黒煙を望んだ。廳員の家庭も氣遣はるゝので、廳内の火を注意し、散亂せる書類を整理し、安全に之を格納した後、大部分を一先づ退廳せしめたが、總員二十四名のうち、住宅全潰の厄に遭へるものは五名で、他は、大破損以下被害割合に少く、然も廳員の直接の家族には死傷者一人も出さなかつたので、廳員は、皆再び廳舎に參集して、郡下罹災民の爲め救護事務に全力を傾注し、敏速の活動を繼續することが出來た。

其後の調査に依れる本郡被害の程度は、左記表示の通りであるが、就中、被害の甚だしかつたのは海岸地方で、其内でも、多摩川に沿ふ大師河原・田島・川崎・潮田・御幸等の地方は、保土ヶ谷に次で家屋の倒壊の甚だしかつた地方である。

道路に就ては、川崎・府中間、諏訪河原・有馬間等、橋梁・堤防に就ては、六郷川・鶴見川等、其崩壊甚だしく、被害甚大であつた。

罹災状況調 橋樹郡

町村名	罹災戸數		計	死亡者數			計
	全潰	半潰		死亡者數	負傷者數	不明者數	
保土ヶ谷町	一、四二九	一、九七九	三、四一〇	六二七	三八七	一六	一、〇三〇
城郷村	三九	一一九	一六八	一	二		三
大綱村	八六	一一六	二〇二	四	五		九
旭見村	四七	八五	一三二	二	一		三
鶴田町	一〇〇	一四九	二四九	五	一五		二〇
潮田町	六四九	二、四二八	三、〇七七	三八	一〇一		一三九
田島町	九五〇	一、二〇〇	二、一五〇	五六	一一七		一七七
大師町	五三四	六〇九	一、一四四	一六	四三	四	五九
川崎町	九七二	一、三四四	二、三一八	二七八	五〇二	一一	七九二
御幸村	九三	二一二	三〇五	一九	六二		八一
日吉村	六四	四三一	四九五	四	一〇		一四
住吉村	二二	五三	七五	一	三		四
中原村	一〇二	二七八	三八〇	二	五		七
高津村	四〇	一二四	一六四	四	三		七

町區名分	全		半		大	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
保土ヶ谷町	1,021	33,110	1,485	4,458	1,194	3,483
城郷村	77	1,111	106	2,968	56	1,680
大網村	86	1,710	111	2,410	50	1,000
旭見村	47	805	85	1,566	110	3,000
鶴田町	33	500	46	1,150	110	3,000
潮島町	491	15,502	1,110	27,926	318	3,840
大田町	490	13,800	600	6,800	860	8,500
川崎町	555	8,035	444	6,675	310	4,800
御幸町	565	8,035	444	6,675	310	4,800
日吉村	16,277	216,928	9,334	21,282	1,194	3,483
住吉村	93	1,474	233	3,887	93	1,474
中津原村	57	1,361	336	8,113	93	1,474
橋本村	33	489	53	811	93	1,474
高津村	101	3,000	278	5,560	157	4,710
宮前村	33	489	53	811	93	1,474
向丘村	5	95	26	485	45	905
計	10,414	331,110	14,850	44,580	11,940	34,830
損害	2,850,000	10,414,000	4,850,000	7,455,000	4,850,000	7,455,000
破損	2,850,000	10,414,000	4,850,000	7,455,000	4,850,000	7,455,000

住家(木造)

町區名分	全		半		大	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
生田村	104	431	25	121	88	332
稻田村	104	431	25	121	88	332
向丘村	104	431	25	121	88	332
宮前村	104	431	25	121	88	332
高津村	104	431	25	121	88	332
橋本村	104	431	25	121	88	332
中津原村	104	431	25	121	88	332
住吉村	104	431	25	121	88	332
日吉村	104	431	25	121	88	332
御幸町	104	431	25	121	88	332
川崎町	104	431	25	121	88	332
大田町	104	431	25	121	88	332
潮島町	104	431	25	121	88	332
鶴田町	104	431	25	121	88	332
旭見村	104	431	25	121	88	332
大網村	104	431	25	121	88	332
城郷村	104	431	25	121	88	332
保土ヶ谷町	104	431	25	121	88	332
計	10,414	331,110	14,850	44,580	11,940	34,830
損害	2,850,000	10,414,000	4,850,000	7,455,000	4,850,000	7,455,000
破損	2,850,000	10,414,000	4,850,000	7,455,000	4,850,000	7,455,000

町 村 區 名 分	全		潰		半		潰		大		破		損	
	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數
計	三、八〇六	九八、九八〇	一〇、四三三、二二三	六、二八八	一三〇、九九〇	四、六三六、二八〇	六、三三八	二八、八四一、四八、八三	六、三三八	二八、八四一、四八、八三	六、三三八	二八、八四一、四八、八三	六、三三八	二八、八四一、四八、八三
生田村	二	六五〇	一、三〇〇	五〇	三〇〇	五、〇〇〇	六	六〇〇	六	六〇〇	六	六〇〇	六	六〇〇
稻田村	三	五二六	一、二〇〇	九一	七八	四、六〇〇	三	三〇〇	三	三〇〇	三	三〇〇	三	三〇〇

石造 一 二六 一三、〇〇〇

住 屋 (土造)

町 村 區 名 分	全		潰		半		潰		大		破		損	
	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數
計	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
住吉村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
中吉村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
橋原村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
高津村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
宮前村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
向丘村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
稻田村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇
生田村	二	四	二七	一	一七	二二〇、三三	二	一八	二	二〇	二	二〇	二	二〇

非住家 (コンクリート造)

町 村 區 名 分	全		潰		半		潰		大		破		損	
	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數	損 害	棟 數	坪 數
計	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
住吉村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
中吉村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
橋原村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
高津村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
宮前村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
向丘村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
稻田村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇
生田村	二	二六	八六、三〇〇	三	三六	六九、〇三三	二	二〇	二	二〇	二	二〇	二	二〇

町區名分	全		潰		半		潰		大		破		損		害	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
保土ヶ谷町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
城郷村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
大網村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
旭見町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
鶴田町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
田島町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
潮田町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
大崎町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
川崎町	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
御幸市	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
日吉村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
住吉村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
中津村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
高橋村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
宮前村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
向丘村	二	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六	一	一六
計	一九	二四、二六	六	一〇一	二	二七、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九

非住家 (土造)

町區名分	全		潰		半		潰		大		破		損		害	
	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
保土ヶ谷町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
城郷村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
大網村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
旭見町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
鶴田町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
田島町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
潮田町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
大崎町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
川崎町	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
御幸市	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
日吉村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
住吉村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
中津村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
高橋村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
宮前村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
向丘村	三	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四	一	八四
計	一九	二四、二六	六	一〇一	二	二七、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九	二	三三、九

計	大川市	御幸村	日吉村	住吉村	中原村	橋本村	高津村	宮前村	向丘村	稻田村	生田村	全		半		大		
												棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數
二二	一九〇	七二	一七六	四七	一六	一〇六	三三	四九	六	八〇	二〇	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
一、四七七	六、三六三	九、五七〇	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六	一、〇三六
三、一三五	六、九〇〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇
一、六五	八〇	九三	一、〇〇	四	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一、一三五	四、五七四	一、一三五	六、六〇〇	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
八、〇〇	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八	一、三、一四八
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
八、四〇〇	九、九六五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

町區名分	棟數	坪數	潰		半		潰		大	
			棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
保土ヶ谷町	三〇八	一、四八八	七四	四〇〇	一六五	九〇	二九七〇	二七	一六三	一、六三〇
城郷村	六一	一、三三	二	〇〇	一八	三〇〇	一六	二六四〇	二	四〇〇
大網村	一五	八七六	二	〇〇	一〇	一、三三六	五	三〇〇	〇	〇〇〇
旭見村	六三	五三六	一	〇〇	四	八、一〇〇	三	一、五〇〇	一	一、四三〇
鶴田町	二〇〇	三、〇〇〇	一	〇〇	五	五、〇〇〇	三	一、〇〇〇	一	一、三三〇
湖島町	四三八	五、四二〇	四	〇〇	四七	四、八一九	二	一、三三五	一	一、三三五
田島町	五八〇	一、五〇〇	三	〇〇	三九	九、六八〇	三	四、五〇〇	三	三、〇〇〇

非住家 (木造)

計	中	橋	高	宮	向	稻	生	全		半		潰		大	
								棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數	棟數	坪數
二八	二	一	一	一	一	一	一	一、三六五	一、四〇〇	一八	一、一四七	一三	一、三三〇	一三	一、三三〇
二	一	一	一	一	一	一	一	二	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇	二	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇

計	生田村	稲田村	向丘村	宮前村	高津村
2,399	273	140	900	—	—
7,509	—	248	2,000	1,682	30
54,125	1,250	700	10,000	—	—
34,900	—	84	7,150	1,209	355
6	—	—	—	3	—
8	—	2	2	—	2
140	—	4	—	80	—
583	—	60	200	—	33
52	—	70	—	5	—
23	1	3	7	—	—
20,385	1	2	—	156	—
13,065	100	400	240	—	—
—	35	200	—	—	—
5	—	—	—	5	—
—	—	—	—	—	—
230	—	—	—	230	—
1,900	—	—	—	—	—
32,000	—	—	—	—	—
2,250	—	—	—	—	—
61,283	—	6,000	—	—	—
412,000	—	—	—	—	—
79,608	—	72,000	—	—	—

火災としては、震災直後、川崎市に於て五箇所、御幸村に於て一箇所、田島町に於て三箇所、大師町に於て一箇所、潮田町に於て二箇所の出火を見たに拘らず、川崎市堀の内東京電気株式会社工場の一部、御幸村南河原明治製糖株式会社工場の一部、潮田町潮田末廣町旭硝子會社内延工場の一部、同町淺野造船所内瓦斯工場の一部の焼燬、及び大師町田町四千七百八十一番地民家の全焼一を數へるのみで、其他は半焼若しくは小火に過ぎなかつた。

鎮火に就ては、明治製糖會社の如き、人家に遠隔してゐたので、自然鎮火したるものもあるが、其他は皆、警官・消防隊・在郷軍人團・青年會員、及び附近住民等、協力して消防に努めた結果、悉く消止め、大事に至らざることを得たのであるが、當時四千七百餘戸、二萬三千六百餘口を有する川崎市の如き、先づ以て水道貯水池に破損を生じ、斷水して其用を爲さなかつた際、迅速の鎮火を見たのは、民人の周到なる注意に依るとは言へ、一面奇蹟的と稱し得べく、京濱の大火災に省み、郡民の幸とするところであつた。

咄嗟の際、管内警察署は青年團・在郷軍人團と協力して事に當つたが、夫々火災の防止・人命の救助に盡瘁し、郡廳員に於ても、廳内外の取締・罹災民に對する炊出し其他の救護に盡力のうちに夜に入つた。其頃から京濱方面より避難し來る者多く、其數約五千に上り、川崎市の如き殊の外混雑を極めたのであつた。折も折、不逞鮮人襲來の奇怪なる流言蜚語は、風の如くに郡下に傳承され、人心の不安を誘致すること夥しく、驚惶興奮の極、形勢刻々惡化の状態に陥り、動もすれば輕舉に妄動して、何時大事を惹起するやも計り難いので、その警備の任務は重且つ大であつた。殊に京濱間要路の府たる川崎市に於て、一朝その警戒の紊ることあらんか、蓋し、收拾すべからざる結果に至るべきことは厥かに察せらるゝことで、各部署は相戒め全力を傾注して川崎市を警備した。震災後三日迄、川崎市外駐在巡查を除く外、署長以下全員、非番・休憩共に全廢して、署在員・内勤・特務員・派出所員の別なく、各二人づゝ甲組・乙組に分れ、期所管區内に交互に巡回及立番勤務せしめ、更に各監督者には、私服巡查を從へて、町内を巡視せしめ、盜難火災の豫防・警戒に努めしむると同時に、青年團・在郷軍人會等に對する指揮監督を爲さしめ、作せて自警團の妄動を警め、其善導に努めた。

二日、郡は、廳全員を各町村へ出張せしめ、罹災状況調査及び在米調査の第一回を旨し、大要の状況を縣に報告し、救護方針を定め、(一)總務、(二)庶務、(三)被害調査、(四)糧食並物資徵發及配給、(五)經理の五係を分置して、郡長之を統率し、廳員は相互に協力一致以て事に當り、且つ宿直は總務係一名、他係より五名を以て之に當り、連日徹宵勤務を繼續した。

被害調査係は、各町村に出張して、第一回の被害調査をなしたる後、續いて在米高調査をなし、爾後常に避難者の異動・要求護者の調査をなし、配給品の標準資料調査に任じた。其間、第一回調査を始めとし、民心安定せざる間は、鮮人襲來の流言のため、各所に於て自警團より通行の路に訊問を受け、或は武器を突附けられ、或は道路・橋梁の破壊に依り、迂回し又は火災の中に包まれる等、幾多の困難と危険とを排して活動したのであつた。(因に、郡内保土ヶ谷町に至るには、横濱市内神奈川を通過せなければならなかつた。)

其日午前十時、神奈川縣から、横濱の罹災者に炊出米及び飲料水供給の要求があつたので、郡長は、直に比較的被害僅少の風評ある鶴見町に至り、町長に打合をなしたが、此町にも在米なきのみならず、震災直後通信・交通機關の全部杜絶し、海陸とも、當時は殆んど運搬の方法なく、又、部内の在米も需用に不足を告ぐるの状況であつたので、郡長は、直に出状して其實を具陳し、且つ打合せの上、町村へ避難せるもの及び横濱又は東京市より他へ避難の途上にあるものとを區別せず、粥又は握飯・湯水の給與所を沿道町村へ設置せしめた。然るに、東京・横濱兩市より避難する者は、國道沿の町村特に川崎市・保土ヶ谷町・鶴見町・潮田町・田島町等最も多く、平常人口の三倍を算し、且つ通行の避難者は、晝夜の別なく、國道・省線及び京濱電車軌道の三線に溢るゝ程の多數なるにより、在米のみを以

てしては、忽ちに、商人は勿論、個人の所有米をも渴するに至るので、九月四日、縣へ其状況を報告して外米千袋の配給を受けて、沿道町村へ配給したのであるが、猶二三日間を支ふるに困難な状況であつたので、川崎市鈴木商店の所有に係る味の素原料小麦粉約二萬袋を徵發し、内四千袋を第一回に配給し、又明治製糖會社所有の砂糖五百袋を徵發し、之を數回に分つて町村へ配給し、副食物兼代用食品となし、沿道町村に於て、スキトン・團子・砂糖湯等を作り、隨所に於て避難者に給與し、飢渴を醫せしめた。

又、各町村内の避難者數は、五日・十日・二十日間位に調査し、町村内の罹災者同様、外米・小麦粉・砂糖・鹽等の物資を、縣又は徵發を以て受入れ、人數に應じ、數日分宛を九月中數回に分つて配給し、以て救護の公平と方法を誤らざらんことを努めたので、食料の配給に就いて紛議等を生じたことはなかつた。

避難者調 (十一月二十五日現在)

町村名	世帯			人			計
	東京市	横濱市	其他より	東京市	横濱市	其他より	
保土ヶ谷町	四六	五三	六	一六三	二〇六	二六	二、四六六
城郷村	三三	二〇	一	五五	五七	一	五七三
大綱村	二〇	八	一	三八	三八	三	四三二
旭見村	九	一〇	六	八〇	三三	三三	四三二
鶴見町	二六	九	三	一、二〇九	三、九四	三九	五、三三三

町村名	九月十五日現在他市町村より避難せる者の數		九月一日以降九月十五日及避難者に於て他市町村より九月十五日迄に於ても多かりし日及避難者數		十月一日現在他市町村より避難せる者の數	
	世帶數	人口	世帶數	人口	世帶數	人口
保土ヶ谷町	1,012	5,310	7,000	35,000	1,334	4,794
大田町	819	3,911	1,033	5,606	373	1,841
川崎町	633	1,899	819	2,456	250	811
大田町	450	1,750	598	2,333	250	859
鶴岡町	2,250	14,560	2,330	14,950	1,844	5,092
潮田町	459	1,698	1,110	4,500	444	1,602
大田町	373	1,500	450	1,750	156	633
川崎町	250	750	285	855	203	609
御幸町	985	3,150	1,770	5,800	733	2,333
日吉村	500	1,337	581	1,653	359	1,020
住吉村	450	1,050	560	1,000	370	800
中津原村	136	468	136	468	133	464
高津原村	283	694	290	1,434	133	464
橋本村	56	147	40	230	33	133

避難民調 (橋樹郡)

計	九月十五日現在他市町村より避難せる者の數		九月一日以降九月十五日及避難者に於て他市町村より九月十五日迄に於ても多かりし日及避難者數		十月一日現在他市町村より避難せる者の數	
	世帶數	人口	世帶數	人口	世帶數	人口
計	1,550	2,834	3,733	4,756	4,909	10,085
生田村	7	24	4	13	8	33
稻田村	23	45	21	18	14	95
向丘村	19	59	1	25	3	67
宮前村	30	95	1	39	26	77
橋本村	7	14	2	4	17	46
高津原村	37	141	4	55	17	66
中津原村	37	141	4	55	17	66
住吉村	24	114	3	49	11	46
日吉村	101	333	2	9	9	33
御幸町	40	133	10	36	10	33
川崎町	168	511	60	199	184	566
大田町	453	1,476	106	1,034	159	626
大田町	83	251	9	33	147	464
田島町	161	484	15	260	31	111
湖田町	93	270	5	19	31	115

計	九、四五	五〇、三三	一、〇、九三	八、二、四〇	一	六、七、七	三三、〇〇
宮前村	七	二六	一〇	五七	九月十一日	八	三〇
向丘村	八	三九	九	六四	九月九日	七	二七
稻田村	三	四三	一七	六〇	九月四日	二	三六
生田村	八	一六	七	二〇	九月九日	五	一三

鮮人に對する給與に關しては、特に注意を拂ひ、町村民を慰撫して騷擾の起らざらんことを努め、不穩の形勢に、收容鮮人二百餘名を安全ならしめ、又、同時に、近隣町村の安寧を保持することが出来た。

三日縣下に戒嚴令の實施せられてより、漸次民心不安の念を去るに至り、四日澁谷憲兵分隊の一部派遣せらるゝに至つて、一層靜穩の傾向に進んだやうに見えたが、監督其宜しきを得ざれば猶流言蜚語其跡を斷たず、且は團員の妄動を鎮撫することが出来ない状態であつたので、四日より、先づ警察各管區派出所の外、川崎市に三箇所、田島町に三箇所の檢閲所を設け、各所共に巡查二名を配置し、青年團員一名、在郷軍人一名をして之を補助せしめ、協力して不審者の出入警戒に充て、夜間又交代の巡回立番を勵行して、盜難・火災豫防等の警戒に不眠不休の勤務を繼續すること又六日間、専念民心の安定に努力したところ、十日に至つて陸軍警備隊の出動を見たので、同夜より非直員の半數を歸宅休憩せしむることとした。

陸軍警備隊は、歩兵第三十九聯隊より中隊長以下將校三名・準士官六名・兵卒七十九名、十日川崎市に來着し、六郷橋巡查派出所内に本部を置いて駐屯し、川崎市大師、田島各町警備の任に當つた。殊に、田島町渡田新田神社境

内鮮人收容所には、兵騎若干名を配置し、川崎市内には、六郷橋際及び砂子一八五番地先に歩哨各二名宛配置せられ、交代徹宵勤務を以て警戒の任に當つたのであるが、十四日に至り、横濱方面に於て賊を働いた六十餘名の檢擧を見、且は其他の警察事務又多忙を極むるに至つた爲め、再び警察各管共當非直を全廢したる勤務を勵行して、二十二日迄協同警戒を續行した。其頃、漸く一般に靜穩に歸したので、前日(二十一日)歩兵第三十九聯隊派遣の警備隊は、騎兵第十五聯隊第四中隊と交代して引揚げ、騎兵隊より、中隊長代理中尉以下五十名來崎して之と交代し、屯所を川崎市稻毛神社内に移し、前警備隊同様の配置にて警備に當つたのを期として、警察警備を改め、二十三日、青年團在郷軍人會員の補助を解除し、同時に警察官の非番員半數を在宅休憩せしむることとし、夜間の勤務方法も、九月三十日を限り之を廢した。

陸軍警備隊は、其後十月三十日まで繼續し、人心全く安定の後引揚ぐるに至つたが、其効果は、憲兵警備隊同様、武装せる容姿が常に民衆を威壓鎮靜し、消極的には又盜難・火災・掠奪等を豫防した效果少からずと、郡民の等しく感謝措く能はざるところのものであつた。

糧食並に物質配給に就ては、前述の如く公正を期して懇切に引渡の斡旋を爲したのであるが、無償食糧品配給は九月を以て打切り、其以後に於ては、物資の安價供給の便を與へ、有償配給の斡旋に努めた。猶、郡役所敷地内に避難所を設け、又、倒潰を免れた鶴見小學校其他の校庭又は社寺等を開放せしめ、各地よりの避難者に對し、雨露を凌ぎ、休息の便を與へた。其他、各地からの慰問品は、其時々、罹災者及び避難者の數に按分して、急速配給の方法を講じたのであつた。

九月末日迄の町村別配給状況調

町村名	米	食鹽	小麥粉	砂糖	蠟燭	雜
保土ヶ谷町	六七五	九〇	一、四〇〇	四、五	一〇	六〇
城郷村	一五〇	三〇	一、二〇〇	三〇	七	三
大網村	九〇	五〇	五八〇	一〇	七	三
旭見村	一、三九二	二五	一八〇	一〇	五	三
鶴田町	九四〇	三〇	四、三七〇	一〇	三	五
潮田町	七四五	二八〇	三、六五〇	七五	三	一
大島町	四八五	二四〇	三、一〇〇	五五	二	八
川崎町	八三四	一四〇	一、二八〇	三五	一	七
御幸村	一六六	二二〇	二、七四〇	六〇	三	一
日吉村	一六八	五〇	一八〇	二〇	一	〇
住吉村	一六八	五〇	一八〇	二〇	一	〇
中原村	三九	一五〇	六三〇	一五	二	六
橋津村	一〇〇	一五〇	四三〇	一〇	二	六
高橋村	一〇八	三〇	四三〇	一〇	一	六
宮前村	二〇五	七	一〇	二〇	一	三
向丘村	一八	七八	一〇	二四	一	一
計	六、〇〇〇	一、八六〇	二〇、三〇〇	五〇〇	二〇〇	八〇〇

備考 本表の外保土ヶ谷町へは縣より直接米七〇九袋、雜詰一〇〇箱の配給あり。
 單位外米一袋七斗五升入 食鹽一俵五〇斤入 小麥粉一袋二斗入 砂糖一袋一六五斤入 蠟燭一箱四〇斤入
 雜詰一箱四ダース入。

□、産業方面の被害状況

(1) 商工業方面 商業方面として特記すべき程のものないが、工業方面の被害は、本郡南部一帯が、工業地帯であつて、大小三十有餘の工場を包含してをつたので、従つて其損害の程度計り知るべからざるものがあつた。明治製糖株式會社川崎工場の全壊、富士紡績株式會社川崎工場及保土ヶ谷工場の半潰、東京電氣株式會社川崎工場の一部倒潰を初め、其他の工場にあつても、各相當の被害があつて、少きも二十日間、大部分は十二月初迄休業するの止むなきに至つた。今重なる工場に於ける損害の大體を、神奈川縣産業部調査の工場被害報告に據つて列記すれば、次の如くである。

(1) 旭硝子株式會社鶴見工場（橋樹郡潮田町）

全潰したのは延窯室切場・製品倉庫・動力室等にして、地下設備たる煙道の被害も亦大、當工場作業の性質上より云へば延窯室及煙道の被害は、工場として大なる苦痛を感ずるものなれども、熔解窯・吹場等工場の最も重要

なる部分が被害少なりしは、不幸中の幸とも謂ふべく、從て復舊も比較的早き見込にて、明年一月末には十基の吹機を使用し、月三萬六千箱の製品を出す豫定なり。目下臨時受負兩方にて五百人と、自社の職工とにて極力復舊工事を急ぎ居れり。復舊に要する経費は、應急的のもの百貳拾萬圓、漸進的のもの八拾萬圓計二百萬圓の見込なり。原料及製品の被害は輕微にして、製品は當時六十箱を有せしも、破損したるものは其内六百六十箱に過ぎず。残存製品は注文頻繁のため殆んど出拂ひたるを以て、爾餘の注文に對しては、九州の工場より補給する方針にて已に九州品着荷しつゝあり。死者は當日作業交代日なりしと、且は休憩時間中なりし關係上、社内にて職工三名、社外にて一名計四名の職工外には、殆んど異動なく今般の作業には差支なし。

(2) 株式会社淺野造船所（橋樹郡潮田町）

造船工場・製鐵工場は被害輕微にして、唯煉瓦建倉庫二棟・動力室一棟の崩壊、竝に船臺に多少の龜裂を生じたるに過ぎず。併し製鐵所は、基礎工事を破壊され、加熱爐の如きも破損せしを以て、被害最も大にして、復舊は今後四・五ヶ月を要す。復舊工事見込額は百九十萬圓にして、此内の大部分は製鐵工場の復舊費なり。唯同工場に於ても幸運なるは、本業の主要設備たる壓延ロール及之に接続せるモーターに變動なきことなるも、テーパー（鐵鈹のコンベヤー）は全然使用に堪へず。職工の死者二名、造船工場は九月十七日より作業を開始せり。原料及製品には被害なし。

(3) 日本鑄造株式會社（橋樹郡潮田町）

本工場は鐵骨なるを以て、建築としては丈夫なるも、基礎工事の變動大なるを以て、修築の必要あり、之に要する復舊費三萬圓、機械に屬する修繕費一萬三千圓、計四萬三千圓の見込にて、今後二ヶ月を要する見込なり。ポンプ・ポンプ・製紙機械等の部分品を鑄造す。職工は三百名を常備せるも、現在は二十五名に減少、されども熟練工は殘存せるを以て、今後の作業には差支なし。死者なし。

(4) 日本鋼管株式會社（橋樹郡田島町）

全潰せしものはドロマイト工場・カッブリンク工場・製鐵工場・倉庫等の煉瓦建にして、此外半潰せるもの一部崩潰せるものは甚だ多し。煙突の倒潰は約二十基に及び、倒潰せる工場は、多く煙突倒潰の爲め被害を受けしものなり。工場の外地上設備としては、煙道・上下水路・塀・護岸工事の被害亦大なり、機械には破損せるもの殆んどなきも、大小幾多の火爐は使用に耐へざるもの多く、其の内最も大なるシーメンズ熔鑄爐九個の内、現在使用に堪へるものは二個のみ、事業開始迄に要する應急費は五拾萬圓、十二月一日より常態に復する見込なり。形鐵工場は九月十六日より、又製鐵工場は十月三日より事業を開始せり。常備の職工震前二千名なりしも、現在は千六百名に減少、作業従事外のもの復舊工事に従事す。製品及原料の損害なし。死者職工九名。

(5) 日本トラスコン鋼材株式會社川崎工場（橋樹郡田島町）

本工場全潰事務所を殘したるのみ、目下バラックにて假作業開始、機械は多數破損せるも修繕し得る見込なり。復舊に要する経費、建物貳拾五萬圓、機械六萬圓、計三十一萬圓なり。十一月一日より正式に事業開始の見込なり。常備職工百五十名内一名震災のため死亡。

(6) 淺野セメント株式會社川崎工場（橋樹郡田島町）

全潰したる作業場は、煙道灰溜室・電気集塵室・木樽製作場（以上第一工場に属する分）、原石粗碎室・冷却機室・セメント樽詰場・石炭乾燥室・粘土乾燥室・變電室（以上第二工場に属する分）にして、第二工場被害多し。平時に於ては第一・第二兩工場にて、一ヶ月十五萬樽の製産能力あるものにして、九月十日より第一工場の作業を開始し、一日二千五百樽の製産をなしつつあり。復舊費二百萬圓の見込にて、一ヶ月後常態に復する豫定なり。自社職工の他請負にて千五百名の入足を使役し、復舊工事を急ぎつつあり。製品は三萬樽を有せしも損害少し。原料は持合少なりしと又品質の關係上損害なし。唯復舊に當り原料の乏しきと、又輸送關係復舊せざるを以て製産力を高むること能はざる状態にあり。死者職工四名。

(7) 明治精糖株式会社川崎工場（橋樹郡御幸村）

工場全潰一部は火災のため焼失、死者八名他に社外七名、設備中真空罐・分蜜機械等は修繕の上再び使用し得る見込、損害の見込額五拾萬圓、事業開始期は未定なるのみならず、將來此地に工場を再築するや否やは、十月二十七日の重役會議にて決定する豫定なり。震災の當時原糖五萬一千袋（百六十五斤入）・精糖六千三百二十俵（百斤入）を有せしも損害なし。

(8) 東京製鋼株式会社（橋樹郡御幸村）

東京製鋼株式会社は、東京に二工場を有し、本年六月解散したる日東製鋼株式会社川崎工場を買収して、事業の一部を當地に移轉する計畫中、未だ事業を開始するに至らずして、今回の震災に遭遇し、川崎工場の煉瓦工場三棟、洗滌工場・ボイラー室（以上全潰）、動力室・鍍金工場（以上半潰）に損害を受け、復に約拾萬圓を要する見込なり。明年一月より事業開始の豫定にして、製品はマニラロープ・ワイヤロープなり。

る見込なり。明年一月より事業開始の豫定にして、製品はマニラロープ・ワイヤロープなり。

(9) 東京電気株式会社（川崎市）

- 1、建物 全潰 事務室及研究所三階建一棟九五、〇〇〇圓 新倉庫（製品倉庫）三階建一棟六〇〇、〇〇〇圓 圓計六九五、〇〇〇圓
- 破損 事務室及倉庫一棟六〇、〇〇〇圓 機械工場一棟五〇、〇〇〇圓 電球工場二棟八〇、〇〇〇圓 研究所二室六〇、〇〇〇圓 計二五〇、〇〇〇圓 小計九四五、〇〇〇圓
- 2、設備及機械類 布設鐵管機械工具及什器の備品 全潰及修繕費三八〇、〇〇〇圓
- 3、貯藏品及材料 電球二五〇、〇〇〇個 X線管若干計一五〇、〇〇〇圓 器具若干 材料若干 總計一、四七五、〇〇〇圓

原料・材料・製品の損害は比較的輕微にして、前記の損害價格は所有金額の約一割に相當する價格なり。

十月一日より事業一部を開始せるも、全部の復舊は明年一月の豫定。本年末までの期間に於て、延二萬人の夫を使役し、復舊工事を急ぎつつあり。死者社員三十三名職工三十二名、計六十五名、負傷者百名、當工場に於て被害の大なるは、研究所及伸線科の全潰せしことにして、研究所にては、所長始め幹部の主なる博士・學士等多數の死者を出して全滅し、又之に屬する設備諸機械等全部破損せり。伸線科は研究所の最下層にありしため、之又全潰に歸せり。されどワイラメントの供給は相等のストックありたると、米國よりの供給自由なるを以て、今後の作業上には差支なし。

(10) 東京製線株式会社川崎工場(川崎市)
 全潰せしは製線工場のみにして、復舊に一萬二千圓を要し、其他組室・壓延室・塗料室・倉庫・水槽・爐・機械・水管等多少の損害あり。全部にて二萬七千八百圓の復舊費を要するも、當地方にては被害の最も輕微なる部に屬す。九月二十四日より一部の事業を開始し、十一月十日には全部復舊の豫定なり。震災當時の職工七十七名、死者なし。又原料製品にも損失なし。復舊工事のため電線の需要多く、工場忙殺され居れり。

(11) 東京製線株式会社川崎工場エナメル工場(川崎市)
 工場傾斜したるも、直に復舊工事を終へたり。之に要したる經費六百圓、機械には損傷なく従業者中死者なし。直に事業を開始し得るも、エナメル線焼付に用ひる瓦斯の供給なきため、(東京瓦斯より受入)作業に着手すること能はず、瓦斯の供給を一日千秋の思ひにて待詫び居れり。されども瓦斯の供給は今後尙二ヶ月以上を経ざれば、見込立たざるを以て、目下電熱焼付の試験中なり。

(12) 富士瓦斯紡績株式会社川崎工場(川崎市)
 當工場は作業の主體たる第一工場・第二工場・副製工場全潰し、此他作業に間接なる建築物も殆んど倒潰せり。唯原料・製品倉庫のみ半潰状態なりしを以て、原料・製品共被害は僅少なり。又火災を起さざりしを以て、紡機の被害も比較的輕微なりしは、不幸中の幸なり。

總損害額 百四十三萬六千九百九十二圓にして、其内譯次の如し。
 建物 損害總額八十九萬三千三百二十八圓にして、此内主要なるものは第一工場二十六萬千二百六十六圓、

第二工場二十六萬三千七百六十三圓、副製工場三萬九千九百圓なり。

機械 損害總額四十五萬八千五百四十四圓にして、第一工場の紡機四三、九〇四錘の内損害二〇%、此見積額二十萬八千二百四十圓、第二工場の紡機六六、〇〇〇錘の内損害一九%、此見積額二十萬九千七百四圓、副製工場紡機一、三二〇錘の内損害二〇%、此見積額四萬六千六百圓、計四十五萬八千五百四十四圓。

原動機 モーター三百個の内、四六%の損害見積にて此額二萬千圓。
 什器一式 六〇%の見積にて、此損害額二萬六千百圓。

原料及製品 損害額三萬千七百二十圓、此内原棉は汚損及雨漏等の損害にして、此額一萬千七百二十圓、製品は全部仕掛品の損害にして、此額二萬圓なり。

職工 寄宿舎七棟全潰せしを以て、之に就眠中のもの多く被害を受け、全死亡数の半数以上を出したり。他は第一・第二工場より避難中、煉瓦壁倒壊のため下敷となりしものなり。内譯次の如し。
 震災當日在籍職工數三千九百六十名

死	亡	一五四	内男	二一〇	女	一三四
重傷	傷	三四		一		三三三
輕傷	傷	一六四		九		一五九

事業開始 事業の開始は來る十二月十日より、全錘數の約五分の一即二萬錘を運轉し、それより漸次復舊の

計畫を進め、今後六ヶ月後に全部復舊の豫定なり。

(13) 日英醸造株式会社(橋樹郡潮田町)

總損害額 三十九萬五千三百十六圓。

全潰せしは罎詰機械室主なるものにして、此他貯水及淨水場、空氣倉庫等あり。半潰せしものは、濾過室・機械室にして、作業の主脳部は被害なし。

建物 被害總額 十六萬百七十四圓。

内 譯

濾過室二三、四四一圓 罎詰機械室七八、八三七圓 貯水及淨水場二三、八九九圓 空瓶倉庫二、

二七四圓 機械室一五、〇〇〇圓 計一六〇、一七四圓。

機械及設備 損害總額 七萬八千三百五十圓。

内 譯

バルブ及チップ洗滌機・瓶詰機械七二、五〇〇圓 麥酒タンク五、〇〇〇圓 タンク復舊費八五〇圓 計七八、三五〇圓。

原動機 損害總額 四千五百圓にして、内モーター一千五百圓、エンジン三千圓なり。

其他の機械 損害額 一萬三千圓 什器 同 千圓。

原材料 被害甚だ輕微にして内譯次の如し。

製品

ホップ一五〇封度三〇〇圓 空瓶四五萬本三、六〇〇圓 計三、九〇〇圓。
損害亦甚だしく當時七千箱を有し(此價格一二六、〇〇〇圓)たりしが、其内被害を受けたるは僅に七百圓に過ぎず。されど半製品としての被害は相等額に上り、醸造中溢れたるもの五、二〇〇石此價格一三七、三〇〇圓と計上さる。尙此等の他に生ビールの損害九二圓あり、製品・半製品を通じ計一三八、〇九二圓なり。

瓶詰機械工場は目下再築を急ぎ居るも、本工業は、醸造より瓶詰に至るまで三・四月の時日を要するを以て、醸造部の事業を開始するには差支なし。唯醸造に要するイーストなきを以て、着手に至らざるものなるが、イーストは已に上海より神戸に着荷し居るを以て、其到着を待つて、直に醸造を開始する豫定にして、其時期は十一月四・五日なり。

目下麥酒工業閑散期にあるを以て、工場一部の被害は、當工場の年産額十三萬箱の能力に對しては、何等影響なき見込なり。製品は已に出拂ひ需要盛なり。これ一つはキリン麥酒・大日本麥酒等被害の影響あると、又一つは、一般の需用歐洲大戰後著しく増加し居るによるものにして、明年夏季に於ける需要は莫大なるべき觀測にて、前途に大なる期待を繋ぎ居れり。

(14) 保土ヶ谷曹達工場(橋樹郡保土ヶ谷町)

工場全體より見れば、七分倒壊の状態にて、被害甚だ大なり。總損害額は八十三萬圓にして、其内譯次の如し。
建物 二五〇、〇〇〇圓 食鹽及水の電解工場(食鹽電解槽一三〇、水の電解槽二〇〇)・晒粉工場以上

全潰、曹達蒸發工場・同煮詰工場・食鹽熔解室・液化鹽素及雜藥品工場以上半潰。

機械及裝置 五三六、九〇〇圓 機械類は半壊なれども、諸裝置は地盤の龜裂・建物の倒壊等にて全潰。

製品 二七、七〇〇圓 曹達・酒粉・諸藥品の損失。

原料 二、三〇〇圓 (食鹽・石灰其主なるもの)

原動機 一三、五〇〇圓。

死傷なし。事業一部の復舊は十一月中旬、全部復舊は明年二月の豫定なり。

(15) 富士瓦斯紡績株式会社保土ヶ谷工場(橋樹郡保土ヶ谷町)

工場の全潰に加ふるに、製線工場の化學研究室より出火し、原料倉庫を焼失したるを以て被害額莫大なり。されども火災は幸ひ一部に止まりたるを以て、工場の用材は五分は再用し得べく、機械類は二分補足すれば復舊し得る見込なり。

總損害額は百八十三萬三千圓にして、内譯次の如し。

建物 八五〇、〇〇〇圓 (紡績工場・機械工場・製練工場等主なるもの)

機械 三四一、〇〇〇圓 (紡機・織機等)

製品 二六〇、〇〇〇圓 (絹絲) 一八、〇〇〇圓 (紬絲)

原料 三六〇、〇〇〇圓

原動機 四、〇〇〇圓

常備職工男女通じて三千八百名の内、死者四百五十四名、内社員一名、大部分は中食交代期にて、第一組のものの食事を終へ、將に就業せんとして工場中間の煉瓦壁廊下を通過せる時、煉瓦壁倒壊のため死せしものなり。

目下多數の職工人夫を役使し、復舊工事を急ぎ居れり。豫定は十二月中に一部の運轉を開始し、明年二月に至りて六分、同六月に至りて建物全部を復舊し、同八月に入りて全部の運轉をなす計畫なり。

(16) 株式会社日本蓄音機商會川崎工場(川崎市)

工場の主要部全潰、總損害額五十一萬二千圓にして、内譯次の如し。

建物 二十六萬五千五百圓 内作業上主なるものは、器械工具製造工場・製圖設計ニッケル鍍金工場・レコ

ードプレス工場・組立部ギヤリカッチング工場(全潰)主なるもの。

機械 (工作機械) 二萬五千圓。

製品 二十萬圓 内蓄音機十萬圓・レコード十萬圓。

原料 損害なし(但し左記の如く横濱在庫品に損害あり)。

原動機 一萬五百圓。

什器 一萬五千圓。

死亡五名、重傷四名。十一月一日より職工四十八人、其他人夫合計百人を役使してバラックを建設し、十二月十六日より事業開始の豫定にて、本式に復舊するは三年後の豫定なり。尙原料中横濱在庫品にして焼失したるものセラック五萬圓・スプリングスチール二萬圓計七萬圓あり。蓄音機の破損したるものは修理し、今後(十月二

十五日)賣出したるもの四百二十九臺あり。火災のなかりしは不幸中の幸にして、レコード原版は全部損傷なし。

(17) 日本絹捻株式会社保土ヶ谷工場(橘樹郡保土ヶ谷町)

火災なかりしも、工場全潰残りたる建物なし。総損害額二十三萬九千九百六十一圓にして、内譯次の如し。

建物 十七萬三千八百三十圓。

機械 五萬七千七百八十三圓。

繰返機・引捕機・捻絲機・揚返機(大破)主なるもの。

製品 二千五百圓(絹絲)

原料 損害なし。

什器 三千二百五十八圓。

其他 二千五百九十圓。

死亡十一名、重傷四名、職工全部解雇、十月十日の重役會議にて解散に決定。

(18) 株式會社鈴木商店川崎工場(川崎市)

工場の主要部たる分解工場・中和工場全潰打撃大なり。総損害額四十八萬八千八百七十五圓にして、内譯次の如し。

建物 二十九萬六千八百七圓 設備及機械四萬六百二十五圓

木製・煉瓦製・鐵筋コンクリート製・給水槽・加水分解機・澱粉乾燥機・煙突等主なるもの。

製品 十二萬四千二百三十一圓 内味の素十一萬八千九百四十二圓、澱粉五千二百八十九圓。

原料 鹽酸九千二百十二圓。

原動機 損失なし。

什器 三千圓。

其他 一萬五千圓。

死傷なし、基礎工事及地下設備の被害多し。目下請負人夫三百人を使役し復舊を急ぎ居れり。十二月一日より事業を開始して三分の一の能力を恢復し、明年一月に至りて二分の一、同三月末に至りて全部の能力復舊の豫定なり。

(19) 富士製鋼株式會社川崎工場(橘樹郡大師町)

當工場は歐洲大戰の末期、鋼鐵界全盛の時代に創立されたるものなれども、戰爭の終熄と共に大打撃を蒙り、爾來種々經營劃策して、挽回に努めたるも遂に及ばず、永らく休業状態にありしものなり。されば職工もなく製品原料の損害なし。

總損害額六十七萬六千五百五十二圓にして、内譯次の如し。

建物 五十萬五千五百二十四圓 内作業上主なるものは、鑄鋼工場(半潰)・鍛鋼工場(半潰)・鑄物工場

(全潰)・機械工場(傾斜)等なり。

設備 十七萬千二十八圓 内主なるものキーボラ・石灰煤燒爐・苦灰煤燒爐・坩堝爐・煙突等なり。

製品原料損害なし。

死傷なし、明年七月に至り復舊の豫定なりと稱し居れども、工場の現状及財界の現況より見て、果して恢復するや多少の疑あり。

一、工場の被害

一、損害

分類	損害種別	罹災工場数	建物の損害見積	作業設備の損害	製品及原料の損害	計	死	傷	不行	不明	計
染織工場		三	110,130.00	9,850.00	215,300.00	435,280.00	597	339		14	940
機械器具工場		五	31,700.00	2,350.00	6,850.00	40,900.00	48	130		1	169
化学工場		二	2,600.00	1,300.00	2,400.00	6,300.00	7	13			20
飲食工場		五	873,600.00	606,900.00	587,900.00	2,068,400.00	23	18			41
雑工場		二	7,000.00	2,600.00	9,900.00	19,500.00					40
計		四六	8,805,736.00	5,283,100.00	2,574,897.00	16,663,733.00	674	480		15	1,169

二、建物の罹災別

分類	罹災別	全	焼	全	潰	半	潰	半	焼	計
染織工場					二	四	二			八

分類	罹災別	全	焼	全	潰	半	潰	半	焼	計
機械器具工場					三		一			四
化学工場					四		九			一三
飲食工場			一		二		一			三
雑工場					一					一
計			一	一一	二六		二			四〇

(2)農業方面 農地の被害に就ては、川岸の陥没・山崩れ・地割・堤防缺潰による損害等は表示の通りであるが、堤防の缺壊甚しく、水害を受くる時は、唯に農作物の被害のみならず、人畜の被害大なるべき虞ある所もあつたので、郡係員は、關係町村より人夫・材料を集め、内務省及び縣の係員と協力して、復舊工事の進行に努めた。此間、工事材料の不足と、労働者の不足とにより、各町村より圓滿に提供せしむるに就ては、最も、困難を感じたのであるが、幸に降雨水害の襲なきうちに、短期間に工事を完うせしめて、農民をして不安なからしむるに至つた。

農作物の直接被害に就ては、其他震動に依る損害、貯穀倉庫の全潰・半潰、收納舎の倒壊、畜舎・農具の損害等表示の如き損害が計上せらるゝが、間接の損害に就ても、本郡の主産物である野菜は、需要減少・交通運輸の支障等により、価格は、地震前に比して五六割の下落を見、其損害軽少ならず。其他本郡に於て相當生産せらるゝ梨・栗は、大部分振落されて甚大の損害を被つた。

橋	中	住	日	御	川	大	田
村	原	吉	吉	幸	崎	師	島
村	村	村	村	村	市	町	町
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—	—	—
65	—	—	—	—	—	—	—
—	—	1.0	—	—	—	630	—
—	—	300	—	—	—	6,800	—
—	—	—	—	10	—	—	—
—	—	—	—	200	—	—	—
—	—	—	—	25	—	—	—
—	—	—	—	500	—	—	—
—	—	—	18	60	—	16.5	—
—	—	—	1,540	6,000	—	2,970	—
—	—	—	5	100	—	397	—
—	—	—	4,700	30,000	—	11,910	—

湖	鶴	旭	大	城	保	町
田	見		網	郷	土	項
町	町	村	村	村	ヶ	目
					谷	
					町	
—	—	1	—	8	段	積面田 見上同 格價積 積面畑 見上同 格價積 山崩れに依る害
—	—	70	—	400	段	
—	—	2	—	13	段	
—	—	120	—	325	段	
—	—	町段 200.0	町段 300.0	16	段	積面田 見上同 格價積 積面畑 見上同 格價積 震動に依る害
—	—	12,000	5,850	320	段	
8	—	150.0	—	町段 2.5	段	
4,800	—	1,500	—	750	段	
—	—	3	70	町段 7	段	積面田 見上同 格價積 積面畑 見上同 格價積 地割れに依る害
—	—	210	980	140	段	
15	—	8	50	9	段	
7,500	—	480	318	180	段	
.2	—	—	—	町段 18	段	積面田 見上同 格價積 積面畑 見上同 格價積 堤防缺潰に依る害
900	—	—	—	360	段	
1	—	—	—	4	段	
650	—	—	—	80	段	

町 村 名	貯穀倉庫			收納倉		
	棟數	坪數	積復舊見金額	棟數	坪數	積復舊見金額
保土ヶ谷町	一五	七五	七,五〇〇	一三	一七〇	一,一〇〇
城郷村	一五	九五	一三,二五〇	二	二八	一,〇〇〇
大網村	一八	一五七	一八,〇〇〇	四	六六	一八,〇〇〇
旭見村	二	七	一七,七〇〇	二	二五	一八,〇〇〇
鶴田町	七	五三	二二,〇〇〇	三	一〇〇	二四,〇〇〇
潮島町	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
大田町	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
川崎市	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
御幸寺村	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
日吉村	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
住吉村	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
中原村	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
高橋津村	一	一	一〇,〇〇〇	一	一〇	一〇,〇〇〇
合計	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

貯穀倉庫・收納倉被害 (橋樹郡)

合計	生田村	稲田村	向丘村	宮前村	高津村
町坪 185	2	1	5.5	—	—
円 5,240	4,200	70	500	—	—
町坪 1.7	—	—	2	—	—
円 555	—	—	110	—	—
町坪 644.7	—	—	5	142.5	—
円 24,735	—	—	1,500	5,000	—
町坪 341.8	190	—	5	100.0	—
円 50,250	29,600	—	1,500	5,000	—
町坪 9.5	—	5	—	—	—
円 1,580	—	50	—	—	—
町坪 10.7	—	—	—	—	—
円 8,978	—	—	—	—	—
町坪 27.0	—	7	—	—	—
円 11,910	—	140	—	—	—
町坪 50.7	—	—	—	—	—
円 47,340	—	—	—	—	—

町事	村名	畜		農具	
		棟數	坪數	棟數	坪數
合	計	一五	一、一七九	四、〇〇六	四、八七三
宮前村	田村	六	五〇	九四	二、三〇〇
向丘村	田村	六	二、五〇〇	九四	二、三〇〇
稻田村	田村	六	七、二〇〇	九六	九、六〇〇
生田村	田村	六	一八	一〇、八〇〇	一、〇〇〇
復舊見積金額		五二	三、八四、二二五	五二	四、五〇五
破損したる農具種類					二九七、三六〇
數量					一、三〇一
復舊見積價格					八、七九二
					一七、一五七

畜舎・農具被害 (橋樹郡)

町事	村名	畜		農具	
		棟數	坪數	棟數	坪數
合	計	一五	一、一七九	四、〇〇六	四、八七三
保土ヶ谷町	郷村	一	一八	二七	三、四〇〇
城郷村	網村	一	七五	八五	三、四〇〇
旭見村	網村	一	三、六〇〇	八五	三、四〇〇
鶴田町	見村	一	三、六〇〇	八五	三、四〇〇
潮島町	見村	一	三、六〇〇	八五	三、四〇〇
大田師町	見村	一	三、六〇〇	八五	三、四〇〇
復舊見積金額		五二	三、八四、二二五	五二	四、五〇五
破損したる農具種類					二九七、三六〇
數量					一、三〇一
復舊見積價格					八、七九二
					一七、一五七

(3) 蠶業方面 本郡の養蠶は、いふに足るほどのものではないが、それでも、桑園に於て、蠶室に於て、其被害甚だしく、秋蠶の如きは、殆んど全滅の状態に瀕した。

町事	村名	畜		農具	
		棟數	坪數	棟數	坪數
合	計	一五	一、一七九	四、〇〇六	四、八七三
川幸市	吉村	一	五〇	六	六〇
日吉村	吉村	一	二〇	二〇	六〇
住原村	吉村	一	六	六	六〇
中津村	吉村	一	六	六	六〇
高津村	吉村	一	六	六	六〇
宮前村	吉村	一	九	七	一、〇〇〇
向丘村	吉村	一	二	一	一、〇〇〇
稻田村	吉村	一	一	一	一、〇〇〇
生田村	吉村	一	二	二	一、〇〇〇
復舊見積金額		五二	三、八四、二二五	五二	四、五〇五
破損したる農具種類					二九七、三六〇
數量					一、三〇一
復舊見積價格					八、七九二
					一七、一五七

一、桑園の被害

町村名	被害段別	被害の種類	全桑園に對する被害割合	損害見積額
保土ヶ谷町	一町	地割	四・〇%	一五〇
旭郷	一町	地割	一・〇%	二一五
日吉	一町	地割	一・四%	一五〇
稻田	一町	地割	一・〇%	一五〇
生田	一町	地割	二・六%	二六〇
計	三七・四	地割、山崩	一・二	四一一

二、蠶室

(居室兼用を含む)

町村名	倒潰	被害戸数	損害見積額	明年春蠶掃立數量増減見込△は減
城郷	六戸	一	八、四〇〇	△
旭郷	三八	一	二、四〇〇	△
日吉	五	二	二、〇〇〇	
計	五	二	一二、〇〇〇	八五%

本年晩秋蠶の被害

町村名	九月一日催青又は飼育中の蠶の枚数	災害に依り飼育中止せる枚数	震災の結果減収見込	同上損害	震災の結果引損りし損害	損害總計
住吉	二	一	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	△
中原	二	一	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	△
高橋	二	一	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇	△
宮前	一	一	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	△
向丘	一	一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	△
生田	一	一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	△
計	四七	五	一四九	九七、二〇〇	一・一	

町村名	九月一日催青又は飼育中の蠶の枚数	災害に依り飼育中止せる枚数	震災の結果減収見込	同上損害	震災の結果引損りし損害	損害總計
城郷	五〇	一	五〇	四〇〇	四九〇	四九〇
旭郷	二〇	一	一〇	二〇〇	二八五	二八五
高橋	一八	一	一〇	一〇〇	一〇五	一〇五
宮前	三〇	一	二五	二〇〇	三〇〇	三〇〇
計	二〇	五	一四九	九七、二〇〇	一・一	

計	向丘村		稻田村		生田村	
	棟数	損害額	棟数	損害額	棟数	損害額
計	七七八	七、一四〇圓	七七八	七、一四〇圓	七七八	七、一四〇圓
向丘村	一五〇	一五〇	二〇〇	一、二〇〇	四六五	一、八六五
稻田村	八〇	一〇〇	八〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
生田村	四〇〇	四〇〇	三、二〇〇	七五〇	三、三五〇	三、三五〇
損害二〇四圓						
損害一五〇圓						
損害一、二〇〇圓						
損害九〇〇圓						
損害七五〇圓						
損害三、三五〇圓						
損害一、七二〇圓						
損害八、九四〇圓						

(4) 漁業方面 震災直接の損害に就ては、家屋の損害を除き、漁船の全潰六十二隻、此損害見積額一千五百七十五圓、魚類の流失三萬五千貫、此損害二萬二千圓を算するに止まれるも、間接の損害は頗る甚大であつた。

先づ震災の結果、海水に重油の流入した爲め、本郡南部鶴見町・湖田町・田島町・大師町の沿岸一帯は、或は魚介を死滅せしめ、或は其生成を妨げ、採集するも食用に供する能はざるものとならしめた。此状態は、十一月に及び、其損害は莫大なるものであつた。

海苔は、時恰も其養殖前に屬し、之が材料の買入時に會したので、材料の不足を來した事から、其養殖を著しく遅延せしめた。

(5) 山林方面に於ては、特記すべきほどの事がない。

イ、被害状況と應急措置 第四都 筑 郡

八月も纏て末に近づいてから、鶴見川沿岸地である新田村大字新羽及吉田地方の沼や小川に、鯰の發生夥しく、

殊に八月三十一日・九月一日の朝方には、容易に頗る多數の鯰の漁獲があつたといふこと及、八月三十日・三十一日・九月一日の三日間、山内村大字荏田の林野方面に、毎朝引續き山雉子の烈しく鳴いたといふ事とは、明かに地震の前兆ではなかつたかと、其地方の人達は疑つてゐる。

揺れ動く地震の波に、路上と言はず、庭園と言はず、堅硬と思はるゝ地面に、無数の龜裂を生じた。其初期微動が、果して敏感な一小動物に感受されたかといふ斷言は出來ないけれど、全壊三、全潰・半潰千百三十六の被害を受けた程の激震を、人は其襲來の瞬間まで豫知し得なかつたので、忽ち郡民九十一の死傷を被つたのであつた。

建物被害調 (住家)

村名	全潰		半潰		以下		損害額計
	棟数	損害額	棟数	損害額	棟数	損害額	
都田村	七九	七五、一二九	八八	三〇、〇七一	五八七	七〇、七八七	一七五、九八七
新田村	三四	二四、六〇〇	九六	五四、四〇〇	二九七	五五、四〇〇	一三四、四〇〇
中山村	五五	四〇、三二五	八三	四四、五六〇	六四	二〇、〇七〇	一〇四、九五五
山内村	二二	一五、三五〇	二三	五、一五〇	四三〇	四五、五〇〇	六六、〇〇〇
柿生村	二一	二六、五〇〇	三六	一八、〇〇〇	四五五	四五、八五〇	一〇〇、三五〇
外ヶ谷組合	三〇	三一、〇〇〇	二六	一五、六〇〇	五一〇	五〇、四〇〇	九七、〇〇〇
中里村	二二	一三、六〇〇	二五	七、五〇〇	五三九	五四、一〇〇	七五、二〇〇
新田村	五一	五二、五〇〇	七三	四三、一〇〇	六五四	五二、五〇〇	一四八、一〇〇
新田村	二八	二一、〇〇〇	七一	二三、三二五	五〇一	一四、五三〇	五八、八五五

村名	棟數	損害額	棟數	損害額	棟數	損害額	損害額計
計	三七五	三二五、九〇四	六二二	二八三、六〇六	四、七〇五	四七四、〇三七	一、〇八三、五四七
二俣川村	三三	二〇、一〇〇	四六	二〇、九〇〇	四三〇	四三、〇〇〇	八四、〇〇〇
西谷村	九	五、八〇〇	五五	二一、〇〇〇	二三八	一一、九〇〇	三八、七〇〇

建物被害調 (非住家)

村名	全潰		半潰		半潰以下		損害額計
	棟數	損害額	棟數	損害額	棟數	損害額	
計	一、〇四五	三三一、九七九	一、二六三	二〇九、九六〇	八、一三七	四一七、五一六	一、〇五九、四五五
都田村	一八一	三五、九〇九	一三一	二七、六七七	八九五	一一五、八一六	一七九、四〇二
新田村	一〇七	二八、〇五〇	一六九	二一、六二五	四二五	一九、一八五	六八、八六〇
山中村	一三四	二一、四七〇	七一	一五、四五五	二三六	一九、四〇〇	五六、三二五
山内村	五一	一三、六五〇	七五	一〇、三七三	一、三四六	二〇、四八五	四四、五〇八
外ヶ内組合村	一五六	五一、〇〇〇	一〇〇	一五、六四〇	七五〇	五〇、五五〇	一七一、一九〇
中ヶ里村	九八	五九、五〇〇	五九	一七、五〇〇	一、四八	八七、〇〇〇	一六四、〇〇〇
田奈里村	四四	一二、〇八〇	二二六	六七、六二〇	九三六	二〇、〇五〇	九九、七五〇
新沼村	一一〇	四八、二〇〇	一一一	三三、一〇〇	一、三四九	五五、〇二〇	一三六、三二〇
都岡村	一〇四	三三、九二〇	二五六	八七、〇二〇	九〇九	一六、五〇〇	一三七、四四〇
二俣川村	四六	二〇、〇〇〇	五三	一三、〇〇〇	一一二	一一、六一〇	四四、六一〇
西谷村	一四	八、二〇〇	一二	九、五〇〇	二九	一、九〇〇	一一、〇五〇

道路被害調

村名	破損箇所	延長	損害額	備考
計	一、六一二	二一、五四八	一〇四、二九二	
都田村	九九	一、〇三〇	七、五九〇	
新田村	五九	一、四五六	八、三六〇	
山中村	五八	一、三一五	九、三八〇	
山内村	二二八	六、五〇〇	一、八五〇	
外ヶ里村	一二五	八、七〇〇	八、一〇〇	
中ヶ里組合村	四六	八〇一	四、九〇〇	
田奈里村	七〇	二、五三六	一七、六一〇	
新沼村	四三八	七、〇二〇	二五、五六二	
都岡村	一三八	四、一〇〇	一五、一六七	
二俣川村	三二八	一、六五〇	五、六〇〇	
西谷村	二三	一一〇	一七三	

橋梁被害調

名稱	所在地	延長	員構	構造	損害額
落合橋	都田村佐江戸入會 新沼村中山	一、五〇	二、〇	木造	四〇〇

の配分を受けて、夫々各村に配給したが、猶不充分であつたので、三日には、都田村川和妙蓮寺内に救護所を設置して之が收容救護に努力した。

即ち其日より二十二日迄の二十日間、主として横濱方面よりの避難者を收容したが、一日平均二十九人、二十日間の延人員五百八十人を收容救護した。九月二十六日村長を招集して、各村内罹災者救護の爲め、義捐金品募集贈與方を勸奨して、別表のやうな成績を得た。

各村内救護義捐金品齎出及贈與

區分	現金		物品		現金		物品		
	金額	人員	品目	見積價格	人員	贈與金額	人員	贈與品人員	
都田村	二二八五	四五三	米	七七二	六三	二二八五	一九七	米	一三九
新田村	八一五	二七八	米	五〇〇	一五四	八一五	一三三	米	一六四
中山村	一一二四	一〇三	被服	四八六	三二	一一二四	一六	被服	一六四
中里村	二一三	二七四	米	七六八	一九一	二一三	一六	米	一六四
新治村	八三	六	米	四八六	三二	八三	一六	米	一六四
都岡村	一五九	二六	米	七六八	一九一	一五九	二八	米	一六四
二俣川村	三三	二二	米	四八六	三二	三三	七	米	一六四
西谷村	三三	二二	米	四八六	三二	三三	七	米	一六四

備考 都田村の贈與金は一人に付五圓乃至二十圓。新田村の贈與金は一人に付五升乃至二斗。中里村の贈與金は一人に付二圓乃至十二圓。山内村の贈與金は一人に付三圓五十錢乃至十圓。中里村贈與金は一圓五十錢乃至五圓衣類は避難者及村内罹災者に分贈す。田奈村贈與米は一戸一俵づゝ及無料宿泊所及警備團體へ十五俵贈與す。新治村贈與米は一斗一升乃至六斗五升。都岡村の贈與金は一人に付二圓乃至十圓。二俣川村の贈與金は一人に付四圓乃至五圓。

又、十月十六日には、各村へ吏員を派し、罹災者中の極貧者を精査して、小屋掛料請求の準備調査方を注意した。此請求金は四千二百三十三圓で、人員二百三十九人に、十二月二十七日夫々交付した。

其他、横濱市罹災者の日用蔬菜絶無となり、頗る困難の状態であつたので、三日より十四日迄、十二日間に互り、郡内蔬菜組合其他を懇請して、別表の如き數量の蔬菜類を搬出の上、縣廳及市内各救護所等へ無償寄附提供した。

蔬菜類寄附調

提供者名稱又は氏名	月	日	數	量	見積價格	供給先
都田村折本園藝組合	同	九月三日	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	縣 神奈川實科女學校
同 星谷園藝組合	同	同 六日	六〇〇	一、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	縣 神奈川實科女學校
同 佐江戸園藝組合	同	同 八日	一五〇	三五〇	三五、〇〇〇	同
同 池邊園藝組合	同	同 八日	三五〇	七〇〇	七〇、〇〇〇	同
同 東方園藝組合	同	十一月十一日	三〇〇	六〇〇	六〇、〇〇〇	同 神奈川實科女學校
同 大熊園藝組合	同	同 三日	四〇〇	八〇〇	八〇、〇〇〇	縣 神奈川實科女學校
同 川和消防組	同	同 三日	一五〇	三〇〇	三〇、〇〇〇	同 縣 神奈川實科女學校

新田村新羽園藝組合	九月三日	四〇〇〇	八〇、〇〇〇	縣廳
中川青物組合	同	二、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	同
新治村居青連貞一	同	四〇〇	八〇、〇〇〇	縣警察部
同村山齋藤貞一	同	一三〇	三〇、〇〇〇	縣農務課
新治村上菅田青年會	同	六五〇	一三〇、〇〇〇	同
同村本郷青年會	同	八五〇	一五〇、〇〇〇	同
同村鴨居青年會	同	五〇〇	一〇〇、〇〇〇	同
都岡村上白根部落	同	一三〇	三〇、〇〇〇	市役所
同村下白根部落	同	二〇〇	四〇、〇〇〇	同
二俣川村半ヶ谷蔬菜組合	同	三四五	七〇、〇〇〇	同
二俣川青年會今井支部	同	三八〇	七〇、〇〇〇	同
同小高新田三反田支部	同	二六〇	五〇、〇〇〇	同
同村二俣川青年會	同	三〇〇	五〇、〇〇〇	同
西谷村西谷青年會	同	七五〇	一五〇、〇〇〇	同
二俣川村青年會本宿支部	同	三九四	七五、〇〇〇	同
同上	同	三〇	一〇、〇〇〇	同
新田村都筑蔬菜組合	同	五五〇	一〇八、八三〇	戸部警察署
同上	同	五〇八	一〇三、五八〇	神奈川警察署
村高田蔬菜組合	同	五〇〇	一〇〇、〇〇〇	横濱市
同高田農産組合	同	五六〇	一六七、〇〇〇	同
同村吉田農事實行組合	同	二一五	五七、〇〇〇	今戸警察署

同村吉田第三區青年團軍人會	五二〇	一一八、〇〇〇	同罹災民
同村新羽蔬菜組合	三五〇	六二、〇〇〇	縣廳
同村吉田宮田小三郎	一五〇	三、五〇〇	震災地
同新羽中村茂七	四〇〇	一九、〇〇〇	通行避難者
同同萩原茂助	一〇〇	二四、五〇〇	横濱避難所
同同三橋良助	四二〇	二四、〇〇〇	神奈川一本松
同同同	四八〇	二八、二五〇	青木學校附近
同同同	一五〇	一一、〇〇〇	中村町避難所
同同同	一五〇	一一、〇〇〇	生麥避難所
同同同	一五〇	一〇、〇〇〇	避難民
同同同	一五〇	一〇、〇〇〇	罹災者
同同同	一五〇	一五、五〇〇	縣土木課
計	一四、八一	三〇三、九六六	

又、縣からの配給に係る慰問品及食料品等は、夫々整理の上、十數回に互つて各村へ適宜分配するなど、十月中旬迄は、吏員東奔西走、晝夜の別なく救護事務に執掌したが、別に又、九月十一日より十八日迄の五日間、臨時震災救護事務局神奈川縣支部よりの依頼に應じて、横濱市内バラック材料運搬のため、郡内青年團員五百十人（荷車二十一輛携帶）を出動せしめた。

□、産業方面の被害状況

其他蔬菜に於ける被害たるや縣路機關の杜絶、價格の下落を考へ、損害を見積る時は、秋野菜總生産額約九十五萬圓の内過半に及んだのであつた。

農業方面(其一) 耕地及其附設

村名	田		畑		用排水路		耕作道		其他	合計
	面積	損害額	面積	損害額	延長	損害額	延長	損害額		
計	一、六三三	三、四三三	一、四三三	二、五三三	一一、五七	一、七〇	一一、八二	一〇、五〇	四八、八七	一三、七、〇〇
都田	一、五五	四、六〇	一、六〇	四、八〇	三、〇七	一、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇
新田	三三	四、七三	三六	六、一九	二〇	二〇	九六	二、二二	二、二二	一、五、三三
山中	一七〇	三、〇〇	三〇	五、〇〇	四〇〇	八〇〇	三、〇〇	二、二二	二、二二	五、三三
山内	二七	四、五〇	三三	一、六六	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一〇、九七
柿生	三二	四、〇〇	二六	九、五〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	七、三〇
上里	三九	四、〇〇	〇〇	四、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	一、七〇	二、七〇	二、七〇	一、〇〇
中治	一三〇	三、五〇	一三〇	四、〇〇	一、六〇	一、六〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	七、〇〇
新田	二二五	一、五〇	一五〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
都田	二五	一、〇〇	一〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	七、〇〇
二谷	二五	一、〇〇	一〇〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇
西谷	五	一、〇〇	一〇	二、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	七、〇〇
計	一、六三三	三、四三三	一、四三三	二、五三三	一一、五七	一、七〇	一一、八二	一〇、五〇	四八、八七	一三、七、〇〇

農業方面(其二) 作物の被害

村名	水稲		陸稲		菽類		雑穀		蔬菜		其他		合計
	面積	損害額	面積	損害額	面積	損害額	面積	損害額	面積	損害額	面積	損害額	
計	六、九九三	四九、九九九	七、七四	一、八八三	八二	一八三	三九六	九九五	七九五	六、六〇〇	四八三	二、三三五	六、八、八五
都田	一、三三三	八、六〇	七〇	一、四〇	一	一	五五	一八五	三三	一、〇〇	二〇	一、三〇	二、七五
新田	八、一〇〇	八、五〇〇	一、〇〇	二、五〇	一	一	一〇	二〇	六	一、〇〇	一〇	二〇	六、八〇
山中	六、九〇〇	三、五〇〇	一、〇〇	三、〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
山内	一、八〇〇	三、〇〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
柿生	一、八〇〇	一、九〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
上里	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
中治	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
新田	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
都田	一、六〇〇	一、九〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
二谷	二、五〇〇	一、五〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
西谷	四〇〇	一、五〇〇	一〇	二〇〇	一	一	一〇	九〇	五	二〇〇	一五	二〇	四、一〇
計	六、九九三	四九、九九九	七、七四	一、八八三	八二	一八三	三九六	九九五	七九五	六、六〇〇	四八三	二、三三五	六、八、八五

村名	農具類	家具什器類	畜産	其他	合計
都田	五、七〇〇	一一、九四〇	一、四三二	四五、〇〇〇	六四、〇七二
山中	三、六〇〇	一三、〇〇〇	三五〇	四五、〇〇〇	六一、九五〇
柿生	三、四二七	一〇、一二五		三四、〇〇〇	四七、五五二
岡上	一、五〇八	一、三三二		三二、〇〇〇	三四、八四〇
田里	六、〇〇〇	五、〇〇〇		三五、〇〇〇	四六、〇〇〇
中奈	五、〇〇〇	七、八〇〇	三八〇	四五、〇〇〇	五八、一八〇
都沼	二、三〇〇	三、〇〇〇	一三	四〇、〇八〇	四五、三八〇
都川	一、五〇〇	六、二〇〇		三一、五六〇	四二、七七二
計	三五、三六五	六九、二二七	二、一七五	三六九、四九〇	四七六、二五七

備考 其他には震災の爲め販路を失ひたる農作物(蔬菜の如き)損害をも含む。親戚・友人等の見舞、自警其他の徒費したる勞力的損害も多少含有せしめたり。建物は總て建物表に含有せるを以て計上せず。

(3) 蠶業方面の當業者二千五百戸、其損害の程度は頗る輕微で、別表の外、建物の蠶室の損害を合せて、其損害見積額十二萬五千六百六十六圓と計上される。

蠶業方面 (蠶室は建物中に包含す)

村名	生繭價格の損失	減		收		桑		機械器具類	其他	損害合計
		數量	價格	面積	積損	面積	積損			
都田	四九元	110	1,100	1.6	100	170	10	100	10	一、八七九
山中	100	1	1	2	10	200	1	100	1	110
柿生	130	1	150	3	15	150	1	100	1	150
岡上	八元	110	880	2	10	100	1	100	1	一、〇六〇
田里	四、六〇〇	1,150	5,290	1.3	70	1,500	1,100	100	1,100	三、七、六二
中奈	四、〇〇〇	1,150	4,600	5	300	2,000	900	100	900	三、七、六二
都治	六、五八八	1,800	11,866	10	50	1,100	200	200	200	二六、〇八八
都岡	二、七五〇	600	1,650	3	15	1,150	500	100	500	一〇、一六四
二川	五、六四八	700	3,954	3	15	300	100	100	100	一三、一六三
都川	四、四八	300	1,344	6	30	300	100	100	100	七、八八八
計	三〇、〇二六	七、三三〇	七三、三三〇	133	六七〇	七、三六八	三、四四〇	1,100	1,100	一、四、八三三

(4) 山林方面の損害は、一層輕微で、其損害見積額一萬四千五百七十圓、此被害面積十一町六段五畝歩である。

村名	崩潰埋没等		土		窯		其他		合計
	面積	損害額	個數	損	害	其	他		
都田	五二	四八七	三	一	一五〇		三〇〇	九三七	
新田	五〇	五〇〇	二	一	二〇〇		二〇〇	八〇〇	
山中	九七	一、一八五	五	二	五〇〇		二、三三五		
柿生	一五〇	一、五〇〇	二	一	七〇〇		二、八〇〇		
岡上	二六〇	五、七〇〇	一	一	九〇〇		七、八〇〇		
新田	一四七	一、七五〇	八	一	七五〇		三、六九二		
都田	一〇〇	七〇〇	六	一	三〇〇		四、四〇〇		
二谷	一八〇	二、〇〇〇	三	一	〇〇〇		一、八七二		
西谷	一七〇	一、五〇〇	三	一	六五〇		四、三二〇		
計	一、三七六	一八、四五二	一〇四	五	五、六〇〇		八、二三四	三二、二八六	

第五、三浦郡

イ、被害状況と郡の採りたる應急措置

三浦郡は、震災地として、被害激甚なる部に属してゐる。殊に、地勢山地に富み、丘陵起伏するので、到る處崖崩れがあり、人家の埋没破損は尠くなかつた。幸にして火災は、浦賀町の一部、葉山村・逗子町の數戸に止り、焼失戸

數の割合に少數であつた。海嘯の被害も鎌倉方面に比べて其程度輕微ではあつたけれど、全潰・半潰の被害家屋は頗る多數で、其損害も亦大であつた。激震の當初、海嘯の襲來は、海岸方面の人達を恐怖せしめ、其被害も甚大なるべく豫想せられたが、幸ひ、地震と同時に著しい減退を見た海潮も、その反動は一時の小さな海嘯に止り、後震災前に比し、干潮面を増したことに頗る多く、郡内各所潮位三・四尺を減じた程、土地が隆起したため、従つて海嘯の襲來も小さくして済んだのであつたかも知れぬ。然し陸地に於て、其地勢の變化は、井水を減じ、山野を崩壊し、かくて全半潰戸數を激増せしめたのであつたらう。今、それら被害調を各町村別に表示すれば、次の如くである。

町名	建物		土		其他		以上合計額
	全潰	半潰	崩潰流失	損害見額	損害見額	損害見額	
田浦町	四六八	一、三二五	二	三、五〇〇	一、四六五、七〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
浦賀町	一、二六九	一、一四四	一	三、〇〇〇	三、八八四、七九〇	七、七三三、二八〇	七、七三三、二八〇
久里濱村	一五三	二二八	五	五〇〇	五七、六六〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
衣笠村	三三	五三	一	一、〇〇〇	一八、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇
葉山村	一七〇	二四二	〇	一、三、五〇〇	一、八、〇〇〇	二、二、〇〇〇	二、二、〇〇〇
逗子町	九八八	八八七	〇	三、六〇〇	三、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
北下浦村	一六七	一四七	二	三、〇〇〇	二、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
南下浦村	一六〇	一四七	二	三、〇〇〇	二、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
三崎町	二三四	三三六	七	三、〇〇〇	二、三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
初井村	一三六	四〇	一	六、〇〇〇	三、七、〇〇〇	五、三七〇	五、三七〇
長井村	二三四	二八五	一	四、〇〇〇	三、七、〇〇〇	一、三、〇〇〇	一、三、〇〇〇
計	一、三二四	一、三二五	一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八、三五	八、三五

町村名	区分	道路の決潰に依る復舊工費			破壊に依る橋梁修繕費			合計
		木	石	鐵筋混凝土	木	石	鐵筋混凝土	
田浦町	浦賀	九八、五〇〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	—	—	—	一〇五、〇〇〇
久里濱	里濱	一〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇、〇〇〇
衣笠	笠	九〇〇	—	—	—	—	—	九〇〇
返子	返子	一、五〇〇	—	—	—	—	—	一、五〇〇
北浦	北浦	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	一、〇〇〇
南浦	南浦	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	三、〇〇〇
三浦	三浦	一、二〇〇	—	—	—	—	—	一、二〇〇
初崎	初崎	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	五、〇〇〇
長井	長井	—	—	—	—	—	—	—
武山	武山	二、一〇〇	—	—	—	—	—	二、一〇〇
西浦	西浦	三、〇〇〇	—	—	—	—	—	三、〇〇〇
合計		二、五〇〇	三、五〇〇	七〇〇	—	—	—	六、七〇〇

計	二一七、七〇〇	一六、五五〇	七、〇五〇	九、七三〇	二五一、〇三〇
---	---------	--------	-------	-------	---------

表示の如く、家屋の全焼百三十九戸、全潰四千三十七戸、全流失九十三戸、全埋没四十九戸、半潰五千五百十八戸、半流失三戸、此損害見積額一千七十九萬九千八百圓、土地の崩潰四十五町歩、流失五反歩、此損害見積額十四萬八千八百四十五圓、其他の損害見積額六百一萬四千六百九十三圓、以上合計額千六百九十六萬三千三百三十八圓の損害が計上される。尙、決潰に因る道路の復舊工費二十一萬七千圓、橋梁破壊の爲其修繕に要する工費二萬三千三百三十圓、合計二十五萬一千三十圓、總計千七百二十一萬四千三百六十八圓の多額を算する。

罹災人口は、死者五百四十七人、傷者二千八百四十八人、行方不明者四十一人、合計三千四百三十六人を算し、縣中第二位の實數を示してゐる。死傷行方不明以外の罹災者三萬八千三百三十四人に對するパーセンテージは縣中第十位に過ぎず、家畜の被害に至つては、都下を通じて、死牛三、死馬六、死豚十二、其損害見積額二千四百圓に過ぎないが、包括する市町村に全滅の状態にあるもの多く、それらの救護には意外の苦心を要したのであつた。殊に、交通の便絶え、食糧、就中米穀の缺乏甚だしく豫想せられたので、各町村に吏員を急派し、米麥其他代用食の考査を爲し、食糧の持續期間を調査したところ、供給の一日も忽にされない状況であつたので、直に海軍に交渉し、九月四日、軍需部から第一回の米の配給を受けて、郡内にて最も窮乏を告ぐる田浦町・浦賀町・返子町等に配給した。爾後引續き海軍より米穀・軍用パンの供給を仰ぎ、尙、縣よりも外米二千五百袋の配給を得て、食糧の緩和を計つた。副食物に就いても、海軍から、多數罐詰の配給を受けつゝある間に、各地からの漬物・罐詰・乾物類等、多數の寄贈

品・慰問品を積んだ軍艦・商船等が到着したので、郡は、之が引取に全力を盡し、或は吏員を派して艦船を便乗せしめ、或は汽船・發動機船をして横濱等に航行し、又は人夫を督勵し、馬車を指揮して、其搬入若くは配給の敏速を計り、全員同起同臥、公平に罹災者等の需要を充すことに努めた。

當時郡衙は、震災後直に敷地内に天幕張事務所を假設し、一般配給に日夜執務し、時々町村長及主任者を招集して打合をなし、殊に海軍とは特別の連絡を取つて、救護事務の歩調を共にし、勵精一番之に當つたのであつた。家屋等全潰半潰の應急施設として需要の切なる亜鉛板に就いても、先づ海軍に交渉の上、平板一萬枚の分譲を受け、又、縣よりも鐵板五千四百枚の配給があつたので、取敢へず官公署の應急用として各町村に配分し、越えて十月七日、吏員を大阪市に派し、亞鉛板・海鼠板五萬四十枚、所要釘百五十樽を、各町村の申込に應じて共同購入方を斡旋し、之が運搬をも海軍に依頼し、軍艦阿蘇を以て決行して配分を終つた。尙其後の所要分は、大阪から亞鉛鋸商の出張を求め、横須賀市に於て引渡すやう購入を斡旋したが、これら鐵板・亞鉛板等の使用上の必需品であるコイルタールも、需要多きにより、横須賀市若松町所在東京電氣横須賀出張所に交渉の結果、一罐（一斗入）一圓の特價を以て、六百四十罐を購入し、各町村の希望に應じて配給した。次で又諸種工作物被害復舊用のセメントも、配給斡旋の必要を認めため、三崎築港事務所について貸下方を申請し、約三千袋の貸下許可を得て、各町村に配給し、希望者をして使用せしめた。

衛生材料は、應急用として、各藥種店の所持品を買収し、又は、縣に申請の結果、相當の配給があつた。それに各地からの寄贈品・慰問品中、繻帯材料諸種の藥品等があつたので、之を各町村の急を告ぐる個所に配分して、應急の

要に供した。

被服材料に就ては、本郡中火災のあつた町村は、浦賀・逗子兩町の一部と葉山村の一部に過ぎなかつたし、海嘯も、逗子町及南下浦村の一部に止り、其被害全焼戸數九十四、全流失三十六、其他全埋没數十戸に過ぎなかつたところへ、海軍並に縣から毛布の配給があり、各地からは又衣類の寄贈があつて、之が供給は、全焼・全流失・全埋没世帯のみならず、全潰世帯二千八百七十三戸に及ぼしても猶餘裕があつたので、残部は、罹災者中貧困者に配給せしむるやう町村に配當し、需要に對しては、大に緩和することが出來た。然るに、其後、震災救護事務局より、織物、蒲團材料の配給があり、海軍よりも、重ねて毛布の拂下があつたので、被服材料供給に關しては、何等の不足をも告げなかつた。

□、産業方面の被害状況

(1) 商工業方面 郡内に於ける商工地としては、浦賀町を第一とし、田浦町・三崎町之に次ぎ、其他は殆んど農業及水産業を以て主たる生業と爲した。それ故、震災に因る商工業上の損失も、亦殆んど上述の各地に限られてゐるやうに見られる。

郡内最大の工場である三崎町浦賀船渠株式會社工場は、震災及び之に伴ふ火災の爲め、過半潰滅に歸し、其總損害額二百八萬五百圓と注せられた。其他の三崎鐵工所（三崎町）の四萬圓を筆頭に、小工場も亦相應被害を蒙つたけれど、特記するに足るものはない。

商業に就ては、或は營業用建造物店舗の倒潰破損の爲め、或は貯藏商品の廢棄に歸した爲め甚大の損失を招いた

ものがある。それに、震災の爲め運輸機關の圓滑を缺いたこと、資金の融通に困難を感じたこと等の事情は、相俟つて商工業の復舊上に大障害を來したのであつた。

(2) 農業方面に及ぼした被害に就ては、(一)海嘯に依り、田畑に海水浸入した結果、農作物の絶滅したもの。(二)地震の爲め地盤に變化を生じ、或は水田隆起した爲め、或は陥没したため、水田として用を爲さざるに至つたもの。(三)山林の崩壊により、山林の被害を受くると共に、崩壊土砂の爲め田畑の埋没したもの。(四)地震の震動が、直接、農作物、特に米作に對して、苗根等を毀損したので、收穫の減少を見たるもの。(五)之に關しては、地震後、田畑の手入を怠つた等の理由も附加せられ居るものと認められる。(六)畦畔の崩壊は、田畑の用を害した上、灌漑に不便を來し、又、河流の接続した箇所にては、耕地に排水害を被つたもの。(七)農業上、建造物の倒潰によつて被つた損失極めて莫大であつたこと。殊に堆肥舎は、郡内倒壊したもの極めて多數で、肥料供給上困難を來した。其田畑廢滅の調査は次の如くであるが、なほ、横濱・横須賀市に販賣せる蔬菜及び花(僅少)の販路なくなり、爲に損害も亦頗る甚大であつた。

一、田畑廢滅調

町村名	田		畑		山		林
	段別	損害見込	段別	同上損害見込	段別	同上損害見積	
田浦町	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
賀浦町	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
計		2,000,000	2,000,000	2,000,000	20,000	2,000,000	2,000,000

町村名	田		畑		山		林
	段別	損害見込	段別	同上損害見込	段別	同上損害見積	
久里濱村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
衣笠村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
茶山町	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
返子村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
北浦村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
南下浦村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
三崎町	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
初聲村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
長井村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
武山村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
西浦村	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	10,000	1,000,000	1,000,000
計		12,000,000	12,000,000	12,000,000	120,000	12,000,000	12,000,000

(3) 漁業方面の被害は頗る甚大で、其損害見積總額は約六百萬圓を算する。就中、沿岸の隆起に依り、貝類及び海藻類は死滅し、或は棲息の個所を異にしたのみならず、特種の藻類の如き、全然發生を見ざるの現況であつた。之が漁業者に對する被害の激甚であつた事はいふを俟たぬ。殊に、本郡漁業の中心であり、全國有数の魚類集散地である三崎港に於ける海底の隆起は、本港従つて本郡水産業の發達上重大の障礙を來したので、三崎築港の急務を感ずると同時に、暫く遠洋漁業の奨励等を行ひ、生産力の増加に盡力してゐる。三崎方面に次では、返子小坪方面の海嘯被害が、漁家・船具等に損害を與へた外、各漁村に相當の被害があつた。

町村名	住宅	倉庫	納屋	水産製造所	町村名	住宅	倉庫	納屋	水産製造所
田浦町	一六五				南下浦村	六九七	六三	一、一七	
浦賀町	五〇四	四五			三崎町	五〇四	一九	三八九	七
久里濱村	四六	一〇		二六	初聲村	三二	三	二〇	一八
衣笠村					長井村	五四二	二〇		一三
葉山村	二八〇				武山村	三八三	一六		
逗子町	一二〇				西浦村	一九一	一六	七五	五
北下浦村	一三四	一五		一八	計	三、三九七	一九一	一、八四五	七八

漁船被害

町村名	喪失	全潰	半潰	以上損害見込	町村名	喪失	全潰	半潰	以上損害見込
田浦町					南下浦村	三七		五八	一、三〇〇
浦賀町			八		三崎町	九	二〇	四九	四、九三〇
久里濱村				一、四二〇	初聲村		一		二〇〇
衣笠村					長井村		一五	九〇	二、二五〇
葉山村			一〇		武山村				二、二五〇
逗子町	三〇	四九		八〇〇	西浦村	二	二九	四六	九、二六〇
北下浦村					計	九一	七三	三〇二	六〇、一四〇

(4)山林方面 元來、本郡の山林は、險峻なるもの多く、林層一般に小林多く、主として雑木の生育したもので、別に大なる森林たるものを見受けない状態にあつた。これ、郡内に於ける陸上輸送の比較的便利なるにも依るのであつた。一方又、近年に至り、木材の價格比較的高價なると、一面横須賀市の發展に伴ひ、之が所有者は亂伐を爲す傾向があつた爲、震災の被害木材には僅少で、主として崩壊に因る損害であつたが、これも、郡下を通じて約九萬圓を算するに過ぎない。

第六、鎌倉郡

イ、被害状況と郡其他の應急措置

縣下に於て最も激烈を極めた本郡震災の程度は、東海道を劃して、南方海岸に近づくに従つて一層甚だしかつた就中、鎌倉郡及び腰越津村に於ては、數個所に火災を起して、商業地區焼失し、鎌倉郡内材木座・由井ヶ濱・長谷・坂ノ下及び腰越・片瀬・江ノ島方面は、高さ約三丈の海嘯襲來し、爲めに一家全滅したものも尠からず、折柄、由井ヶ濱海水浴場に來遊せる者約百名及び江ノ島棧橋を通行中であつた者約五十名は、何れも行方不明となつた。

鎌倉方面に於て、海嘯は、地震と殆んど同時に襲來したと信ぜられてゐる。第一震に因りて、鎌倉町小袋坂・極樂寺の切通及び稻村ヶ崎一面に亘る大崩壊を見た頃、海水は、非常な急速力で遙か沖合に向つて引き去つてしまつたと言はれる。それは實見者に譬へ難き恐怖を抱かしためが、その遙かの沖合に引き去り終つたのは、第二震鎮靜後であつて、その分秒の計算に就て、海水の干し去れる速力を確實に記録した者は無いが、それは恐らくは第二震の鎮靜した直後であつたらうかと實見者は言つてゐる、ところが、海水が全く引き去り終つたかと思ふや否や、今度

は、遙かの沖合から、恐ろしい隆起と變じて海水は押寄せて来た。即ち海嘯が襲来したのである。さて、その海水の引き去つた距離であるが、それは、ちよつと肉眼では測定出来ない位遙かの沖合まで、あつたと實見者は言うてをる。

海嘯の高度は、二十尺と稱せられてをり、大隆起に因る海嘯の襲来は二回で、二回目の方が大きかつたと言はれてゐる。今、當時の高度を推定するに、流失家屋・浸水区域、樹木に残された汚點等に依り、二十尺を超過する高度ではないやうであるが、二十尺から大して下つてをるやうなことも無いやうに考へられる。

海岸では、第一震と同時に逃げ出した者が、海水の引き去るのを望見して海嘯の襲来を豫知し、『津浪が来る、津浪が来る。』と呼ばはつたので、家屋内にあつた者も驚いて近隣の安全地帯に避難した。其避難者の内には、海上が隆起して襲来する有様を望見した者もあつたが、聊か躊躇して逃げ遅れた者で、僅か一町程逃げ出したが間に合はず、其處の樹上に攀ぢ登つて漸く危機を脱した者もあつた。又海嘯の襲来を豫知しながら、貴重品などに心を奪はれて、潰れ残りの我家に飛び込み、其儘溺死した者も少からずあつた。

要するに、海嘯の襲来は極めて急速であつたので、其時刻は、何人も的確に之を知るものはないのであるが、其後も推定により、十二時十分を過ぎてはゐなかつたらうと想像されてゐる。

流失戸数は、長谷二十八戸、坂ノ下二十六戸、材木座三十戸、合計八十四戸で、昨年十一月の震災地人口調査によれば七十六戸であるが、其差八戸は、震災後管外へ移轉したものと認められる。

海嘯襲来後の惨状は、何とも形容の出来ない程悲惨を極め、永く復舊に至らず、當時の惨状を残してゐた。殊に

家屋倒潰の下敷となつた者の多くが、海嘯襲来の急激であつた爲に助け出される機会を失ひ、みす／＼溺死したといふやうな惨話は、其後災害状況の視察に向つた人々の涙を絞つたものである。然し一方に於ては、震災と同時の發火が、海嘯の爲めに消火となつて延焼しなかつたのもありて、浸水地區に於て、火災の被害は全然無かつたのであつた。

震災調査表

町 村 名	被害人口		行方不明者	戸口調査	全焼	半焼	全潰	半潰	流失	埋没
	死	負傷								
村岡村	六	三五	一	三三〇			七六	七二		
深澤村	一五	五三		三〇〇			一五七	八三		
川津村	九	八七	五〇	六四三			二八五	一八一		
腰越村	五	二七		七六〇			四三	一六二		
鎌倉町	三九七	一、七三七	一〇〇	三、五九三	七三		一、〇一	一、〇〇	八	
小坂村	一六	三七		六三〇			四〇	一三		
玉繩村	一六	一〇		二六〇			四三	三		
本郷村	二	三		四八			一三	二		
豊田村	二	三		三〇六			六三	一五		
正村	五	二		四四			一四	一〇		
大塚村	三	五	一	八三六			五七	一〇		

町村名	震災に 被る 調査 の 費用 を 計 算 す る に 用 い る 面 積 の 大 小 を 考 へ ず の 額 計	震災に 被る 調査 の 費用 を 計 算 す る に 用 い る 面 積 の 大 小 を 考 へ ず の 額 計
村 深 川 腰 鎌 小 玉 本 豊	四、〇〇〇	四、〇〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	七、〇〇〇	七、〇〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	四、七五五	四、七五五
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一、五〇〇	一、五〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	八、四三六	八、四三六
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	五、一三九	五、一三九
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	八六一	八六一
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	七、一二七	七、一二七
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	四、三五八	四、三五八
計	一一八、七七三	一一八、七七三

町村名	震災に 被る 調査 の 費用 を 計 算 す る に 用 い る 面 積 の 大 小 を 考 へ ず の 額 計	震災に 被る 調査 の 費用 を 計 算 す る に 用 い る 面 積 の 大 小 を 考 へ ず の 額 計
村 野 上 川 中 中 和	一、九四四	一、九四四
村 野 上 川 中 中 和	一、九四五	一、九四五
村 野 上 川 中 中 和	四、三九七	四、三九七
村 野 上 川 中 中 和	一、四一	一、四一
村 野 上 川 中 中 和	三、三七一	三、三七一
計	一一、〇九六	一一、〇九六

町村名	全 潰	坪 数	半 潰	坪 数	全 潰 全 額	半 潰 全 額
村 深 川 腰 鎌 小 玉 本 豊	三〇	九〇〇	四一	一、二四〇	七二、〇〇〇	三七、二〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	九	二七〇	一六	四八〇	二一、六〇〇	一四、四〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	一〇〇	一	一〇〇	二一、六〇〇	一四、四〇〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	三三〇	一	一〇四	八、三二〇	三、一二〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	一〇四	一	八八	一、九二〇	二、六四〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	二四	一	一〇四	一、九二〇	二、六四〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	二四	一	一〇四	一、九二〇	二、六四〇
村 岡 澤 口 越 倉 坂 郷 田	一	二四	一	一〇四	一、九二〇	二、六四〇
計	一九五	四八九	一八	五六六	一八七、七六〇	六一、〇〇〇

町村名	全 潰	坪 数	半 潰	坪 数	全 潰 全 額	半 潰 全 額
村 野 上 川 中 中 和	三	一七	七〇	三	三六	二六三
村 野 上 川 中 中 和	一	一五	五七	一	五七	一五六
村 野 上 川 中 中 和	一	一五	六〇	一	六〇	三三四
村 野 上 川 中 中 和	一	一五	四三	一	四三	三三〇
村 野 上 川 中 中 和	一	一五	一六	一	一六	九一
計	六三	一、五〇三	一五	一、〇一八	一、〇九六	三、五八八

罹災者の中に山階宮妃殿下の御薨去、賀陽宮大妃殿下の御負傷が数へらるゝ事は、お痛ましい限りである。兩殿下は、賀陽宮殿下・山階宮武彦王殿下と御一緒に、鎌倉町山階宮御別邸に御滞在中であられたのであつた。其他、鎌倉町に於ては、男爵松岡康毅・同園田孝吉を始め、著名の遭難者も多かつたのである。

被害家屋の主なるものは、郡廳舎・二町役場・二郵便局・戸塚警察署・鎌倉郡農會・避病院・縣立師範學校・鎌倉中學校・同女學校・鎌倉小學校・戸塚小學校等の全潰、鎌倉停車場・川上村小學校・大正村小學校等の半潰を始め、郡下各村小學校舎の被害も少からずあつたが、郡下に於ける神社・佛閣の被害は殊に甚だしかつた。建長寺・圓覺寺・鎌倉八幡宮拜殿・樓門等の大建築物其他の神社・寺院の被害は、復舊費數百萬圓を算せられる程である。

火災は、鎌倉町に於て、小町・扇谷・雪ノ下・大町・長谷等の目抜場所及び亂橋・材木座等の各一部分、腰越津村に於て下町・中原の大部分、川口村片瀬の一小部分、圓覺寺境内一寺院、中和田村和泉に二箇所二戸の火災があつた。鎌倉町は、震後約二十分を經過せる頃十箇所より發火し、消防組員二百餘名出動消防に従事の甲斐なく、内六箇所は南西の風に煽られ、見る見る延焼して午後八時頃まで繼續し、戸數五百一、棟數六百五十一を焼失せしめたが、各自必死消防に努力の結果、一時危険であつた鎌倉御用邸・柳原義光伯別邸・鎌倉停車場・長谷觀音・大佛及鶴岡八幡宮等の類焼を免れしむることが出来た。腰越津村下町の發火も、震後約二十分を經過した頃で、手押ポンプ四臺を出し、消防組員百餘名出動消防に努力したが、下町中原の大部分を焼失し、隣村川口村片瀬の小部分に延焼し、同日午後八時頃鎮火した。此被害戸數百六十一、棟數二百五十二を算する。

鎌倉町役場に於ては、役場倒壊と共に、吏員一名及び震後ビストル誤發のため吏員一名の死亡者を出し、戸塚町

役場に於ては、町役場倒壊と同時に山崩れあり、爲に町長・收入役・建築技手・小使の四名埋没死亡した。其他の町村に於ては村長以下數名の吏員輕傷を負ひたるのみで直ちに各町村は郡と共に罹災者救護の爲に活動を開始した。

糧食は、村落に於ては、差當り缺乏するやうなことはなかつたが、鎌倉町の如き、在米僅に數日を支ふるに過ぎないので、此地方及び戸塚町・川口村(片瀬)の如き消費地に於ける住民は、糧食缺乏のため物情騒然たるに至つた。然し附近農村及び大船驛に停車せる貨物中から徵發した糧米(白玄米六百俵・押麥・小麥粉・味噌・醬油・鹽・罐詰其他)と、横須賀海軍鎮守府から融通を受けた押麥百袋によつて小康を得たが、一日一人米二合乃至三合宛配給すると、十日を出でず窮乏に陥るおそれがあつたので、郡は縣に白玄米の無償配給を請ひ、九日に至つて千四百九十石(内地玄米千百俵、外白米千五百袋)の配給を受けた。但し當時、水陸共に輸送の便なく、其日漸く開通の汽車も、各驛に於ては、軍隊・避難民を輸送するに止り、貨物の運送を拒絶した爲め、翌十日、東京鐵道局に至つて交渉の結果、同局に於て、神奈川驛に至る鐵道の一部を改修し、貨車二十二輛を引入れたので、同月十二日、前記配給米を横濱倉庫から積込み、之を、鎌倉・戸塚・腰越津・川口の四ヶ町村に配給することを得た。そのため從來毎日の配給米二三合宛の少量に、糧米の前途に不安を抱いてゐた夫等町村は、食糧難の杞憂を一掃して愁眉を開くに至つた。

官憲の此活動と相俟つて、民間の有志も亦自給自足の途を講じ、鎌倉町に於ては、三菱商事株式會社の斡旋に依り、靜岡縣江尻及び阪神地方より、食糧品並に雜貨類・建築材料等搬入せられ、食糧品稍潤澤を見るに至つたので、九月十八日以降、各區に廉賣所を設け、區長等の手によつて販賣を開始し、貧困者に對してのみ町村役場より指定

數量の糧米を無償配給した。又自給自足の郡下被害村に於て、村民の糧食に不安はなかつたが、郡が京濱地方に接近し居る爲、西下の避難者陸續として雪崩込み、總人員二萬六千餘人に及んだ。其爲め、農村民は、餘裕なき糧食を割いて此等數多の避難民に炊出救助を繼續したが、忽ち糧米缺乏の恐慌を來すに至り、市は吏員を派して村内貯米者より非常徴發して救護用に充てた。此徴發米は、十月十五日迄に九百九名餘に及んだ。十六日以降は、郡に於て之を統一し、容易に徴發を發行せざることにした。此等避難者の殺到と共に、郡民をして人心恟々たらしめたものは鮮人襲來の流言蜚語であつたが、其間、警察は、警備に盡瘁して自警團を善導し、民心の安定に努力し、一方出兵を請求したるに、間もなく警備隊の出動となり、其守備の爲め人心漸く安堵するに至つた。

軍隊の活動は獨り警備に盡瘁したるのみならず、交通杜絶の状態より恢復する爲にも與つて力が多かつた。工兵隊は、青年團協力の下に、國道第一號線・縣道藤澤鎌倉線・藤澤停車場江ノ島線・大船戸塚線等の假修理を了へ、自動車開通をも自由ならしめ、横濱鎌倉線・戸塚厚木線は十月二十日に、戸塚町田線は十月三十日に其工事を竣成せしめた。

傷病者の救護に於ても、衛生防疫に於ても、軍隊は、藤澤地方警備隊司令官指揮の下に、戸塚・鎌倉・片瀬に、軍醫より成る救護班を設置して、地方醫師團と協力し、傷病者の施療に努めた。傷病者の最も多かつたのは鎌倉町の千七百三十七人で、戸塚町の三百五十四人、腰越津村の百十六人が之に次いだ。鎌倉町其他の傷病者は、最初土地の開業醫に趨つて診療を受けたが、開業醫の大部分は、或は家を焼亡し、又は藥品を毀損して、衛生材料の無いものが多かつたので、其始め醫師團の組織した救護班は、藥種商より徴發した貧弱なる衛生材料によつて傷病者收容

所を經營してゐたが、横須賀鎮守府派遣の救護班來援(四日)と、第七師團衛戍病院附屬衛生部員五十名の出動(九日)とによりて、顧慮なき診療を開始することが出來た。(此間、栃木縣赤十字社支部の來援するあつて、鎌倉驛内に診療所を設けたが、二三日にして退去した。)かくて、傷病者數も、二十日前後に於ては、激減傾向にあつたので、第七師團衛生隊は、九月二十七日愈々引揚に決定した。よつて、郡は、神奈川県赤十字社支部に其後の善處を要求したところ、九月十九日に至つて廣島縣赤十字社支部來着して、第七師團衛生隊引揚後の診療に努力した。

罹災者の爲の避難所としては、各人自營の假小屋建設の外、郡は、鎌倉町に於て、一軒百坪の共同避難所三箇所及び工兵隊の手にて一箇所(鎌倉小學校庭内・鎌倉八幡宮境内・材木座弘明寺境内・長谷大佛側の四箇所)を設營して、罹災者を收容した。其後、臨時震災救護事務局神奈川支部バラック四百戸の配當があつたので、既設のバラック六十四戸を之に充て、殘餘は、鎌倉・腰越・戸塚・小坂村字山ノ内等、焼失及び倒潰家屋多き細民部落に之を建設し、猶殘餘を町役場・警察署・郵便局の改築及び建替に提供した。

□、産業方面

(1) 商工業方面 商業方面の損害に於ては、鎌倉に於ける商業地區焼失して、資産又は營業品を燒燼せしめたものの外、間接の損害は數字を以て明示し難いが、經濟上の損害は頗る甚大であつた。

工業方面に就ては、製絲工場の損害、瀬谷村に於て二、中和田に於て三、ハム製造工場の損害は、川上村四、玉繩村一、戸塚町に於て葡萄酒會社一、深澤村に於て硝子會社一、其他鎌倉町に於て銀行二、戸塚町に於て銀行二の損害見積價格合計四百二萬五千圓餘計上せられる。

谷 瀬	村 川 中				村 上 川				村 野		
	畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地
七	一六六	五、二	六、五	四、八	一					二〇	二六
一八	一三〇	六〇	四〇	二、四	二	三〇	一三	八四	五	二九〇	一一五
二											
一八九	二九六	一一二	一〇、九	七〇	三五	三〇	一三	八四	五	四九	一三二
三五四〇〇〇〇	九、六〇〇〇〇	一、一〇〇〇〇	二、一八〇〇〇	三、六〇〇〇〇	二、七〇〇〇〇	八、三六〇〇〇	二、二〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	一、六〇〇〇〇	二、一六六〇〇〇	二、九〇〇〇〇
二九五〇〇〇〇	七、三四七〇〇〇	一、六八〇〇〇〇	一、六三五〇〇〇	四、〇三三〇〇〇						二、一七五〇〇〇	七、八〇〇〇〇〇

永	町 塚 戸				村 正 大				村 田		
	畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地	計 其 他	山 畑 田	宅 地
一二	一四二	一一	二二	三二	五二	二、三	一〇五	一四	三六	五二	四
三	一〇三	一〇	二九	二六	一三	二五	二四三	三五	八二	一一九	七
	二四		一三	一一							
一五	二六九	二一	五一	七三	七六	四八	三四八	四九	一八	一七一	一一
六七六〇〇〇	九四、二〇〇〇〇	一五、〇〇〇〇〇	一〇、二〇〇〇〇	一四、六〇〇〇〇	三〇、四〇〇〇〇	二四、〇〇〇〇〇	三二、九六五〇〇	一、九六〇〇〇	九、四四〇〇〇	二〇、五二〇〇〇	一、〇四五〇〇〇
九七五〇〇〇	四〇、五二〇〇〇	一〇、八〇〇〇〇	一一、〇〇〇〇〇	一八、七二〇〇〇	一四、九八〇〇〇	二、四五〇〇〇	一〇、二六〇〇〇	四、七二〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	四、五四五〇〇	一、八〇〇〇〇

(1) 罹災住屋並非住屋の損害

全 燒	八七二坪
全 潰	四八六、六一〇坪
全 流失	二五〇坪
大 破 損	五三二、一九八坪
損害價額	三、三三一七、三九三圓
住屋木造	四三六、〇一二坪
同 石 造	二五坪
非住屋木造	五八二、一二七坪
同 煉 瓦	一二六坪
同 石 造	一四七坪
同 土 藏	一、四九四坪

□、産業方面に及ぼしたる被害状況

(1) 商工業方面 本郡は、藤澤・茅ヶ崎の兩町を除くの外、殆んど大部は農村であつて、商工業として記録すべき程のものはないが、南部の震災激甚の爲に、商業地といふ商業地は何れも甚大の災害を蒙り、交通杜絶の間、商業

取引は中絶した。就中、酒・醬油醸造業及製絲工場の蒙つた災害は甚だしく、金融關係或は設備等の爲に狼狽するもの多く、又商店は、小資本家即ち小賣商多きに依り、之れ亦復舊困難で、十二月下旬までに漸く假建築のまゝ開店するに至つた状態であつた。

(2) 農業方面の損害は、相模川沿岸の耕地二十有餘町歩の低下や、小出川の隆起により排水不能となり、耕地に浸水した爲め農作物を潰滅せしめたことは夥しい。就中、寒川村以北座間村に到る即ち相模川沿岸町村地内に於ける、目久尻川・鳩川の崩壊に由る田地の荒廢は約三千有餘歩に及び、之が復舊は農村死活の大問題なので、關係七箇町村は、耕地整理法に従ひ、國及び縣の援助の下に擧げて努力した結果、漸く復舊の緒につきつつあるが、之が爲稲平年作七萬七千石の五分減收し、その被害額十一萬五千圓に達し、麥收穫價額百四十萬圓の一割十四萬圓の損害を算する。

農作物に於ても、亦其被害輕少ではなかつた。就中、本郡震災當時の主要作物甘藷に及ぼした影響甚だしく、京濱地方の需要激減の結果、十月中に其大部分を賣却するを通例とする甘藷は大影響を蒙つた。然し、關西方面への輸送機關も杜絶の状態であつたから、従つて十月中旬に至るも、作付甘藷の手数は收穫不能となり、農業者の困憊其極に達したので、茅ヶ崎町の如きは、有志相集りて復興會を組織し、汽船を以て、京阪方面輸送の途を講じたけれど、其成績よろしからず、終に海上輸送も杜絶の状態となつたのであつた。暫くして十一月初旬、東海道線復舊するや、小生産者は、擧げて販出に着手したけれど、時恰も京阪方面には、各地方から甘藷の供給多く、供給過剰なつたので、従つて賣價暴落し、生産者の狼狽措く能はざるに至つた。今、十月十五日現在に於ける收穫状況を示せば、次の如くである。

第一表 主要農作物被害状況

町村名	甘藷の作別	同上收穫	收穫せる甘藷の段別	同上實收額	摘要
藤澤町	七二、四〇〇	一七、八、一〇〇・〇〇	三、五、七〇〇	二、四三三・〇〇	本年は收穫不良に際し震災の影響を受け相場不振 甘藷代金餘り低價にして現在賣買する。とな得ず 一般食料に供する爲のみにして別に販賣を目的とするものは一部分にして未だ販賣し始めざる模様なれば影響を認めず 〔收穫不良相場非常に安きたため其實收少なきにあり 賣先悉しく困却せり
茅ヶ崎町	二五、〇〇〇	六、五〇〇・〇〇	三、三〇〇	六、〇〇〇・〇〇	
寒川村	一五、一七〇	九、一六四・〇〇	五、〇九〇	四、八〇五・五五	
小出村	三三、〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇	
御所見村	二二、三〇〇	二、四六〇・〇〇	四、九五五	九、九〇〇・〇〇	
有馬村	四七、一〇〇	三、五五〇・〇〇	九、二〇〇	一、五六四・〇〇	
海老名村	五三、〇〇〇	一、九六〇・〇〇	一〇、〇〇〇	三、六〇〇・〇〇	
座間村	一六、〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇	五、三〇〇	一、六、〇〇〇・〇〇	
新磯村	七、七〇〇	四、九三〇・〇〇	七、八〇〇	五、六四〇・〇〇	
麻溝村	四三、三〇〇	一、三三〇・〇〇	一、〇〇〇	三、三三〇・〇〇	
田名村	五、〇〇〇	一、二六〇・〇〇	一、四〇〇	二、五〇〇	
溝澤村	四三、七〇〇	八、四八〇・〇〇	一、七〇〇	三、四〇〇・〇〇	
大原村	四三、〇〇〇	八、九一〇・〇〇	四、五〇〇	八、四〇〇・〇〇	
相野村	五三、六〇〇	九、五五〇・〇〇	五、八〇〇	五、八八〇・〇〇	
大野村	七三、〇〇〇	一一、〇〇一・〇〇	九、四〇〇	一、五〇八・〇〇	
大和村	一一、六〇〇	三、四九八・〇〇	一一、一〇〇	三、四九八・〇〇	
大瀬村	三三、〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇	三、二〇〇	四、一〇〇・〇〇	
綾瀬村	〇〇、〇〇〇	〇〇、〇〇〇・〇〇	三、二〇〇	四、一〇〇・〇〇	

計	六谷村	計	六谷村
一、二八六・九六〇	八六、五〇〇	五三三、六六〇・五〇	二五、七〇〇
三三、〇〇〇・〇〇	一七、七〇〇・〇〇	五、七三三・三三〇	四、〇〇〇・〇〇
一、二八六・九六〇	一〇、〇〇〇	一八、四三六・五五〇	四、六〇〇・〇〇

其他、秋蔬菜の蒔付不能と、夏蔬菜の輸送機關破壊に依る價格下落の爲損害を蒙るもの多大であつた。なほ耕地・農作物の外、農村の蒙つた被害は、猶計上すべき多きがある。農家住宅及び附屬に及ぼしたものの（三、九〇九、九一五圓）他屋及堆肥舎被害（一、三九四、〇〇五圓）もそれであり、産業組合に及ぼしたるもの（損害三〇、四四〇圓）もそれである。

③蠶業方面に於て、震災當時は、第一期育蠶の收穫は之を了つたが、二期三期は飼育中であつたので、町村は全部其飼育困難なるに至つた。近年、農作物の收支相償はざるもの多く、養蠶業は奮起して、夏秋蠶飼育も、三回掃立は普通となり、多きは四回飼育をするの状況にあつたので、二期以下の飼育不能は養蠶家に大打撃を與へた。因にこれら秋蠶の被害は五萬二千五百貫、此損害額四千二萬圓に達し、更に、蠶室倒壊に依り、將來の養蠶經營上に及ぼす影響は特に甚大なるものがあつた。

尙製絲工場に於ける災害も亦甚だしく、之が爲めに及ぼした影響も頗る大きかつた。今、其状況を示すと次の如くである。

半潰六八戸に及び、其他住家以外の建物の損害を合する時は、其損害實に二十有餘萬圓に及んでゐる。海嘯の襲來に依り破損せられた多くの漁船漁具の各漁業組合に與へた損害も輕少ではないが、最も損害を蒙つたものは、柳島浦漁業組合地區の隆起による商漁場の變化で、從來、漁船は河川に出入してゐたのが、今次の災害に依りて交通を斷たれ、非常な不便を感じつゝある。

これらの損害概況は別表の通りである。

漁業組合被害状況調

第一表

組合數	全潰戸數	半潰戸數	組合員住家以外の家屋全潰數	同上半潰	損害見積金額
五	一一五戸	六八戸	一六九棟	七六棟	二〇八、五三〇円

第二表

組合數	漁船全潰數	同上半潰數	同上小破損數	破損漁具數	以上損害見積價額
五	九艘	五五艘	四	九二	一四、六〇〇円

第三表

組合員數	組合員死亡	組合員負傷者數	家族死亡者數	家族負傷者數	備考
一九七名	一名	！	七	！	！家屋倒潰のため壓殺せらる

史蹟名勝天然記念物中、震災の被害激甚を懸念された、郡内史蹟海老名村國分寺が比較的輕微であつたに反し、藤澤町所在名刹藤澤山無量光院清淨光寺（一名遊行寺）の被害は慘澹たるものであつた。拾六間四面の大伽藍は勿論のこと、堂宇・書院・寶物庫等は盡く倒潰し、其損害十二萬八千三百六十五圓を稱せられるが、幸にして國寶等の損害は無かつた。

其他、國幣中社寒川神社を始め、其他の神社佛閣大半倒潰したが、幸に火災を免れたので、寶物記念物等の滅失せしものはなかつた。

これらの損害見積價格八十六萬六千四十一圓九十二錢、寺院の損害見積價格遊行寺の分を除いて三十七萬五千圓であつた。

第八中 郡

イ、被害状況と郡の執りたる應急措置

震災に據れる土木の崩潰破壊せるもの、中郡に於て殊に甚だしきを見る。郡の西南部即ち大磯町以西平塚より秦野に通ずる縣道以南は、被害比較的輕微であるが、其他各村何れも激甚を極め、至る處道路は龜裂陥没して、犬齒の如く錯雜し、道路としての價值形狀を失ひ、橋梁また橋臺は河川に崩落して空虚數間渡る能はざるもの、破壊流失其原形を止めざるもの等數ふるに違あらず、殊に馬入川と花水川とに挟まれる流域は、何れも殆んど全滅の慘狀を呈した。郡がその損害を概略次の如く見積れるに見るも、如何に其被害の程度の激甚であつたかが知られる。

土木費損害見積

石橋	なし		
コンクリート橋	五ヶ所	延長	一五間
國縣道			
木橋	六八ヶ所	同	四八九間
道路		同	一一一九九間
治水費		同	四四、〇〇八間
石橋	なし		
コンクリート橋	なし		
町村道			
木橋	一三二ヶ所	延長	一、〇二八間
道路		同	三六、二三一間
治水費		同	一一、八五九間
			二五七、六九六圓
			三七九、七四九圓
			八五六、二〇一圓

即日、郡長は、郡内各所町村に於けるこれらの被害状態並に物資需給關係の調査方を命じたので、吏員は、翌二日早朝各方面に出張視察した。其報告を綜合するに、郡内の被害は全潰約八千五百、總戸數(二〇、六五一)の約四割、半潰約六千五百、同約三割を占め、殘餘の三割も何れも破損して、完全のものは皆無の状態であつた。大磯町の地盤は岩石であつたので、市街地の潰家少く、却つて山手別荘地の被害が甚だしく、全町の死者三十二名の過半は山手方面に屬してゐる。

之に反して、平塚郡の被害は激甚を極め、大磯に入る丘陵の別荘地帯を初め、倒潰戸數二千二百九十八戸、死者

二百七十五名(内、相模紡績會社百六十名)を算してゐる。火災も四箇所に起り、殊に平塚海軍火藥廠の發火は、隣接町村民を驚かし、二十二棟を延焼せしめたが、其他は、幸に警察官・消防夫の盡力によつて、大事に至らずして消し止むることが出来た。

秦野町は、震災後間もなく出火なし、倒潰家屋千八百八戸の内、町内樞要の地帯に屬する約百六十戸を烏有に歸せしめた。火元は町の西南端で、西南の強風の爲め、字乳牛より字大道上宿に延焼し、町の中央四辻に延焼したる際、風向變じて東北方の風となり、後又西南風に變じ、片町より、中宿・下宿・下會屋に延焼し、一萬七千五百坪の地域を焦土と化して、二日午前二時頃鎮火した。

比較的被害の輕かつた、大山町(倒潰七十八、破損八十八、完全百六)は、九月十五日山津浪の爲に、五十餘戸を流失せしめた。

其他、本郡に於ける罹災戸數・死傷者數は次の如くであるが、此他、一時行方不明とされてゐた濱松發第七十四列車は、平塚・大磯間の線路外に擲げ出され、轉覆燒失して、乗客十三人の生命を奪つた。

罹災状況調(大正十二年十月調) 中郡

町村名	種目		災				戸				死傷者數		行方不明
	全潰	半潰	破損	完全	全燒	半燒	全流	半流	死亡	負傷			
大磯町	二四五	三〇五	一、一七九	一	一	一	一	一	三	一七	一		

二月以來不逞者の侵入暴行説熾烈を加へ来るや、各戸より一名宛出動の人民夜警團の組織を見たのであるが、團體的行動としての秩序の見るべきものなかつたので、四日其出動を制限し、數戸より一名警戒に出るべき旨注意し、之が善導を期したのであつた。

越えて五日午後六時、豊橋工兵第十五聯隊附軍曹外六名管内に到着し、吾妻村・大野村・大磯・平塚兩町の各方面に軍用電話架設に従事し、同日午後六時には、静岡縣歩兵第三十四聯隊附歩兵軍曹外卒五名到着し、六日午前七時頃に至り、前記第三十四聯隊第一大隊第一中隊長は、部下兵員四十六名を引率到着し、中隊本部を平塚町に置き、同町及大磯・須馬・大野の各町村内の警備に従事した。七日には又、第三十四聯隊長吾妻村二宮に到着して、聯隊本部を置き、其一個中隊を駐屯せしめ、同時に、大磯町には、大隊本部を置き、第一大隊長の率ゆる一箇小隊を駐屯せしめた。

以上の軍隊は、聯隊・大隊・中隊の各本部を置き、吾妻村二宮・大磯町大磯・平塚町本宿・須馬村馬入の四箇所には、下士以下五名乃至十名の衛兵所を設け、各本部及衛兵所から二名一組の巡察員を、晝夜を通じて毎日五回以上派出して警備に服せしめたのであるが、九月下旬に至り、管内の秩序殆んど恢復したので、漸次兵員を減じ、九月三十日、大磯町第一大隊本部は、之を小田原町に移し、十月三日吾妻村二宮の聯隊本部を大磯町に移し、一箇中隊の兵員を減じ、更に十月十四日、小田原の旅團引揚後、聯隊本部を國府津村に轉じ、同時に、平塚方面第一大隊第一中隊も引揚げ、伊勢原にあつた第二隊本部を（大磯）町に移し、管内には、一箇中隊を駐屯せしむるに過ぎなくなつたが、其後、秩序全く恢復したので、十月二十五日、全兵員を當署管内から撤退せしむるに至つた。

次に、物資供給の關係に於て、本部は幸に農業地であつたので、主要食料品たる米も、當時多くは各町村共殆んど自給自足の状態にあり、偶々不足の町村あるも、隣接町村に於て之を補給し得らるゝことが認められたので、郡は専ら應急建築材料の購入と資金融通の途を講ずることの最も緊要なるを思ひ、各町村長及部内銀行業者を召集して協議の上、先づ、吏員一名町村長一名を、静岡・名古屋・大阪に派遣し、亞鉛銀約八萬枚・釘三百五十樽其他の必需品及び食鹽等を購入し、何れも御殿場以東氣車不通の爲め、船便により輸送し、静岡縣清水港に於て備入れの石油發動機船數隻に積替へ、之を其荷揚場と指定した大磯海岸に荷卸して、敏活に被害町村に配給せしめた。其間縣より續々として配給せられた慰問品・義捐品等の物資も、皆此輸送方法によつたのであつたが、十月に入りてより、茅ヶ崎驛迄貨物運輸の開通を見たので、以後、縣よりの配給品は汽車便に依ることとし、同月二日より、吏員數名同驛に出張し、荷卸場を設けて、荷卸を督勵し、各町村への引渡を圓滑ならしめた。

□、産業方面に及ぼしたる被害状況

(1) 商工業方面 激震の爲め、郡下工場の損害を被れるは、次の諸會社であつた。

(一) 東洋測量機製作所 (中郡吾妻村)

京橋區銀座玉屋時計店の工場で、測量機製作専門の工場で、工場の被害は比較的少いが、それでも總損害額一萬二千九百圓が算せられる。内譯次の如くである。

建物 六千七百圓

本工場たる機械並に仕上工場(傾斜)製品倉庫(全潰)

機械 損害なし

原料 二百圓 (着色及鍍金用藥品)

製品 六千圓

プラニメートル二百ヶ五百圓、十二吋ワイレベル百ヶ三千圓半成品二千五百圓

工場に於て死傷者は出さなかつた。十月一日より事業の一部を開始し、十一月中旬に全部復舊した。

(二) 秦野染色株式会社 (中郡秦野町)

資本金五萬圓、拂込二萬圓の綿絲染色工場で、同地縮木綿の原絲を製造した、本工場全潰、事務所半潰、建物の復舊費一萬圓、原料製品損失なく、又死傷もなかつた。

(三) 杉山麻絲工場 (中郡須馬村)

建物の復舊費二千五百圓、原料(麻)三十貫、六十圓、計二千五百六十圓の損害、災後直に事務を開始したが、全部復舊したのは十一月二日であつた。

(四) 梶井製絲部第二麻絲工場 (中郡須賀村)

工場全潰損害は建物五萬圓、機械千四百五十圓、計五萬千四百五十圓であつた。十一月中旬には、従前の約八割方作業恢復した。

(五) 關東紡績株式会社 (中郡須賀村)

資本金二百五十萬圓、全部拂込、絹綿の紡績工場である。製綿工場及倉庫の一部を除くの外全部倒壊、總損害額

五十八萬二千圓で、内譯次の如くであつた。

建物 二十九萬五千圓

第一・第二工場全潰、總數二千二百四十

機械 二十六萬四千圓

全體を通して六割方再得し得る見込

製品 一萬三千圓

原料 損失なし

原動機 損失なし

其他諸設備 四千圓

什器 六千圓

従業者二百四十五名の内死亡二名、他に重傷者は無かつた。工場の主要部が全潰したので、損害比較的甚大で復舊の見込立たない。

(六) 相模紡績株式会社平塚工場 (中郡平塚町)

僅に倉庫の一部を残すの外、工場全潰し、總損害額二百十四萬三千八百八十圓を算した。内譯次の如くである。

建物 百四十七萬九千八十一圓

工場の主要部たる第一・第二紡績工場全潰、倉庫全潰(第一・第二工場を通して六萬餘)

機械 六十五萬九千八百九十九圓
 紡績一切損害を蒙りたれども、大部分は修理の上再び使用し得る見込み
 製品 三千二百圓
 八番より六十番までの綿絲雨漏及汚損のため損害
 原料 千圓
 原棉雨漏りのため損害
 原動機 二基大破、三十一臺小破

常備従業者約三千名の内、死者百四十四名、重傷者二十五名を算した。死者百四十四名の内約六十名は、寄宿舎中で就眠中家屋倒壊のため壓死した。他は、工場より脱出の際、多く煉瓦壁倒潰のため壓死した。翌春早々約百鍾の運轉を開始し、六月に至り全部復舊した。

其他、小工場・商店の倒潰半潰せるもの夥しく、音に建築物の損害のみならず、業務に従事すること能はず、復舊に日を要し、無形の損害を蒙ること多くあつた。特に其當初に於ては、震災に對する不安の他に、鮮人騒ぎの杞憂は、各商工業者をして、物品の製作・販賣に意を注がしむることが出来なかつた。漸く必要に迫られて販賣するに至つた者も、在荷は殆んど滅失したると同様、或は埋没し、或は破損のため、其残部を販賣するに止まり、物品を補填することが出来なかつた。杜絶した交通の明けるまでには、相當時日を要したので、偶々必要なる日用品及び諸材料は、之を船便によつて移入したけれど、素より郡に適當の港灣あるにあらねば、之が積卸に過分の経費を要

し、一時勢ひ高價の物品を販賣するの止むなきに至つた。

神奈川縣市郡資料 (六月六日現在調)

旅館	湯屋	病院	料理店	工場	其他	商店	會社	全焼	全潰	半焼	半潰	建物損害	動産損害
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	二四	一	二〇	一一七、〇〇〇	九〇、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	二〇、〇〇〇	二六、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	八八、〇〇〇	四五、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	一一一、五〇〇	一一三、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	一五、〇〇〇	六二、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	一七、三五八、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	二一、三九二、四〇〇	一、五四一、三五〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	六、四六二、〇〇〇	五、〇九九、〇四〇
一	一	一	三	二	五〇	一五	三一	一	一五	一	二〇	六二〇、〇〇〇	五六六、五六〇

(2) 農業方面 米平年作七萬二千石に對し、被害約五分(三千六百石)、此損害見積額十萬八千圓、麥七萬石に對し被害約一割(七千石)、此損害約六萬三千圓、煙草平年作約二十六萬圓に對し、被害約五割、此損害見積額十萬圓、其他蔬菜の損害も夥しく、概略耕地に於ける荒廢面積は次の如くであつた。

田 地 八五、九六〇八歩
 畑 地 一、二〇〇一歩

荒廢せるもの	田	三二八、八〇〇〇歩
畑	地	四六七、四九〇〇歩
宅地	地	一六八、一〇〇〇坪

其他、秋蔬菜の蔭付不能と、夏蔬菜の輸送機關破壊に依る價格下落とのために蒙れる損害は多大であつた。就中、本郡の主要産物である甘藷（平年七百三十五萬圓）は、輸送機關の破壊に伴ふ販賣不能及び畑の潰滅に依るための損害が甚大であつた。

(3) 蠶業方面 秋蠶一萬八千貫に對し、蠶兒の放棄又は掃立中止等のため、被害約一萬六千五百貫、此見積格約十三萬四千五百餘圓の損害を蒙つた。桑園は、地割・山崩れ・埋没等の爲め、被害段別五十六町四段歩、此見積額二萬圓の損害を受けた。其他、蠶室例境に依る將來の養蠶經營上に及ぼす影響も甚大であつた。今、それら桑園の被害段別・蠶室の被害見積を示せば次の如くである。

第一表 桑園の被害

町村名種	目	被害段別	被害の種別	町村名種	目	被害段別	被害の種別
大磯町	磯	四	山崩	須馬村	馬	五、一	地割・地亡
國府村	府	八	山崩・地割・地亡	大野村	野	二	地割
吾妻村	妻			神田村	田		
平塚村	塚			相川村	川		

第二表 蠶室の被害

町村名種	目	養蠶戸數	倒潰戸數	半潰戸數	燒失戸數	損害見積價格
成瀬村	瀬	四、〇	山崩	比々山		
太田村	田	一	山崩	大根多		
岡島村	島	三、〇	同地割	秦野	一四、八	地割・山崩
豐田村	田	一、五	地割	東野	五	埋没・昨崩れ
金田村	田	三、一	山崩・地割	西野	三、一	同
旭田村	田	一、一	同	南野	一、七	地割
土深村	深	二、〇	同	北野	三、五	山崩・地割
伊勢原村	原	一、五	同	計	五六、四	
高部屋村	屋	三、五	同			

町村名種	目	養蠶戸數	倒潰戸數	半潰戸數	燒失戸數	損害見積價格
大磯町	磯	五	一〇四	一六		六三、六〇〇
國府村	府	四六	一〇	二六		七、六〇〇
吾妻村	妻	二六〇				
平塚村	塚	四				
須馬村	馬	五五	一五	一〇		八、五〇〇

南	西	東	秦	大	比	大	高	伊	金	土	旭	金	豊	岡	城	太	成	相	神	大
秦	秦	秦	野	根	々	山	部	勢	目	澤	田	田	田	島	田	瀬	川	田	野	村
村	村	村	村	村	村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
四〇	一八二	三六	三五	一五七	二六八	六六	三〇八	一五三	一二九	一四八	一三五	九二	一一〇	一三一	一三七	二一〇	二九八	二五四	二二一	一四九
一四	三一	五	一〇二	二二二	二〇	一三一	八八	七二	八〇	七〇	七〇	四〇	一〇六	六八	一七〇	一七〇	二三〇	二〇一	七一	七〇
二〇	一一	二〇	三三	四八	四三	一〇	一六五	四九	五七	六八	四八	二二	五〇	二五	四一	一五	三〇	二九	九	七〇
九、〇〇〇	一六、七〇〇	四、五〇〇	五、三〇〇	五五、八〇〇	一五、三〇〇	一、〇〇〇	八二、〇〇〇	四九、二〇〇	四一、七〇〇	四六、八〇〇	三九、八〇〇	三七、二〇〇	二五、〇〇〇	五五、五〇〇	三八、一〇〇	八六、五〇〇	八八、〇〇〇	一一七、三〇〇	一〇一、四〇〇	四二、五〇〇

北	計
秦	三、七〇六
野	二、一二四
村	一、〇四九
	三九
	五
	二九、九〇〇
	一、〇七八、二〇〇

(4) 漁業方面 船舶及び漁具等破損のため全く出漁不能となつた郡漁業家の損害は、蓋し輕少のものでなかつた。然し幸に海嘯は流言のみで襲來しなかつたので、沿岸の住民と共に一時山丘地方を退み避難してゐた漁民も、漁船を見廻ることが出来たが、續いて行はれた鮮人襲來の聲に驚かされ、應急修理の仕事も遅々として運ばず、やつと九月二十二日に至つて出漁の準備が出来たが、尙交通不便のため漁獲物を地方に搬出すること能はず、製氷の準備なきため、之を貯蓄することも出来ない状態で、其損害は輕少のものでなかつた。大磯町に於ける相模漁業會社及び漁業組合に於ては、其間に於ける漁業家の生活安定を圖るべく、郡縣當局と交渉の上、之が仲介斡旋に力め、日用品・必需品の配給に盡力する等機宜の措置を執つた。

又震災による地勢の變化は、本郡海岸一帯に隆起を認め、就中大磯海岸の如きは、海水二町餘も減退し、巖石突起して漁船の出入が困難を感じるに至り、當時陸軍工兵隊に爆發作業を出願した程で、取除方に關して凝議を遂げたが、十箇月を閲みする後に至るもそれを遂行するに至らない。

これら無形の損害の量り知るべからざるものを除き、單に震災時に於ける漁船・漁具の損害のみにも次の如き數字が見られる。

被害の内訳

漁業組合員数 三九六名
 右家族死亡者数 五名
 同 重傷者数 一名
 漁船の破損 五七艘(全潰四四 小破一三) 損害 九、二〇〇圓
 漁具槽破損 一三五町 同 四、七五〇圓
 計 一五、四一〇圓

三九六名 錨破損 一八ヶ
 五名 錨網破損 五ヶ
 一名 網 六ヶ
 計 一五、四一〇圓

(5) 山林方面 山林の被害は最も甚だしく、其荒廢面積は八〇〇、〇〇〇歩に及んでゐる。それらの山林に於ては、山津波・山崩れ等の爲め、立木の埋没・流矢等少からず、相模川及び花水川上流より流出せる流木著しく、河川流域は爲に黄色を呈するの狀に況あつた。かくて大磯以東の海岸一帯は、漂木幾數石なるや計り知ることが出来な
 い程であつた。

第九 足柄上郡

イ、被害状況と郡の執りたる應急措置

俄然、西方に當つて異様の大音響が聞えると共に激震は突發して、松田町の如きは、同時に家屋の殆んど全部を全半潰ならしめた。他の町村にありても震度甚だしく、山崩れは各所に起り、耕地・水路・道路・堤防等の破壊等、被害の甚大なること言語に絶した。就中災害の最も甚だしかつたのは曾我村大村上曾我で、此土地は、普通赤土であつたので、土地の陥没甚だしく、従つて家屋及土地の被害が甚だしかつた。被害の割合に少なかつた地方は、砂

礫を混ぜる土地で、本郡中此種に屬するものは酒匂川以西の地である。尙、酒匂川以東にありても、此土質に類するものは、松田町大字松田惣領の内町屋及松田町神山金田村等で、被害少なく、全潰又は半潰の家屋は僅少である。以上の外、中井村字境と中郡南秦野村今泉との境界に於て約三町歩の陥落地がある。其深さ約五十尺、土質は赤土であつた。此外、前記境地内に、尙一箇所約一町歩深さ四五尺の陥落地がある。これら郡被害地に於ける町村道の崩壞は八萬九千六百九十四間、此損害見積約五十三萬圓であり、橋梁の損害木造の落橋五百箇所、此損害見積約二十二萬圓、石造の落橋三百十七箇所、此損害見積約十五萬圓が計上される。
 罹災人口被害世帯数は次表の如くであつた。

(1) 罹災住屋非住屋被害

町村名	總戸數	人			住屋			非住屋			被害校	役場	損害見積額
		死	重	輕	全燒	全潰	半潰	破損	全潰	半潰			
寄野村	三三	七	二	一	二	九	六	二	四	二	半潰	同	二〇、〇〇〇
上秦野村	三九	九	二	一	一	七	五	一	一〇	同	同	同	三三、〇〇〇
中井村	八〇	三	九	八	一	一〇	一	一	一	同	同	同	四七、五〇〇
山田組合	三三	二	一	一	一	一	一	一	一	同	同	同	四七、五〇〇
曾我村	四〇	四	一	一	二	三	三	一	一	全潰	同	同	七五、〇〇〇

金田村	三七	一三	二	一	一三	一〇	三〇	三〇	一	二七、〇〇〇
松田町	七九	一三	五	一	三〇	五〇	四七	二六	同	六、九、八〇〇
川村	一、二五	二	二	一	一、〇〇〇	一〇	二八	八七	全	六、〇、一〇〇
共和村	一四	二	一	一	一〇五	四	一	一	全	三、七、二〇〇
清水組合	三三	八	二	一	二四六	五〇	二	一	全	一、五、一〇〇
三保村	二六	七	一	一	八六	五〇	一	一	全	四、九、八〇〇
北足柄村	三五	一七	三	一	一九二	三〇	三	一	全	一、四、八〇〇
南足柄村	六八	四	五	一	一三六	一〇〇	一四	六	全	三、一、六〇〇
福澤村	四九	四	三	一	一四〇	四〇	一〇	六	全	三、一、六〇〇
酒田村	三九	三	一	一	一四〇	四〇	一〇	六	同	三、一、五〇〇
吉田島村	二八	三	一	一	一三〇	三〇	一〇	五	同	二、五、〇〇〇
櫻井村	二五	九	一	一	一三七	四六	二	一	同	九、五、八〇〇
岡本村	五七	四	一	一	一八四	五〇	二	一	同	六、五、四〇〇
									全	二、九、七、〇〇〇
									全	四、三、六、〇〇〇

被害の甚大なる斯の如くであつたけれど、當時交通機關杜絶の爲め郡は松田町以外の被害状況を知る事が出来なかつた。然し、應急處置の寸時も遅延するを許さない状況にあると案知されたので、郡は直に救護班を編成して適當の處置を講じたのであつた。

災後、直ちに發せしめた災害視察吏員の報告によりて、交通最も不便な山間の部落を除く外、各町村とも大體食糧に不足を來す患ひのないことが判明したが、小屋掛に要する板・針金・亜鉛板・釘等及び燈火用としての蠟燭・石油・

燐寸類の缺乏甚だしきものあるを知り、所員及郡農會役員數名を隣縣靜岡縣に急派して、豫定の數量を購入せしむることとした。元來本郡は、縣廳を去る遠距離の地において、晝夜兼行するも尙二晝夜を要するに、折から不穩の流言蜚語あり、歸還は頗る困難と察せられたので、旅程に於ても安全な靜岡縣に派遣を命じたことであるが、然も當時餘震猶止むべくもあらず、加ふるに殆んど道なき山路を越えて靜岡縣に至るも、亦容易の事ではなかつたのである。途中危険を冒すこと數度の旅も、恙なく目的地に達して、漸く所要の數量を調べ、此度は、清水港より海路小田原或は國府津に陸揚の上、青年團・在郷軍人團員の義務的勞資の力に依りて、行程三里の破損道路を運搬せしめ、更に被害の程度に應じて、之を町村に配給したのであつた。

之と相前後して、縣よりの寄贈品、或は、府縣又は救護事務局よりの配給品續々として到着したけれど、汽車不通の爲め、何れも前記の運搬方法を繰返して配給を了した。此間、郡役所吏員は、數名づつ交互に小田原又は國府津に出張して、陸揚げの監視に當り、晝夜不休の事務に執掌した。

之より先、三日の午後より、何處からともなく、鮮人襲來の風説頻りに傳はり、各町村共、これに脅かされ、青年團・在郷軍人會・消防組等結束して、各自、竹槍又は銃器・刀槍類を携帯して要所を警戒し、中には老幼婦女を避難せしむるものさへあるに至り、人心恟々、各自の業務を放棄して徒に奔命に疲るゝの狀態を來したが、郡の力として之を收拾するの手段なきに立至つたので、己むを得ず、靜岡歩兵第三十四聯隊に狀況を具して出兵を求めた結果、翌々日即ち九月五日に至りて一個中隊の派遣を見、所在町村に之が分遣せらるゝや、人心斯く安定に赴き、越えて六日戒嚴令の發布を見たので、郡は直に之を一般町村に布告したが、其執行の期に入つて、全く郡民は安穩平靜に

歸したのであつた。

軍隊救護班の派遣に、郡の最も感謝したことは、それら精神的方面の安定ばかりでなく、震災と同時に最も苦慮された傷病者の救護が完全にされた事であつた。各町村には、何れも平時から相當の醫師があつて、薬局の需要は事かゝなかつたが、地震はこれら薬局の大部分を破壊したので、忽ち藥品の缺乏を告げ、震災後の傷病者には、已むなく一時間に合せの手當を與へてゐたが、幸にも軍隊救護班の巡回活動によつて、之等も忽ち補給せられ、各町村在住の醫師等も、藥品・衛生材料の下付を受くるを得て、救護上の緩和をはかり、後顧の憂なく、郡内傷病者に完全の救護を與へることが出来た。

災後、これから物資の供給を圓滑にするには、交通・通信の障害を退け、土木の應急工事を施さなければならぬので、郡は又、青年團・在郷軍人會の力を此方面の復舊に善導し、通信の運搬については、驛の方法を設けて、郡町村役場の文書印刷物を順次發送せしめたのであつた。

産業方面に及ぼしたる被害状況

(1) 商工業方面 商業方面に就て特記する事はないが、郡内所在の銀行は、震災後何れも業務を停止したので、金融全く杜絶し、預金者の不便少くなかつた。仍つて、郡は、當業者を郡衙に召集して協議を重ね、開店を慫慂したが、開店せば預金の引出殺到するやを虞れて、容易に議の纏まるべくもなかつたが、漸くにして或程度を限つて引出に應ずるの法を講ぜしめたところ、事實は豫想に反し、差引預入金の多きを見るの傾向を示した。工場方面に就いては、人造絹絲製造所の焼失及富士瓦斯紡績會社の發電所等の全潰で相當の損害を生じた。

(2) 農業方面の被害耕地は、田の崩潰四百町、此損害高八十萬圓、流失二百町、此損害百四十萬圓、畑の崩潰三百三十町、此損害三百三十萬圓、流失七十町、此損害二百十萬圓、この町村別損害は表示の如くであり、其他柑橘の被害も輕微でなかつた。

農業方面被害表

町村名	田		畑		損害見積額
	崩潰段別	流失反別	崩潰段別	流失段別	
寄 上 秦 野 村	一五	七	三〇	六	一二七、〇〇〇
中 井 村	二五	一三	二〇	四	一三三、〇〇〇
山 井 組 村	三〇	一五	三〇	五	二一〇、〇〇〇
曾 我 村	四〇	三	二〇	四	二〇〇、〇〇〇
金 田 村	三〇	二〇	一五	一	六三、〇〇〇
松 田 村	二五	一五	一	一	二二八、〇〇〇
川 和 村	二五	一三	三〇	六	一六六、〇〇〇
共 保 村	一五	三	三〇	六	一八二、〇〇〇
清 水 組 村	一〇	五	二〇	四	一八九、〇〇〇
三 保 村	七	四	一〇	二	六三、〇〇〇
					八七、〇〇〇
					五八、〇〇〇

町村名	秋蠶の損害額	桑園の壊段別崩	損害額	町村名	秋蠶の損害額	桑園の壊段別崩	損害額
北足柄村	二五〇	二五〇	一五二	清水保組	五〇〇	一三〇	八四〇
南足柄村	三〇〇	三〇〇	一三五	三保村	三〇〇	一三〇	一八八〇
福澤村	二五〇	二五〇	一三五	北足柄村	三〇〇	一三〇	二一三〇
酒田村	二五〇	二五〇	一二二	南足柄村	三〇〇	一三〇	二一三〇
吉田村	二五〇	二五〇	一二二	福澤村	三〇〇	一三〇	一七七〇
櫻井村	二五〇	二五〇	一四二	酒田村	三〇〇	一三〇	一三三〇
岡本村	三〇〇	三〇〇	一四二	吉田村	三〇〇	一三〇	一三三〇
計	四〇〇	二〇〇	三三一	櫻井村	三〇〇	一三〇	二一六〇
				岡本村	三〇〇	一三〇	二一六〇
				計	六九	二、七〇八、〇〇〇	

(3) 蠶業方面の損害は、秋蠶の減収による損害十萬圓、桑園の崩潰段別三百町歩の見積損害額二萬圓で、この町別別損害は次表の通りである。

蠶業方面被害表

町村名	秋蠶の損害額	桑園の壊段別崩	損害額	町村名	秋蠶の損害額	桑園の壊段別崩	損害額
寄野村	七〇〇	一三〇	九一〇	金田村	五〇〇	一三〇	八四〇
上野村	一、二〇〇	一三〇	七〇〇	松田村	四〇〇	一三〇	九一〇
中井村	一、二〇〇	一三〇	九一〇	川田村	二、八〇〇	二七一	一、八九七
山田組	七〇〇	一三〇	四〇〇	共和村	二、八〇〇	二七一	一、八九七
曾我村	一、二〇〇	一三〇	九一〇	計	二〇〇	三三一	七〇〇

(4) 漁業方面 震災の爲め、林野崩潰後、大雨雨があつた爲め、土砂を押し出し、河川の土砂に埋められた結果、本郡漁業の唯一と言つてよい酒匂川流域の鮎漁を全滅の状態に陥らしめた。此町村別見積損害は次の如くである。

漁業方面被害表

町村名	損害見積額	町村名	損害見積額
寄野村	一〇〇	清水保組	八〇〇
上野村	一〇〇	三保村	三〇〇
中井村	一〇〇	北足柄村	三〇〇
山田組	一〇〇	南足柄村	三〇〇
曾我村	三〇〇	福澤村	三〇〇
金田村	五〇〇	酒田村	五〇〇
松田村	一、〇〇〇	吉田村	五〇〇
川田村	一、〇〇〇	櫻井村	五〇〇
共和村	三〇〇	岡本村	三〇〇
計	一、〇〇〇	計	三、〇〇〇

(5) 山林方面 一般山林の樹種は、杉材・薪炭材を主としてゐる。殊に三保村方面の産出は多額であつたが、震災にて此方面の雑木材の多くが崩潰したため、本郡主要産物の一たる木炭の産額に大影響を來した。なほ、各町村山林の崩潰面積を點綴すると、二千町歩を算し、其損害見積額二百萬圓に上る。

町村名	段	別	損	害	額	町村名	段	別	損	害	額
寄野村			二、五三九		一、四六二	清水組合			二、〇〇〇		二、〇〇〇
上秦村			六五三		一〇〇、〇〇〇	三保村			二、五〇〇		二、二五〇
中井村			一〇〇		五〇、〇〇〇	北足柄村			七六〇		一五〇、〇〇〇
山田組合			三六八		八一、二六九	南足柄町			六六〇		一三二、〇〇〇
曾我村			一五〇		二〇、七〇〇	福澤村			三〇〇		五五、〇〇〇
金田村			二、〇〇〇		一六〇、四〇〇	酒田村					
松田村			二、八三二		二二二、七四三	吉田村					
川村						櫻井村					
共和村						岡本村			五、一三八		二二三、四一〇

第十 足柄下郡

震源地に近かつた本郡は、被害最も激甚の地であつた。殊に、小田原町・眞鶴村は、震災に亞ぐに火災を以てし、一町村の殆んど全部は焦土と化した。又、片浦村の一部落であつた根府川及米神は、震災後、山岳崩壊の爲、部落の大部分は數丈の地下に埋没され、一家全滅のものも尠からざる大惨状を呈した。

小田原町に於ける其日の惨状は、地震と火災と海嘯との三面攻撃に會つたので、全く言語に絶してゐる。突如大震動の起ると共に、上下動の猛烈なるものは、忽ち全町に倒壊・陥落・埋没・大龜裂を生ぜしめた。十字町と新玉

町先づ火を發し、幸町又火を失して、炎々たる火は緑町・萬年町に移つて、午後四時半までの間には、全く火の海と化したのである。かくて、小田原驛ホーム上屋全部及び本屋の附屬建物全部の倒壊をはじめ、線路の陥没、軌道の大龜裂、各官舎・製氷會社、町内では町役場・小田原高等女學校・三小學校・郵便局・各銀行・會社・商店・病院・遊廓の倒壊・崩落、其他半壊住宅も、全部火災に罹つて、最も目貫の大通たる幸町一丁目から四丁目までの殆んど全部を焼失し、次で、緑町・萬年町・新玉町及び十字町の一部を烏有に歸して、全町の三分の二を焦土と化した。其火災區域と其延焼状態とに就いて、小田原警察署長は、次の如く報告してゐる。

一、小田原火災區域

小田原町幸一丁目の大部分、同二丁目の大部分、同三丁目の大半、同四丁目の全部、萬年町二丁目一部、同三丁目全部、同四丁目大部分、新玉二丁目の大半、同三丁目の大半、同四丁目の一部、綠一丁目的一部
此の坪數七萬五千七百二十坪にして小田原御用邸より以東の小田原花柳界及商業の中心點を焼失したるものなり。而して一部にして消止めたるものは、

- 小田原町幸一丁目八百六十二番地 閑院宮御別邸炊事場
- 小田原幸一丁目小田原第一小學校にては震災と共に校舍倒壊し、小使室より發火し、建物全部を焼失し、
- 小田原町十字二丁目四百四十五番地足柄病院岡田小三太方にては震災と共に建物倒壊し、炊事場より發火し、病院全部を焼失したる外、民家三戸を焼失し消し止めたり。
- 小田原町幸三丁目五〇三番地土管商近藤熊吉方に於ては、震災と共に住宅及土藏倒壊したるより、續く餘震に家

人は他に避難せり。然るに午後十時三十分頃に至り土蔵内にありたる火鉢の残火が衣類に燃えて發火し、土蔵及住宅の大半を焼失消し止めたり。

小田原町三丁目百三十番地漬物商瀧本正義方に於ては震災と共に家屋倒壊し、勝手元にありたる焜爐より發火し、大事に至らんとしたるも、勝手元にありたる水を注水消し止めたるものなり。

小田原町新玉二丁目四百三十六番地會知員木内春松方に於ては震災と共に家屋倒壊、勝手元より發火し、附近民家五戸焼失鎮火せり。

これらの防火施設として、小田原に於ては、早川の下流大窪村板橋から源水を配入して、小田原の主幹通路に水道を設けて引用しつゝあつたが、震災と同時に水道破壊断水して、消火の用に供することが出来なかつた。それで震災の消防には、小田原御用邸前の御濠及び井水を使用したのであるが、火元數ヶ所に於ける延焼の猛威に對して、用水意の如くならず、加ふるに町の家並平坦にして人家稠密の場所ではあり、地震による住民の狼狽と恐怖とは、消防に協力する用意を缺いてゐたが、幸町一丁目御用邸前は、人家粗に、且つ各屋舎は樹木に囲まれてゐたので消火を早めたが、老樹にして下方に枝葉のない樹木は、何等火災に對して効果がなかつた。其他、小田原に於ける火災の鎮滅は、一に消防の力と相俟つて人家の密接しない空地を擁したに依るもので、當日西南の微風から、午後三時頃東北の微風に轉じた後までの延焼状態は、小田原警察署の調査にかゝる、次の延焼状況及焼止りたる事由によつても察することが出来る。

二、延焼の状況

小田原町に於ては幸二丁目三百番地旅人宿原熊助方より發火したる火焰は、隣家に延焼し、勢を得て順次東北に延焼し、小田原町幸一丁目三百三十番地魚商尾上倉三郎方炊事場より發火したるに餘震頻發し、消火するものなく、火は勢を得て北東に延焼し、活動常設館吾妻座の大建物、旅館小伊勢屋、料理店花菱等の大厦高樓を焼き、紅焔は愈々猛威を極め、國道に沿ひ、幸一丁目方面に延焼し、一方幸一丁目三十番地醤油商小澤銀次郎方にては炊事場の竈に火を焚き付ける際、震災に遭遇し、家人は身を以て免れたる爲め竈より發火したるも消火するものなく、忽ち附近に延焼し、火勢は猛りて紅焔天に沖し、小田原郵便局・足柄下郡役所方に延焼し、原熊助方より延焼したるものと合體し、益々狂暴を加へて東北方に延焼す。

小田原町萬年三丁目五百十二番地菓子商梶角藏及宮田こと方は家屋接近し居りて當時晝食準備中、震災に遭遇し、家屋倒壊したるより家人は身を以て免れたるに、勝手先より發火し、同時に兩家共火災を起し、四隣に延焼し、火は益々勢を得て東北に延焼し、幸町方面より來りたる火と合して八方に延焼したり。小田原町新玉三丁目五百六番地菓子製造業清水陳吉方に於ては朝來より製造場に於て火氣を取扱中、強震に遭遇し、家屋倒壊するや、戸障子等に燃え移りて發火し、東北方に延焼したるものにして、其の方面は別紙圖面の通り。(圖面略)

三、焼止りたる事由

小田原町に於ける火災は各所より發火し、西南の微風に東北に延焼し、小田原町新玉四丁目方面に走りたる火は午後三時に至り、北風と變じて延焼の度の低下したると、強震に家財を捨て、避難したる民人も稍々昂奮より覺め、財寶を保持せんと欲して集合し、消火に努めて午後十時頃消火するを得たり。

東方に走りたる火災は小田原町幸町一丁目舊幸田方面に至りたるも、北風と變じたに加へ家屋散點し、周圍に樹木ありたる爲に午後四時頃消火す。

北東に走り、縁一丁目方面に至りたる火災は、小田原驛前より通する十間道路の爲め西方に延焼せず、北東に延焼したる火災は小田原停車場前より左折したる縣道の爲め、延焼の度少なきと風位の變更並に民人の消防に努めたる結果、午後八時頃消火したり。

幸二丁目・四丁目方面は全部焼失、海岸に至りて消化したり。

小田原町幸一丁目八百六十二番地

閑院宮御別邸は小田原町の一般民家を去る一町餘の小峰公園上に位し、宏莊なる洋館なりしが、炊事場より發火し、黄煙濛々として立よりたるも、町民は引續く強震の爲め顧るものなく、邸内扈從者のみが消火に努めたるも、消火するを得ず、署長は署員中より神子警部補以下巡査六名を隨へ、現場に至りて消火に努めたる結果、本館に延焼せず、午後三時頃消火するを得たり。

小田原第一小學校は小田原御用邸の南方に位し、東西北は縣道に接し、南方は老松を以て民家と境し居りたるも、校舎と民家との距離は運動場を挟みて十有餘間を有し、加ふるに校舎倒潰後發火したる爲め、火焰天に冲する程度に至らず、校舎のみを全焼、午後二時頃消火したり。

小田原町十字二丁目四百四十五番地足柄病院事岡田小三太方に於ては、震災により家屋倒壊し、午後零時十分頃炊事場より發火し、同病院全部に延焼し、猛火は炎々として天を焦すも、餘震の爲め附近民人恐怖の念に驅られ、

集るもの更に無く、僅かに一時間にして同病院を燒盡したり。折柄西南の風は俄に西北の風と變じ、下方に相當する住家危険に瀕したるより、近隣の者等集ひて消火せんとしたるも、用水なく、僅かに各自の勝手元によりし水を注水し、民家三戸に延焼し、辛うじて消火するを得たるものなり。而して同病院は北に山を背負ひ、西は熱海線軌道に接し、東は俗稱天神山の山林に連り、稍々低下せる南方のみが住宅に接したる地勢なりし爲め、午後三時頃消火するを得たるものなり。

小田原町幸三丁目五百五番地土管商近藤熊吉方は裏手に土藏ありて家人仕事場たりしが、震災の爲め火氣を取扱ひたる儘家人は他に避難したるより、午後十時三十分頃に至り、火は同所にありたる襦袢より障子に燃え移り、火災を起したり。發火場所附近に小田原警察署あり、東南方約一丁の地點にして震火災により焼失を免れたる箇所にて、人家稠密し、加ふるに水利の便なく、署長は署員數名を指揮し、小田原消防組第三部小頭藤井高芽外三十四名と共にガソリン唧筒を使用し、百有餘間を距る小田原御用邸前御濠の水を利用し、必死となりて消火に努めたる結果、午前零時に至り辛うじて鎮火するを得たり。之が爲め小田原町十字一三四丁目方面は火災の厄を免れたるものにして、其の效果偉大なりと云ふべし。

小田原町縁三丁目百三十番地漬物商瀧本正義方より發火したる火災は、あはや大事に至らんとせる一刹那、近隣の堤雄平駆け付、家人と共に勝手元に汲み置きたる水を手桶を以て注水し、消火に努め、炊事場の一部を燒きて消火したり。

小田原町新玉二丁目四百三十一番地會社員木内春松方に於ては勝手元より發火したるも、餘震烈しき爲め消火す

る者なく、忽ち密接したる人家に燃え移り、火焰天に冲するや、附近の者集合し注水したる爲め、五戸を焼失し、辛うじて午後二時頃消火するを得たり。

かくて、猛火は、翌日の午前二時頃に至つて漸く鎮火したのであつたが、此間に於ける警察官の活動は目覚ましいものであつた。當時、署在地勤務者以外に指揮命令の傳達方は容易でなかつたが、署在地勤務員に對しては、小田原署長より、人命救助及火災防止を命じ、且つ應急救護の手配を盡さしめた。當時天神山閑院宮御別邸には、殿下御滞在中であつたので、署長自ら居合せた巡査數名を引率して御別邸に駆け付け、御避難の御救出其他の措置を採り、爾後、警部補一名・巡査三名を配置して、御警衛に當らしめ、一旦歸署して、警察署の避難位置を箱根口と定め、駆け付けたる非番員に部署を指定して、幸町三丁目・御用邸正門前、又緑町方面に署員を分つて、火災防止及び避難民の指導等に從事せしめ、一面、國府津・酒匂方面及び足柄方面には、偵察兼傳令として各巡査一名を派遣し、それぞれ警備及び救護上適宜の處置を採るべきを命じた。大窪村及早川村も、午後二時出署したので、署長は、火災豫防・盜難警戒・應急救護其他の警備方に就て指令したが、これら各方面の情報を察するに、郡内に於ける被害の激甚にして、震災に次ぐに火災を以てしたるもの、獨り小田原方面のみにあらざる模様なので、それが調査報告を急がしめ、夫々救護の手配を講じたのであつた。

今、小田原以外の火災の伴ひたる隨所の災害を其後の調査に見るのに、次の如くであつた。

一、火災の状況

足柄村字正蓮寺九百七十番地奥津千代吉方勝手元爐より發火し、二戸を焼失したり。

足柄村井細田四百六十七番地正蓮寺山田勝定方に於ては家屋倒壊と共に、座敷内にありたる火鉢より發火し、同寺一棟三十坪を焼失せり。足柄村萩窪二百二十七番地小田原瓦斯株式會社に於ては汽罐室より發火したるも、一部を焼燬したるのみにて消し止めたり。

早川村一六一番地鈴木源三郎方に於ては震災と同時に家屋倒壊し、其の利那店頭にありたる商品燐寸より發火し、三十二戸を焼失せしめたり。

酒匂村小學校に於ては震災と共に校舎倒壊して、階下化學室藥品置場より發火し、校舎全部を焼失したり。

下中村小學校化學藥品より發火し、校舎一棟焼失し、

下中村字上野六百八十八番地農大塔兼吉方に於ては、震災と同時に家屋倒潰し、座敷内爐より發火し、同家を焼失消止めたり。

下中村小船二十二番地農船津市五郎方にては震災と同時に家屋一棟を焼失鎮火したるものなり。

下中村小船六百五十五番地菓子製造業小宮福松方に於ては製造場より發火し、同家一棟を焼失鎮火し、

下中村小船六百五十一番地仕立職志村榮吉方に於ては震災と共に家屋内勝手元爐より發火し、附近民家三戸を焼失鎮火せり。

國府津村小學校に於ては震災と共に校舎倒壊し、化學室より發火し、校舎を焼失鎮火せり。

溫泉村字宮ノ下番地不詳安藤京太郎方に於ては震災と共に家屋倒潰し、勝手元爐より發火し、附近人家三十戸を焼失鎮火せり。

片浦村根府川高等小學校に於ては震災と共に校舎倒潰し、化學藥品室より發火し、校舎全部を焼失鎮火し、片浦村江ノ浦農一井磯右衛門方に於ては震災と共に家屋倒潰し、勝手元龜より發火し、同一棟を焼失鎮火し、上府中村字永塚二百四十四番地農木村元次郎方に於ては震災により家屋倒潰するや、共に勝手元龜より發火し、同家一棟を焼失鎮火し、眞鶴村小學校に於ては震災と共に家屋倒潰し、化學藥品置場より發火し、校舎一棟を焼失し鎮火し、眞鶴村に於ては青木福太郎外三戸より發火し、六十八萬七千坪中一萬二千坪を焼失鎮火したるものにして、焼失區域狭少の如くなるも、人家稠密せる部落の大半を焼失したるものなり。

二、鎮火の状況

早川村百六十一番地雜貨商鈴木源次郎方に於ては店頭の商品の燐寸を積み重ねありたるに、震災に依り家屋の倒潰と共に、燐寸は摩擦發火して火災を起すに至りたるものにして、折柄の西南の激風に煽られ、東北に延焼したるも、時に餘震の襲來に民人は逃げ惑ひて消火に努めたるものなく、軒に接したる人家三十二戸を焼失鎮火するを得たり。

温泉村宮の下百八十番地日稼安藤京太郎方に於ては晝食準備中震災に遭遇し、家屋の倒潰と同時に家人等は他に避難したるより、勝手元龜より發火し、人家稠密したる關係より左右に延焼し、富士屋自動車會社倉庫・村役場等相當大なる建物を合し、三十戸を焼失するに至りたり。眞鶴村に於ては八百七十一番地漁業青木福太郎方勝手元より家屋の倒潰と共に發火し、六百八十三番地大澤直次郎方は家屋倒潰と共に座敷内火鉢より發火し、六百五十二番地漁夫西尾伊勢松方は家屋倒潰と共に勝手元燧爐より發火し、五百五十五番地齒科醫近藤利雄方は家屋倒潰と共に藥品等より發火し、何れも近隣に延焼したるものにして、同村の地形は恰も摺鉢を起したるが如き状態にして、平地の箇所少なく、人家稠密し居る關係上各所より發火したる火は合して勢を得、下方より上方に延焼し、其の大部分を焼失鎮火したるものなり。

足柄村字蓮正寺九百七十番地農奥津千代吉方より發火するや、同所駐在巡査は附近の消防をして消火せしめんとしたるも集合せず、僅かに附近者等と協力消火に努めたるも力及ばず、遂に午後一時頃同家を全焼せしむるに至りたり。然れども接近したる家屋なき爲め他に延焼するに至らず。

足柄村字井細田四百六十七番地正蓮寺山田勝定方より震災により家屋倒潰發火するや、同村駐在巡査は民人が恐怖に襲はれ漸くにして集りたる附近者等を指揮し、山王川より吸入手押ポンプにて消火に努めたる結果、同家一棟を全焼、午後一時半頃消火し、他に延焼を見ず、而して同所は人家稠密の程度ならざるも、相當家屋ありて他に延焼の虞ある場所にして、全く消防の力により延焼せざるものなり。

早川村百六十一番地雜貨商鈴木源三郎方より發火したる火災は、折柄西風に縣道を挟みて人家軒を並べたる同所を東方に延焼したるも、民人は極度の恐怖に襲はれて消火に努むるもの少なく、加ふるに延焼の爲め火藥商太田昇方貯藏所爆發し、益々不安に驅られ居りたるに、偶々東北風に變じ、火は同村を蔽はんとしたるより民人集り來り、同村駐在巡査は極力消防を指揮し、辛うじて午後三時三十分三十二戸を焼失鎮火したり。

酒匂村尋常高等小學校より發火し、折柄の西南風に煽られ火勢を加へ、殊に消防唧筒は消防小屋顛覆し引出し

困難なりし爲め、遂に午後二時三十分校舎を全焼せしむるに至りたるものにして、附近人家とは相當距離を有し、微風なりし爲め延焼を免れたるものなり。

下中村尋常高等小學校より發火したる火災は、通路橋梁の缺潰により消防器具の運搬を爲す能はずして消火に途なく、午後三時頃校舎全部を焼失鎮火したるものにして、人家との距離ありたる爲め他に延焼せざりしものなり。

下中村字上町六百八十八番地農大塔兼吉方より發火したる火災は、南西の微風なりし爲め來援消防に從事したる者少なかりしも、隣家に接したる箇所には樹木の植込ありたる爲め他に延焼せず、午後二時頃同家一棟を焼失鎮火するを得たり。

下中村字小船三十二番地船津市五郎方より發火したる火災は、消防に從事するもの少かりしが、接近したる家屋なき爲め、午後三時同家一棟を焼失せしめ消火せり。

下中村小船六百五十五番地菓子製造業小宮福松方より發火したる火災は、消防に從事する者なく、消防も其の効果少なく、午後三時頃同家一棟を焼失鎮火したりしが、同家も他家と相當距離ありたる爲め延焼せず、消火したるものなり。

下中村小船六百五十五番地仕立職志村榮吉方より發火したる火災は、折柄の西南風に煽られ、附近の人民が消防に全力を盡すも、民家の比較的隣接したる關係より午後四時頃三戸を焼失し、稍々空地ありたる箇所にて消したり。

國府津村字岡國府津小學校より發火したる火災は駐在巡查が職員等と協力し、附近人民を指揮し、消火に努めたと、比較的民家との距離ありたる爲め、午後三時頃校舎全部を焼失消火したり。

温泉村宮の下百八十番地日稼業安藤京太郎方より發火したる火災は、西南の風の爲め國道を挟みて相隣接せる家屋を焼き、派出所巡查部長及駐在巡查等、民人を指揮し、必死となりて消火に努めたる結果、午後四時頃僅かの空地にて消し止むるを得たり。

片浦村高等小學校より發火したる火災は、人家より數町を隔てたる關係上、職員のみ消火に努めたるも力及ばず、午後三時頃校舎全部を焼失消火したり。

片浦村江の浦三二四番地一井磯右衛門方より發火したる火災は、消防に從事する者少く、且交通不便なる爲め、消防も其效なく、午後一時三十分隣家一戸を焼き、家屋倒壊したる爲め、比較的火焰の上らざると、僅かの空地と消防と相俟ちて消火するを得たり。

上府中村字永塚二百四十四番地農木村元次郎方より發火したる火災は、家人のみ極力消火に努めたるも、餘震の爲め來援者なく、他に延焼の處ありしが、民家隣接せざりし爲め、同家のみにて午後一時三十分頃全焼して消火したり。

眞鶴村小學校より發火したる火災は、水利の便なきと消火に努むるものなきとに因り、午後二時頃全校を全焼したるも、民家に相當距離ありたる爲め延焼するを得ず、消火したり。

眞鶴村八七一番地漁業青木福太郎方は眞鶴村部落の中央部より稍南方に寄りたる海岸に近き箇所にして、同所

より發火したる火災は、左右に岐れて(上方)北西に延焼し、同村六百八十三番地大津直太郎居室は同村六百五十二番地西尾伊勢松方居室と共に同村部落の東北方海岸に面したる箇所にして、同所より發火したる火災は左右に擴がりて上方(北西)に延焼して、遂に火は相合して同村の大部分を焼失し、午後四時半頃消火したるものにして、消火事由と認むべきものなく、比較的家屋の密接せざる空地を存したると、一時恐怖に驅られたる民人も時間の経過と共に稍々心氣鎮靜し、家財を欲するに至り消火に努めたる結果に因るものなり。

眞鶴村五百五十五番地齒科醫師近藤利雄方より發火したる火災は、附近に空地を存し他に延焼せざる箇所なりし爲め、同家のみを焼失午後一時頃消火したり。

これらの地に於ける警備・救護の緊急を感じたので、箱根方面の警備・救護に就ては、強羅方面より來るものに託して、宮ノ下部長派出所にその應急處置を命じたが、片浦以西は、當日受持員に特別緊急命令を傳達することが不能であつた爲め、各受持員を信頼して適宜措置せしむるの外なき状態であつた。

然るに、小田原に於ては夕刻に至るも、猛火なほ終熄せず、餘震なほ頻々として到り、人心の動搖甚だしいので、更に十字二丁目に巡查二名、小田原驛前に巡查二名、初玉一丁目に巡查二名を警備に當らしめ、綠町方面は消防に従事するもの以外、署員は箱根口に於て警備に従事したが、午後七時頃、幸三丁目五〇五番地より發火したので、之が消防に従事し、午前一時頃火を俟つて箱根口に引上げ警備に任じた。

郡も亦之が救護に着手すべく、二日小田原第二小學校庭に假事務所を設置し、廳員一同出勤して八方手を分ち、先づ糧食の配給に盡瘁する一方、郡吏員二名を陸路横濱に急行せしめて被害の概況を縣に報告し、且つ食糧の補給

方を縣に申請すると共に、石油發動機船の徵發を行つて、物資輸入の任に當らしむる計畫を立てたが、然も猶糧食問題に就ては緊急措置せねば容易ならぬ結果を生ずるであらうと不安に脅かされたのであつた。もと本郡の米産額は、常に不足勝で、年額は約四萬石に過ぎないのに、現在人口の消費量は約九萬四千石を要し、それに箱根・湯ヶ原温泉場の四時浴客人員の消費量を加算すると、其不足額は甚大となるので、郡は一時困難の極に陥つた。さしあたり糧食及諸物資の輸送其他の交通に就ては、海路の便があるにはあつたが、一日も早く陸上交通運輸の便を開かなければならぬ。然るに、道路に於て、橋梁に於て、土木の被害は眞に甚だしく、爲に、交通・通信機關の總てを擧げて悉く不通となり、郡は絶海の孤島にも等しく、僅に海路の日和を俟つの外ない状態にあつたのである。

震災によりて衣食住に窮乏し、引續きたる餘震の強烈に一層恐怖の念を増大し、郡民は一般に戦々競々の裡に一日を明し、二日に至ると、朝來京濱地方の慘害一層激甚の報は傳はり、地方住民は益々前途の不安に驅られたのであつた。然も、夜が明けた小田原を見れば、一望荒涼として凄慘を極め、總戸數一萬七千を數へられた東海道有数の町が、全潰・全燒・半潰・半燒のみぢめさ、全市街は、燒野原でなければ、狭い道路を挟んで兩側から倒壊し、名物「ういらう」や「ちんりう」の看板が二軒家のべしやんこな店舗と一緒に路傍に抛り出され、其他無数の大小店舗が無慘に捻ぢ倒されてゐる。小田原城の如きさへ、昔築城法を自慢した其の石垣も、鞠のやうに轉がり出して外濠の中に顛覆してゐる。閑院宮御別邸の西洋館は、棕櫚等のやうに龜裂してゐる。總人口二萬四千の内、一萬一千餘名の死傷者を出してゐる。其他、足柄村の如き全村殆んど倒潰して死者百數十人、傷者數百人を出し、眞鶴村の如きは倒潰に次ぐに火災を以てして、全村焦土と化した被害根府川及び米神は埋没し、其他崩壊・倒潰・埋没の爲に、

郡内各村夫々甚大なる被害を受けたることは表示の如くであつた。

震災調査表 (小田原警察署)

町 村 別	戸 数	震 災 前		死	傷	行 方 不 明	計	全 潰	半 潰	全 燒	埋 没	流 失	計
		人	口										
小田原町	五、一五五	二、六六八	二、六六八	七〇	一、九一八	四	二、二九三	一、九四五	五〇二	二、二六			四、五七二
足柄川村	二、三三三	二、八五八	二、八五八	一八七	五八		七〇五	一〇八二	六六四	三			一、七四九
豊川村	二、五五六	一、六九九	一、六九九	六	九		一五	二五二					二五二
早川村	四〇〇	二、三三三	二、三三三	一〇	二五		二七	一四	二二	三			五九
片浦村	四二二	二、三三三	二、三三三	六〇三	一九二		七九三	九六	一七五	二			一、七〇
大窪村	五〇五	二、八七〇	二、八七〇	二五	七		一五	六二	二七五				三六四
湯本村	一、〇八一	五、六〇六	五、六〇六	七	三三		六六	六四	二七				二〇四
下府中村	三三二	一、四八八	一、四八八	一三	三〇		三三	二四八	三三				三八二
上府中村	三三二	一、四八八	一、四八八	一三	三〇		三三	二四八	三三				三八二
下府中村	三三二	一、四八八	一、四八八	一三	三〇		三三	二四八	三三				三八二
田曾我村	三三二	一、四八八	一、四八八	一三	三〇		三三	二四八	三三				三八二
國府津村	四七三	二、五九五	二、五九五	九	二七		三〇	一〇〇	一九〇				六九〇
前羽村	四七三	二、五九五	二、五九五	九	二七		三〇	一〇〇	一九〇				六九〇
計	一、六九二	九、五三九	九、五三九	一、六六三	四、三五五	四七	六、〇五五	七、三三一	三、八四九	二、六六九	一〇六	六四	一三、九九九

町 村 名	現住戸数	現住人口	罹 災 戸 数		死 者 数	傷 者 数	行 方 不 明
			全 潰	半 潰			
眞鶴村	八三三	三、六五〇	六	二七	一六三	四六七	六八
福浦村	一八三	一、一〇〇	一	六五	九七		一五
岩瀨村	二七二	一、一五五	八	八八	九七		一五
吉瀨村	六四四	三、六八三	二	二六	二五五		五〇
土肥村	六三七	四、五八	三	四	二〇		六四
宮城野村	三六六	一、九八二	三	三	二〇		六四
仙石原村	三九六	二、四三九	一	三〇	二〇		六四
元箱根村	一三五	六七〇	一	二	六五		六四
箱根町	五二	四八八	一	二	四九		六四
芦ノ湯村	二八	一、四三	一	二	三		六四
計	一、六九二	九、五三九	一、六六三	四、三五五	三、八四九	二、六六九	一〇六

震災被害状況調 (足柄下郡役所)

備考 一、片浦村死者判然したるもの五六なるも死體發見せざるも全く死亡したるに相違なきを以て行方不明者と記載せず
二、他の行方不明者も何れも死者と認むること至當のものなり。

町 村 名	現住戸数	現住人口	罹 災 戸 数		死 者 数	傷 者 数	行 方 不 明
			全 潰	半 潰			
小田原町	五、三三三	二七、三二一	一、七四〇	一、二六八	二、三三八	三	一
計	五、三三三	二七、三二一	一、七四〇	一、二六八	二、三三八	三	一

區名	損害高 額	區名	損害高 額	區名	損害高 額
二一	六〇	八四	四二六	計	三、〇〇一
二〇	四〇	四	四〇	二九	一二三
一九	五〇	四	六六	二八	二二
一八	六五	五	六六	二七	二二
一七	六五	八	二三五	二六	二二
一六	一	二	一六四	二五	二二
一五	一	二	一五五	二四	二二
一四	一	二	一五〇	二三	二二
一三	一	二	一九〇	二二	二二
一二	一	二	一五〇	二一	二二
一一	一	二	一五〇	二〇	二二
一〇	一	二	一五〇	一九	二二
九	一	二	一五〇	一八	二二
八	一	二	一五〇	一七	二二
七	一	二	一五〇	一六	二二
六	一	二	一五〇	一五	二二
五	一	二	一五〇	一四	二二
四	一	二	一五〇	一三	二二
三	一	二	一五〇	一二	二二
二	一	二	一五〇	一一	二二
一	一	二	一五〇	一〇	二二
合計	三一、一五七、九〇七	合計	四、七六二	合計	五〇二

第二表 住家の被害

町村名	區別	全潰棟數	棟全燒	棟全埋	棟全流	半潰棟數	棟半燒	棟半埋	棟半流	破損棟數	積損格見
小田原町	棟坪	木造一七、八四〇	木造四〇			木造一〇、八四〇				木造五、九〇〇	一、〇六一、六〇〇
足柄村	棟坪	石造二、〇〇〇	木造三〇			木造二、〇〇〇	木造一〇				七九〇、〇〇〇
豊川村	棟坪	木造五、一五〇				木造二、五八〇					七九〇、〇〇〇
早川村	棟坪	木造一、〇〇〇				木造三、八〇〇					七九〇、〇〇〇
片浦村	棟坪	木造一、〇〇〇	石造一、一五〇	木造二、〇〇〇	木造三	木造一、〇〇〇			木造一		七九〇、〇〇〇
大窪村											
湯本村	棟坪	木造七、八〇〇				木造一、三三八					八七〇、八〇〇
酒匂村	棟坪	木造九、一五〇				木造六、三〇〇					八七〇、八〇〇
下府中村	棟坪	木造五、三五〇				木造二、三五〇					六二〇、〇〇〇

上府中村	木造四、四七三 二二三	木造一、一五	木造二、六〇〇 二二三	木造	木造四、九六〇	木造六、八四〇	木造二、二八〇 一四一	木造四〇	木造二〇	木造一、〇〇〇	木造一〇、〇〇〇	六四八、〇〇〇
下曾我村	木造七、三三〇		木造八、〇〇〇	木造	木造六、八〇〇	木造八、〇〇〇						八九八、八〇〇
田島村	木造一、八八八 一一〇		木造六、六〇〇 三三三	木造	石造一〇〇 木造七、六〇〇 三八〇	棟瓦造一〇〇 木造一〇〇 五〇						三二一、五〇〇
國府津村	木造四、四〇〇 三三〇		木造七、六〇〇 二二〇	木造	木造二、二六五 一五二	木造三、〇四五 一〇三						六七〇、六〇〇
前羽村	木造一、四〇〇 九六		木造二、二八〇 一四一	木造	木造三、〇四五 一〇三							三三三、五七五
下中村	木造六、九〇〇 三三三	木造一、四〇〇 七	木造二、二八〇 一四一	木造	木造二、二八〇 一四一							九七九、四〇〇
眞鶴村	木造一、七〇〇 八、六〇〇	木造八、六〇〇 七	木造四、四〇〇 三三三	木造	木造四、九六〇 二二二	木造四〇						二、一八九、八〇〇
福浦村	木造六、〇〇〇		木造一、六〇〇	木造	木造一、八〇〇							二〇〇、〇〇〇
岩村	木造一、四〇〇		木造一、二七六	木造	木造一、二七六							四八七、二六〇
吉濱村	木造三、六四五		木造三、〇〇〇	木造	木造五、〇一〇	木造一、五〇〇						三五四、〇五〇
土肥村	木造三、五六〇		木造三、二四〇	木造	木造三、二四〇							六四八、〇〇〇

第三表 非住家の被害

温泉村	木造二、三三〇 六	木造八、六〇〇 三〇	木造一、八九 七	木造三、八三 一三	木造六、八四 一七〇	木造六、八四 一七〇	八七四、九七〇
宮城野村	木造九、五〇 三		木造二、三五 二	木造五、五九〇 一七五	木造四、九六〇 一五三	木造四、九六〇 一五三	六二〇、〇〇〇
仙石原村	木造六、〇〇 一五		木造一、一五	木造一、一〇〇 四	木造七、一〇〇 二七	木造七、一〇〇 二七	二九六、〇〇〇
元箱根村							
箱根町							
芦ノ湯村							

町村名	區別	全潰棟數	全棟數	全埋沒棟數	全流失棟數	半潰棟數	半棟數	半埋沒棟數	半流失棟數	破損棟數	積損價格見
小田原町	棟坪	煉瓦造四〇	煉瓦造四〇								
足柄村	棟坪	石造八、九五〇 木造二、三〇〇 以下石造を含む				石造二、一六五 木造一、六三〇 (一、一六六)				木造四、四三〇 四四三	五五七、九七〇
豊川村	棟坪	木造三、〇〇〇 石造四〇				木造二、〇〇〇					五九〇、〇〇〇

早川村	木造 五〇坪	木造 三〇坪	木造 五〇〇	木造 一四、五〇〇
片浦村	木造 一、七三四 石造 一、七三四 木造 四〇三 土蔵 一、三二七 學校 一棟	石造 一、七三四 土蔵 一、三二七	木造 一、七三四 土蔵 一、三二七	一七五、三二〇
大窪村				
湯本村	木造 四八		木造 一五四 石造 四七 三六	三五六
酒匂村	木造 二、二六四 三九八	木造 四九五	木造 三、六九一 七〇九	一〇九、一四五
下府中村	木造 一、五三八		木造 一三五	
上府中村				
下曾我村	木造 四、〇五〇		木造 一〇五	三三、九八〇
田島村	木造 二、八二〇 二〇九		煉瓦造 一、〇〇〇 木造 一〇五 一七	一六八、五三五
國府津村	石造 一四三 木造 一、〇〇〇 一〇〇		木造 一〇五	二、三二〇

前羽村	木造 一、六〇〇	木造 一四〇	木造 一、一〇〇	七二、〇〇〇
下中村	木造 五、三〇〇 六九〇	木造 一、〇〇〇	木造 一、一七〇 一七	四六、四〇〇
真鶴村	木造 一、五〇〇 四九〇	木造 三〇〇	木造 七五〇	三〇八、六五〇
福浦村	木造 七三	木造 一八	木造 三三〇	四三、五二〇
岩村	木造 五〇八 三〇〇	木造 二〇〇	木造 四九三	九五、七六〇
吉濱村	木造 一、八〇〇	木造 三〇	木造 二、六〇〇	一一七、七〇〇
土肥村	木造 一、六五〇		木造 二、八二〇	五九、一八〇
温泉村	石造 一、二一五 木造 一、八一五 六七	石造 三〇 木造 三九	石造 一、一五七 木造 六五 一四	四八、〇〇〇
宮城野村	木造 二、二〇〇 二〇〇	石造 四七 木造 二〇	木造 一、三三五 二七	三三、六〇〇
仙石原村	木造 二〇〇 二〇〇		木造 二、四〇〇 八〇	三、二〇〇
元箱根村			木造 一、三〇〇 六〇	三、二〇〇

しめ、九月三十日若くは十月十七日まで持續し、同日以後は、檢問所を廢止して、派出所・駐在所に於て檢問事務を取扱はしめた。

なほ諸物資の輸送、其他の交通機關の恢復に就ては、先づ、國・縣道の應急修理に關し、軍隊及土木派出所と聯絡を取つて工事の進捗を圖つたが、何分にも各方面の被害は頗る甚大であつたので、應急工事は容易の事ではなかつた。よつて、静岡縣庵原郡及安倍郡在郷軍人會員數十名宛各五日間に互り應援を求めて、道路・橋梁・下水・溝の修理に當らしめ、漸くにして陸路人馬の交通を開始することを得たのである。

これより先、静岡縣よりの應急救助玄米四百俵其他副食物は三日に到着し、續いて九月六日、五千俵の玄米と日用生活必需品並に應急建築材料の注文を發したるに對し、同日以後陸續として糧食米其他諸物質の入荷を見た。八日には又縣よりの配給外米二千五百袋の内、百六十袋の到着を見たる外、郡内に於ては前羽村前川、石塚八郎右衛門所有米參百俵の徵發を行ひ、尙其他に於ても農村の如き自給自足の地方を除き、小田原・足柄・片浦・眞鶴に對しては、町村相互に糧食米の融通を取計らはしめ、箱根方面に對しては、小田原との運輸不可能のため、静岡縣御殿場・三島との間の交通運輸の便を借り、同地方から糧食の供給を受けしめ、其他、町村直接購入の糧食等によりて、郡内各方面に互る糧食需給上の不安を除くことが出來た。

次に、衛生方面の施設に就ては、殊に小田原の如き動もすれば罹災民間の衛生状態不良にして傳染病發生の惧があるもので、先づ焼跡の整理・便所の設備を行ふべく、其建築材料として、五・六戸に一個所の割合で、竹材・葦・空樽等の徵發を行ひ、又、飲用井水に注意し、井戸浚渫の爲、之が清澄劑を縣救護局に申請し、其配給を得て之を實行

し、幸に傳染病の發生を防止すること出來た。

又、傷病者の治療に就ては、罹災後間もなく兵庫縣赤十字救護班の應援があつたが、暫くにして引上ぐるに至つたので、直に、赤十字本社及び縣支部に交渉の結果、兵庫縣支部救護班は前羽村に、廣島縣支部救護班は小田原町に、神奈川支部救護班は片浦村に出張派遣されて、治療に従事した。

このやうに糧食米に就ては、静岡縣からの購入米と、縣配給の外米と相俟ちて、漸く其急場を凌ぐことが出來た。其他交通方面・運輸方面・衛生方面の總てに涉り、稍と不安なきを見、こゝに始めて郡民一同愁眉を開くことを得たのである。されど其當初に於て、之が諸物資の輸送・配給の作業に至つては、交通機關の僅に海路徵發發動機船に依る外無かつたので、酒匂・小田原・岩・眞鶴部内の石油發動機船九隻の徵發を行ひて、何れも物資輸送の任に當らしめ、短きも數日、長きは旬日に及んで其徵發を繼續した外、神奈川縣水産試驗場所屬發動機船利用の便を得たが、時恰も海岸は常に激浪奔騰であつたので、適當の船揚場に苦しみ、自然其遲着を見、活動意の如くならず、小田原・横濱間に吏員を往復せしめたことは頻繁であつた。

糧食米の外、縣配給義捐品其他の諸物資は、統計の示すが如き各町村被害の程度其他の状況を按排參酌して、郡は、之を衡平に分配すべく努力した。

産業方面

(1) 商工業方面 商業方面に於ては、商店の大部分全半潰となつたので、一時は休業状態に陥り、僅に破損程度の罹災商店のみ、辛うじて現所持商品の販賣をなしたのみで、交通機關の杜絶・家族及び近親者の安否・避難所の設備